

# ひたちなか市第4次総合計画 前期基本計画(案)

## 第4編 前期基本計画 総論

---

1	前期基本計画の構成	4
2	施策の大綱	5
3	強化プロジェクト	7
4	成果指標	9
5	将来人口を見据えたまちづくり	10

## 第5編 前期基本計画 各論

---

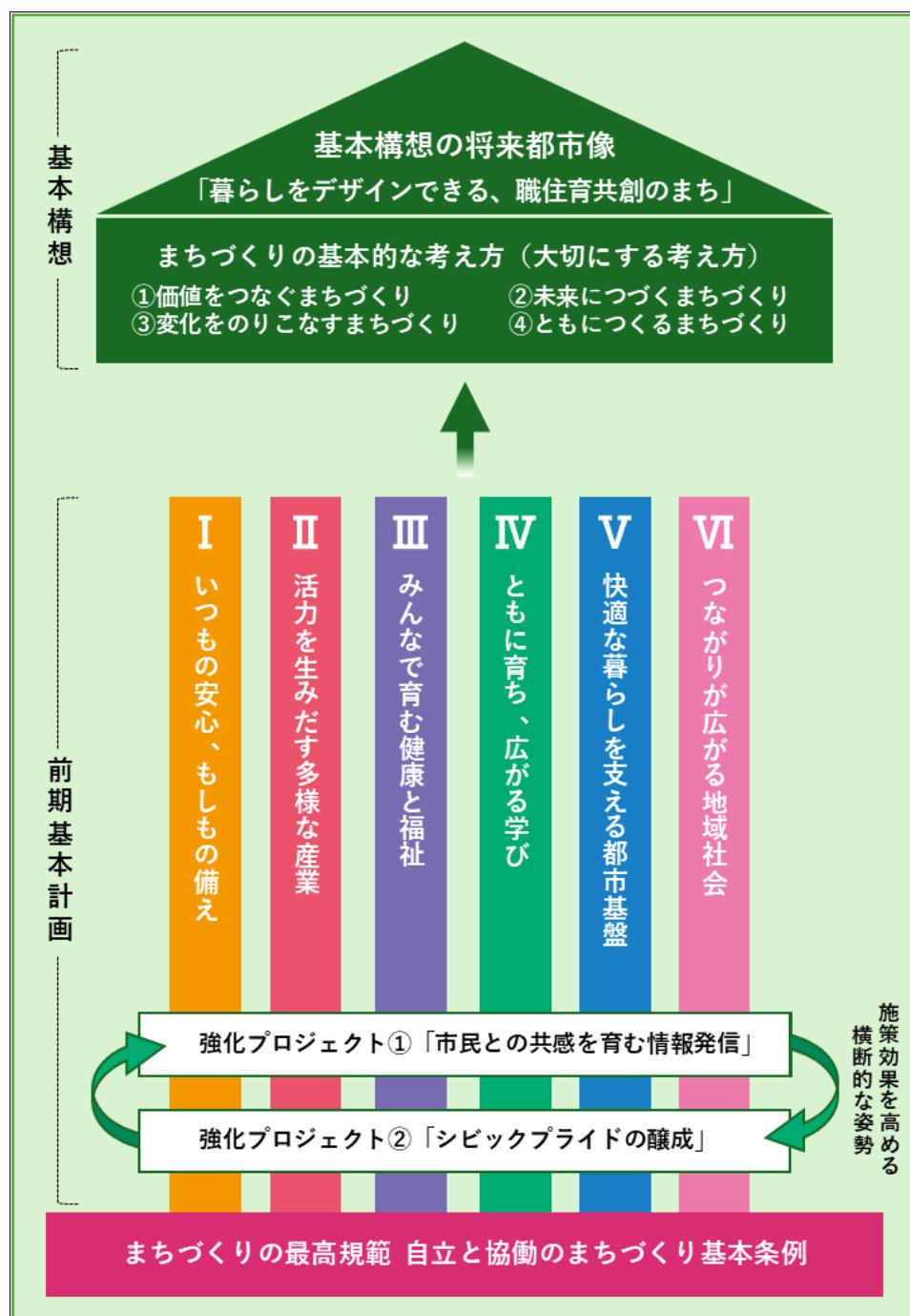
I	いつもの安心、もしもの備え	12
II	活力を生み出す多様な産業	40
III	みんなで育む健康と福祉	68
IV	ともに育ち、広がる学び	88
V	快適な暮らしを支える都市基盤	121
VI	つながりが広がる地域社会	167

## **第4編 前期基本計画 総論**

# 1 前期基本計画の構成

前期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、「まちづくりの基本的な考え方」を踏まえ、基本構想期間の8年間のうち、前期4年間(令和8年度～令和11年度)で取り組む具体的な施策を「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」で定められた6つの分野ごとに体系化した「施策の大綱」と、各施策の効果を高めるために横断的に取り組む「強化プロジェクト」を定めたものです。

計画期間の成果を測定するための指標(成果指標)を設定し、その結果を後期基本計画に反映させることで前期・後期を通じた総合的な成果を高め、将来都市像の実現を目指します。



## 2 施策の大綱

「施策の大綱」は、将来都市像の実現に向けて取り組む施策を体系的に整理したものです。

第3次総合計画では、「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」で定められた6つの分野(安全・安心、産業、福祉、子育て・教育、都市・生活環境、市民交流)ごとに体系化した「施策の大綱」を軸に、「職住近接のまちづくり」から「職住育近接のまちづくり」へと段階的に発展させ、着実に成果を積み重ねてきました。

こうした経過を踏まえ、第4次総合計画前期基本計画においては、6つの分野ごとの「施策の大綱」を継承し、まちづくりの柱として位置付けます。そのうえで、時代の潮流や市民意識などを踏まえ、個々の施策の内容を見直します。さらに、市民や法人、団体などまちづくりの多様な主体が共通の目的のもとに適切に役割を分担しながら連携する協働の取組に加え、新たに、まちづくりの多様な主体が対等な関係のなかで対話を重ねながら、新たな価値を一緒に創り出す「共創」の視点を取り入れながら、「職」「住」「育(子育て・教育・福祉全般)」の環境をバランスよく整え、自分らしい暮らしを設計できるまちづくりを推進します。

I いつもの安心、もしもの備え	II 活力を生み出す多様な産業
<p>近年、地震や局所的な豪雨などの自然災害の頻発など、市民の暮らしを脅かすリスクが高まっています。</p> <p>前期基本計画では、防災・減災のための社会基盤の整備を着実に進めるとともに、市民や地域と連携し、日頃からの備えや地域での見守り・支え合いの体制づくりを推進し、将来にわたって安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。</p> <p>I -1 防災力の強化 I -2 防災基盤の整備 I -3 治水対策 I -4 危機管理 I -5 消防・救急 I -6 防犯 I -7 交通安全</p>	<p>人口減少やグローバル化、デジタル技術の進展など、地域産業を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>前期基本計画では、多様な産業が共存するバランスの良さや、県内有数の産業拠点であるひたちなか地区を有する地域特性を活かすとともに、事業規模や分野の異なる多様な事業者との連携を図りながら、産業振興に取り組み、持続可能で活力ある地域経済の実現を目指します。</p> <p>II -1 企業誘致と雇用の創出 II -2 産業基盤の強化 II -3 工業 II -4 商業 II -5 農業 II -6 水産業 II -7 観光 II -8 産業の活性化</p>
III みんなで育む健康と福祉	IV ともに育ち、広がる学び
高齢化の進行やライフスタイルの多様化によ	少子化や教育環境の変化、学習の方法や機

<p>り、健康や福祉をめぐるニーズは一層多様で複雑になっています。</p> <p>前期基本計画では、市民が日々の暮らしの中で健康づくりに取り組む機運を高めるとともに、市民や地域、医療・介護関係者と一体となって、自立支援や重度化の予防を図りながら、必要な人に適切なサービスを届けるなど、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>III-1 健康づくり</li> <li>III-2 医療・疾病予防</li> <li>III-3 地域福祉</li> <li>III-4 高齢者福祉</li> <li>III-5 障害者(児)福祉</li> <li>III-6 社会保障</li> </ul>	<p>会の広がりにより、子育て環境や世代を問わない幅広い学びをめぐるニーズは一層多様になっています。</p> <p>前期基本計画では、地域と一体となった子育て支援の充実や学校教育の質の向上に加え、地域の歴史や特性、課題を学ぶ社会教育や生涯学習の場を通じて、自己の成長を実感できる地域社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IV-1 地域の子育て支援</li> <li>IV-2 母子保健</li> <li>IV-3 幼少期の保育・教育</li> <li>IV-4 学校教育</li> <li>IV-5 高校・大学教育</li> <li>IV-6 青少年育成</li> <li>IV-7 生涯学習</li> <li>IV-8 スポーツ</li> <li>IV-9 芸術・文化</li> </ul>
<p><b>V 快適な暮らしを支える都市基盤</b></p> <p>少子高齢化の進行や気候変動を背景に、生活・都市環境の整備の重要性が高まっています。</p> <p>前期基本計画では、道路や上下水道、公園などの生活インフラの整備、区画整理事業による住環境の整備や公共施設の適切な維持管理・再編に取り組むとともに、市民や地域、関係団体と協力しながら、資源循環や環境保全、ごみ対策の推進などに取り組み、将来にわたって快適に暮らせる地域社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>V-1 魅力ある街並みの形成</li> <li>V-2 市街地整備</li> <li>V-3 公共施設マネジメントの推進</li> <li>V-4 土地区画整理事業</li> <li>V-5 道路</li> <li>V-6 上水道</li> <li>V-7 生活排水</li> <li>V-8 公園・緑地</li> <li>V-9 環境保全</li> <li>V-10 資源循環型社会の構築</li> <li>V-11 住宅</li> <li>V-12 公共交通</li> </ul>	<p><b>VI つながりが広がる地域社会</b></p> <p>社会の多様化・複雑化や地域のつながりの希薄化が進む中で、互いに支え合い、安心して暮らし続けられる地域社会の基盤が弱まりつつあることが課題となっています。</p> <p>前期基本計画では、市民活動や地域団体活動の支援、多様なイベントを通じた交流の促進、地域情報の発信などに取り組み、人と人、人とまちがつながり、そのつながりが地域の力を高め合う持続可能な地域社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1 市民との協働</li> <li>VI-2 市民活動支援</li> <li>VI-3 つながりと交流の促進</li> <li>VI-4 多文化共生</li> <li>VI-5 男女共同参画</li> <li>VI-6 行政情報発信・広聴</li> <li>VI-7 持続可能な行財政運営</li> <li>VI-8 広域連携</li> </ul>

### 3 強化プロジェクト

前期基本計画では、6つの分野ごとに体系化した施策を通じて、将来都市像である『暮らしをデザインできる、職住育共創のまち』の実現を目指します。さらに、各施策の効果を高めるための横断的な姿勢として、2つの強化プロジェクト（「市民との共感を育む情報発信」「シビックプライドの醸成」）を設定します。

#### 強化プロジェクト① 市民との共感を育む情報発信

「市民との共感を育む情報発信」とは、市の施策を市民に分かりやすく伝えることで、各施策に対する市民の理解を深め、まちづくりへの共感を育むことを目的としたプロジェクトです。

これまで情報の内容や対象に応じて、市報や市公式 LINE、インスタグラムなど、多様な媒体を使い分けながら情報を発信した結果、市報においては全国広報コンクールでの総務大臣賞の獲得など外部評価を得るとともに、LINE やインスタグラムの登録者の増加という市民との接点の拡大などにつながりました。それでもなお、第4次総合計画の策定過程で実施した「未来デザイン会議」やアンケートの結果では、市の施策が十分に伝わっていないゆえに寄せられた意見がありました。

こうした課題を踏まえ、市民とともに計画を推進していくためには、施策に対する理解を深め、共感を育む情報発信を一層充実させることが重要であることから、本プロジェクトを強化プロジェクトとして設定します。

具体的には、媒体や表現を工夫しながら、継続的に情報を発信するとともに、必要に応じて施策の背景や過程、課題も含めて発信することで透明性を高めます。また、意見募集や対話の機会を設け、市民からの声を受け止めて発信に反映するなど、双方向のつながりを重視した情報発信を行います。

こうした取組により、市民は施策を理解して日々の暮らしに役立てることができ、暮らしの満足度の向上につながります。さらに、肯定的な評価に限らず、否定的な評価も含め、施策を正しく理解した市民からのフィードバックを施策の改善や見直しに活かし、成果の向上につなげます。加えて、まちづくりへの共感や参画意欲が高まることで、市民と行政の協働・共創が進展することが期待されます。

#### 強化プロジェクト② シビックプライドの醸成

「シビックプライドの醸成」とは、市民のまちに対する誇りや愛着を高め、主体的なまちづくりへの参画を促すことで、地域の活力や魅力を高めていくことを目的としたプロジェクトです。

本市では、まちの魅力やまちづくりに関する情報、市民同士の「誘いあわせ」を契機に、市民がまちに関する経験を積み重ね、その「経験の総和」が増えることでシビックプライドが醸成されるものと考えています。そして、こうした経験が、まちへの理解や関心を一層高め、新たな学びや活動への参画に発展するという循環が繰り返されることで、1人ひとりの市民のシビックプライドは高まり、周囲にも広がりながら、まち全体の活

力を高めていくものと考えています。こうした考えのもと、前計画より「シビックプライドの醸成」に取り組み、市民参加型ワークショップや市民による魅力発信の広がりなど着実に成果が表れています。

こうした成果を基盤に、シビックプライドをさらに浸透させ、市民と一緒にまちづくりを推進するため本プロジェクトを強化プロジェクトとして設定します。

具体的には、市民参加型ワークショップやイベントを通じて、多様な市民同士の出会いや、市民とまちとの新たな接点を生み出すことで、誇りや愛着を育むとともに、そこから得られた市民の声や活動事例を広く発信します。

こうした取組により、市民がまちに誇りや愛着を持ち、地域での交流や活動に主体的に関わることで、暮らしの充実感や満足度が高まります。さらに、市民同士の想いや活動がつながり、まち全体の活力が向上します。加えて、このように暮らす市民の姿は、市外の人々にとっての魅力となり、まちのイメージ価値の向上が期待されます。

また、これらの強化プロジェクトは、それぞれが施策効果の向上に寄与するだけでなく、互いを補完し合いながら、より大きな影響力を發揮します。効果的な情報発信によって市民がまちの魅力や出来事に関心を寄せ、関わりを深めるなかで、シビックプライドが育れます。さらに、醸成されたシビックプライドは、市民自らの発信や行動を促し、情報発信の厚みと広がりを生み出します。その結果、多くの市民にとって新たな情報や魅力に触れる機会が増えるとともに、発信した市民自身のシビックプライドも一層高まります。このような好循環によって、両プロジェクトは相乗効果を発揮しながら、施策効果の向上により強く影響を与えます。

そして、市民が施策を理解し、共感や誇りを持って主体的にまちづくりに関わることを促すという姿勢は、市民と行政が互いに協力し合いながらまちづくりを進めていくことを定めた、市の最高規範である「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」の理念にも通じるものです。

## 4 成果指標

前期基本計画では、将来都市像『暮らしをデザインできる、職住育共創のまち』の実現に向け、基本構想期間の8年間のうち、前期4年間における進捗を把握するため、市民視点の『理想の暮らしの姿』の満足度(以下「主観指標」といいます。)と 行政視点の『目指すまちの姿』の達成度(以下「客観指標」といいます。)という2つの成果指標を設定し、その結果を総合的に分析します。

主観指標は、市民の意識や実感を把握するために設定する指標です。本計画では、市民視点の『理想の暮らしの姿』に重要な要素として導き出された「安心」「つながり」「学び/成長」「活躍」という4大要素についての満足度を指標として測定します。

これまで実施してきた無作為抽出によるアンケート調査は、代表性が高く経年比較による傾向把握に適している一方で、回答はその時点の気分や情報理解度に左右されやすいという特性があります。第4次総合計画の策定過程で行った「未来デザイン会議」においても、市の取組が十分に理解されていないケースが見られ、これまでの調査手法では施策に対する市民の満足度を正確に測定できない可能性があると考えています。

このようなことから、本計画では従来の無作為抽出によるアンケート調査を継続しつつ、新たに市の施策や背景を丁寧に説明したうえで満足度を測定する手法を導入し、市民の満足度を多角的に測定することに努めます。

客観指標は、統計データや実績数値を基に、計画の進捗や成果を把握するために設定する指標です。本計画では、行政視点の『目指すまちの姿』で定めた「職」「住」「育」「共創」という、それぞれの分野における進捗や成果を指標として測定します。

このように、主観指標と客観指標という2つの指標を設定し、数値だけでは見えにくい市民の満足度と、実態を示すデータとを相互補完的に活用することで、より総合的な評価を行います。

### ○主観指標

指標 (4大要素)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
「安心」の満足度	28.6%	現状値以上
「つながり」の満足度	20.2%	現状値以上
「学び/成長」の満足度	19.8%	現状値以上
「活躍」の満足度	18.2%	現状値以上

## ○客観指標

	指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)	備考
職	市内の事業所数	3,125 社	現状値以上	
	市内事業所に従事する就業者数	62,448 人	現状値以上	
住	新中央図書館の整備	—	供用済	
	中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策(進捗率)	65.5%	100%	
育	(子育て) 子育て支援の場の利用者数	67,256 人	現状値以上	子育て支援センター、児童館、子育てサロン等の利用者
	(教育) 日常使いできる学びの場の利用者数	548,359 人	現状値以上	図書館・多世代交流施設・各コミセンの利用者
	(福祉) 健康な高齢者の割合	82.2%	見込値 (80.4%)以上	要介護認定を受けていない高齢者の割合
共創	共創による取組数(累計)	0件	20 件	「共創」とは… まちづくりの多様な主体が対等な関係のなかで対話を重ねながら、新たな価値と一緒に創り出すこと

## 5 将来人口を見据えたまちづくり

第3次総合計画後期基本計画の計画期間 5 年間(令和3年～令和7年)における人口減少率は、茨城県全体で 1.54% の減少であったのに対し、本市では0.92%にとどまり、同計画の最大目標として掲げた「令和7年度に人口 15 万人を維持する」という目標を達成することができました。

しかしながら、今後全国規模で人口減少が加速していくなか、本市においても人口減少は避けられない状況にあります。引き続き、人口減少のスピードを抑制することに努めつつ、長期的視点を持って将来の本格的な人口減少を見据えたまちづくりを行い、経済活動や余暇活動などの拠点として「選ばれるまち」となる魅力を高めていきます。

なお、将来人口の見通しについては、長期的な人口動向を示し、全国的に広く活用されている、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を採用し、国勢調査を踏まえて定期的に更新される同研究所の将来人口推計が前回推計を上回る状態を継続して実現していくことを目指します。

# **第5編 前期基本計画 各論**

## I - 1 防災力の強化

### 〈基本方針〉

災害時の市民生活の安全確保へ向けて、災害時の情報伝達手段の多様化や備蓄体制の強化など、様々な観点から災害への備えに万全を期すとともに、自主防災会や民生委員・児童委員、関係機関と連携を密にしながら、避難行動要支援者の支援体制の見直しなど、更なる防災体制の強化に努めていきます。

東海第二原発への対応としては、新安全協定に基づき、原子力所在地域首長懇談会の構成 6 市村で連携しながら対応していきます。あわせて、広域的な避難のあり方や緊急時の対応について、国・県及び関係市町村と連携のもと十分な検討を行いながら取り組みます。

### 〈取組〉

- I - 1 -① 災害への備え
- I - 1 -② 災害時の情報伝達手段の整備
- I - 1 -③ 避難行動要支援者対策
- I - 1 -④ 地域防災の取組への支援
- I - 1 -⑤ 災害時連携体制の確立
- I - 1 -⑥ 防災意識の啓発
- I - 1 -⑦ 原子力防災対策

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 1 -① 災害への備え						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまで経験してきた災害や、他所における災害対応の教訓や課題を踏まえ、自助・共助・公助が連動した地域防災体制の更なる強化が求められています。</li> <li>●自主防災会をはじめとした関係機関と連携した市民参加型の総合防災訓練を毎年実施しています。地域防災力の維持・強化のため、更なる連携を図りながら取り組む必要があります。</li> <li>●感染症と自然災害が重なる複合災害に対しては、避難所における社会的距離の確保等を継続するほか、激甚・多発化する自然災害に対して、気候変動を踏まえた対策を実施する必要があります。</li> <li>●市民の生命・財産を災害から守るために策定している国土強靭化地域計画、地域防災計画等について、随時検証する必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の自助・共助・公助が機能するように、地域防災計画を見直すほか、備蓄体制、受援体制を整備します。</li> <li>●防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会や防災関係機関等の参加の下、防災訓練を実施するとともに、課題や良好な事例を共有し、防災対策に反映させます。</li> <li>●各種個別計画や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新します。</li> <li>●避難所の開設が長期化した際の地域住民との連携や、女性、身体に障害のある方、妊娠婦や乳幼児などに配慮した運営のあり方を検討します。</li> <li>●感染症と自然災害が重なる複合災害への対応を継続し、避難所の弹力的な運営に努めつつ、激甚・多発化する自然災害に対し、気候変動を踏まえた対策を講じます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画の見直し</li> <li>●防災訓練の実施及び自主防災会との意見交換会の開催</li> <li>●災害関連マニュアル等の見直し</li> <li>●災害備蓄品の拡充</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災・減災のための計画策定及びその実施推進</li> <li>●防災関係機関との協議・関係強化</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各家庭での備蓄や家具固定等の防災対策</li> <li>●自主防災会における防災対策</li> <li>●共助の強化に資する関係性の構築</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業種別に応じた防災対策の充実</li> <li>●市や地域との連携体制の構築</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災・減災のための計画策定及びその実施推進</li> <li>●防災関係機関との協議・関係強化</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各家庭での備蓄や家具固定等の防災対策</li> <li>●自主防災会における防災対策</li> <li>●共助の強化に資する関係性の構築</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業種別に応じた防災対策の充実</li> <li>●市や地域との連携体制の構築</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災・減災のための計画策定及びその実施推進</li> <li>●防災関係機関との協議・関係強化</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各家庭での備蓄や家具固定等の防災対策</li> <li>●自主防災会における防災対策</li> <li>●共助の強化に資する関係性の構築</li> </ul>						
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業種別に応じた防災対策の充実</li> <li>●市や地域との連携体制の構築</li> </ul>						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td><td>防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>           ①総合防災訓練への参加者数            ②自主防災会の訓練実施率         </td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>           ①7,000人            ②100%         </td></tr> </table>	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度	施策評価指標	①総合防災訓練への参加者数 ②自主防災会の訓練実施率	現状値(R7)	①7,000人 ②100%
主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度						
施策評価指標	①総合防災訓練への参加者数 ②自主防災会の訓練実施率						
現状値(R7)	①7,000人 ②100%						

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

目標値 (R11)	①8,000人 ②100%
関連する市 の計画等	ひたちなか市地域防災計画 ひたちなか市国土強靭化地域計画

取組	I - 1 -② 災害時の情報伝達手段の整備								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民へ伝達しています。</li> <li>●緊急速報（エリア）メール、ホームページ、電子メール、SNS、テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。</li> <li>●大規模集客施設等に数万人単位が来場する中、災害が起った場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について、施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。</li> </ul>								
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民へ伝達しています。適切に運用することにより、情報伝達手段の確保に努めています。</li> <li>●緊急速報（エリア）メール、ホームページ、電子メール、SNS、テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、多種多様な伝達手段により、効率的かつ効果的に情報伝達していきます。</li> <li>●大規模集客施設等に数万人単位が来場する中、災害が起った場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について、施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。</li> </ul>								
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線等の通信機器の適切な運用</li> <li>●新たな通信手段の導入等による多様な情報伝達手段の確保</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価 指標</td> <td>安心安全メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録者数</td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>57,900人</td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>70,000人</td> </tr> </table>	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度	施策評価 指標	安心安全メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録者数	現状値 (R7)	57,900人	目標値 (R11)	70,000人
主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度								
施策評価 指標	安心安全メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録者数								
現状値 (R7)	57,900人								
目標値 (R11)	70,000人								
関連する市 の計画等	ひたちなか市地域防災計画 ひたちなか市国土強靭化地域計画								

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 1 -③ 避難行動要支援者対策								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち、災害時に支援を希望する方たちに対し、自主防災会、民生委員、地域住民等の協力の下、地域ぐるみの支援体制づくりに努めています。</li> <li>●高齢化や長寿命化の進展に伴い、今後、対象者が増加することが想定される一方で、避難行動要支援者を支援する地域支援者が高齢者となっているケースが見受けられ、登録基準の見直しや支援体制のあり方について検討する必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災会や民生委員等、地域支援者の理解・協力を得ながら、避難行動要支援者の地域ぐるみの支援体制を引き続き強化していきます。</li> <li>●定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し、自主防災会等と情報を共有していきます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者支援制度の運用</li> </ul>								
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災会、民生委員等への周知</li> <li>●対象者のとりまとめ</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者の安否確認計画の策定</li> <li>●災害時の支援</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市や地域との連携体制の構築</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災会、民生委員等への周知</li> <li>●対象者のとりまとめ</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者の安否確認計画の策定</li> <li>●災害時の支援</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市や地域との連携体制の構築</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災会、民生委員等への周知</li> <li>●対象者のとりまとめ</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者の安否確認計画の策定</li> <li>●災害時の支援</li> </ul>								
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市や地域との連携体制の構築</li> </ul>								
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>避難行動要支援体制の構築率</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>100%</td></tr> </table>	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度	施策評価指標	避難行動要支援体制の構築率	現状値(R7)	100%	目標値(R11)	100%
主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度								
施策評価指標	避難行動要支援体制の構築率								
現状値(R7)	100%								
目標値(R11)	100%								
関連する市の計画等									

取組	I - 1 -④ 地域防災の取組への支援
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域の自主防災会において、地域の実状に即した防災の取組が進められていますが、構成員の高齢化が進むとともに災害が激甚・多発化する中で、地域の共助体制を見直すほか、防災リーダーの育成等による地域防災力の更なる強化が求められています。</li> <li>●災害発生時において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの登録や支援のマッチングを行うことにより、ボランティアの派遣体制を構築しています。また、被災者の生活支援に的確に寄与するため、平時から、社会福祉協議会、自治会、民生委員、市等が構成員と</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

	なる「災害ボランティアネットワーク連絡会」等の活動を通じ、研修や情報交換を行う必要があります。						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な地域の防災体制の強化を図るため、自主防災会独自の防災訓練の支援や、防災講演会・研修会の周知、総合防災訓練への参画、備蓄品の購入支援、地域の防災リーダー育成支援など、自主防災会の活動に対する支援を行っていきます。</li> <li>● 災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう、災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換、模擬訓練等を行い、効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会の運営支援</li> <li>● 防災士資格の取得補助</li> <li>● 災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携</li> </ul>						
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会に対する支援</li> <li>● 災害ボランティア活動への支援</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会の結成</li> <li>● 地域での防災活動の実施</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設</li> <li>● 地域防災活動への参画促進</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会に対する支援</li> <li>● 災害ボランティア活動への支援</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会の結成</li> <li>● 地域での防災活動の実施</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設</li> <li>● 地域防災活動への参画促進</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会に対する支援</li> <li>● 災害ボランティア活動への支援</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会の結成</li> <li>● 地域での防災活動の実施</li> </ul>						
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設</li> <li>● 地域防災活動への参画促進</li> </ul>						
主観指標　防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度							
施策評価指標　防災士登録者数							
目標	現状値（R7）　262人 R7.4末時点						
	目標値（R11）　340人						
関連する市の計画等	ひたちなか市地域防災計画						

取組	I - 1 -⑤ 災害時連携体制の確立
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の生活物資や資機材の提供、福祉避難所の設置、応急対策・医療救護の対応等について、民間事業者と54の災害時応援協定（令和7年10月時点）を締結しています。</li> <li>● 応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、県内の全自治体、姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか、市川市、富士市、茅ヶ崎市、四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか、連携中枢都市圏事業等を通じ、近隣市町村と意見交換を実施しています。また、原子力災害時の広域避難受入にかかる協定を県内14市町村、県外10市町と締結しています。</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

		●災害発生時、市単独の対応が困難な場合に備え、平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。</li> <li>●災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。</li> </ul>
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者との災害時応援協定に基づく情報交換、訓練等の実施</li> <li>●自治体との災害時相互応援協定の運用及び協定都市事務連絡会における意見・情報の交換</li> </ul>
役割	市	●協定の締結・運用
	市民	
	事業者等	●災害時応援協定に基づく災害発生時の支援
目標	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度
	施策評価指標	協定締結自治体との協議のフォローアップ率
	現状値(R7)	100%
	目標値(R11)	100%
関連する市の計画等	ひたちなか市地域防災計画	

取組	I - 1 -⑥ 防災意識の啓発
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域の各戸配布のほか、窓口や防災啓発の機会を通じて配布するとともに、ホームページで公開し、防災知識の周知啓発を行っています。今後も引き続き、防災意識の向上を図る必要があります。</li> <li>●東日本大震災の経験が風化しないよう、訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発するとともに、他所における災害対応の教訓等も踏まえて防災力の更なる向上を図っていく必要があります。</li> <li>●学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、より児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。</li> <li>●建築物の地震に対する安全性を確保するため、耐震改修の促進に向け、所有者の意識啓発を図る必要があります。</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災マップ、津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに、市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識を醸成します。また、学校においても、発達段階に配慮しながら、家庭・地域においても有用となる実践的な行動力を育んでいきます。</li> <li>●自主防災会、防災関係機関、団体、市民などの広範囲な方々の参加の下、防災訓練を実施するとともに、個人・企業・団体等の個別訓練の実施を奨励し、防災意識の向上を図っていきます。</li> <li>●耐震性能が不十分な木造住宅の地震による損壊、倒壊などの被害の軽減を図るため、耐震改修に要する費用を補助する制度を設け、建築物の耐震化を促進し、地震に対する安全性の向上を図ります。</li> </ul>
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災マップ・各種ハザードマップ、市報等を活用した防災知識の普及啓発</li> <li>●学校における防災教育の実施</li> <li>●防災訓練の実施及び個別訓練の推奨</li> <li>●全児童・生徒対象の、避難訓練や保護者への引渡し訓練などの実施</li> <li>●学校の危機管理マニュアルの定期的な見直し</li> </ul>
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災意識の啓発</li> <li>●防災教育の実施</li> <li>●総合防災訓練の実施</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的な個別防災訓練の実施</li> <li>●地域における防災体制の周知・共有</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的な個別防災訓練の実施</li> <li>●地域防災活動への参画促進</li> </ul>
目標	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度
	施策評価指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①総合防災訓練への参加者数</li> <li>②自主防災会の訓練実施率</li> </ul>
	現状値(R7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①7,000人</li> <li>②100%</li> </ul>
	目標値(R11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①8,000人</li> <li>②100%</li> </ul>
関連する市の計画等	ひたちなか市地域防災計画 ひたちなか市国土強靭化地域計画	

取組	I - 1 -⑦ 原子力防災対策
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市は、周辺に 16 の原子力事業所が立地し、特に東海第二原発については、国から広域避難計画の策定が義務付けられています。これまで策定に取り組んできたところですが、避難先の確保が課題となっており、県が主体となって関係自治体と調整しています。</li> <li>●東海第二原発の再稼働問題については、原子力所在地域首長懇談会構成 6 市村と日本原電との間で締結した「新安全協定」により、事前了解の権限を</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

	<p>実現しています。6市村で連携し、新安全協定に基づく対応を検討する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安定ヨウ素剤の事前配布については、国がPAZ圏内に対象を限定しているものの、原子力災害の影響はその範囲に留まるものではないことから、市全域の市民を対象に実施しています。</li> <li>●安定ヨウ素剤の使用期限に伴う更新時には、再度の受取が少なく配布率が減少する傾向があります。特に効果が高いとされる若い世代に重点を置いて、引き続き配布率向上に努める必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力災害時の避難について、国、県及び関係市町村と連携し、避難先自治体とも協議を進めながら、避難計画を策定していきます。また、原子力災害対応ガイドブックの活用などにより、防護措置の内容の周知・啓発を図ります。</li> <li>●東海第二原発については、新安全協定に基づき、再稼働問題に対して、県央・県北地域の市町村と連携し、県及び日本原電とも協議を行いながら、適切に対応を行っていきます。</li> <li>●薬局配布方式及び配布会による安定ヨウ素剤の事前配布を実施します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原子力災害時の広域避難計画の策定</li> <li>●広域避難受入れ自治体との協議</li> <li>●安定ヨウ素剤の市全域における事前配布</li> <li>●原子力所在地域首長懇談会及び東海第二発電所安全対策首長会議への参画</li> <li>●新安全協定の運用</li> </ul>								
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現状値（R7）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>目標値（R11）</td><td>—</td></tr> </table>	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度	施策評価指標	—	現状値（R7）	—	目標値（R11）	—
主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度								
施策評価指標	—								
現状値（R7）	—								
目標値（R11）	—								
関連する市の計画等	ひたちなか市地域防災計画								

## I - 2 防災基盤の整備

### 〈基本方針〉

津波や原子力事故をはじめとした災害の際に、安全・円滑に避難するための経路となる道路等を整備します。大規模地震や河川氾濫などの災害時における救援物資輸送や災害復旧対応については、国・県・民間事業者と連携しながら整備や機能確保を推進します。

また、配水管の耐震化など、防災基盤の整備を推進します。

### 〈取組〉

- I - 2 -① 避難機能の強化・避難路の整備
- I - 2 -② 安全な施設整備

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 2 -① 避難機能の強化・避難路の整備								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬を迅速かつ的確に行うため、県が主要な道路を緊急輸送道路に指定しています。</li> <li>●備蓄品については、全避難所に防災備蓄倉庫を設置し、分散管理するとともに、防災拠点倉庫に集中管理しています。乳幼児や高齢者等の要配慮者に対応した物資の配備や備蓄の数量を検討する必要があります。</li> <li>●地震発生時における避難路の機能と安全を確保するため、避難経路に面する倒壊の危険性があるブロック塀等について、補強や撤去など適法に維持するよう啓発を図る必要があります。</li> <li>●緊急輸送道路や防災拠点周辺の道路については、防災に資する道路としての機能を確保するため、無電柱化を推進するとともに、道路啓開、踏切解放などの災害復旧の迅速化を図る必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における避難者輸送及び救援物資等の搬送は、県指定の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき行います。</li> <li>●各避難所の防災倉庫に備えた非常食糧、防災資機材の維持管理に努めるとともに、防災拠点倉庫を運用することにより、緊急輸送道路を通じて搬送される救援物資等を効率的に補充する体制を整備していきます。</li> <li>●地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、避難経路の機能と安全を確保するため、倒壊等の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用を補助します。</li> <li>●災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行えるよう、無電柱化整備計画や道路啓開計画の策定に取組み、国や県とともに、民間事業者と連携して、整備を図ります。</li> <li>●避難路の整備については、整備要望の内容について地元との協議を十分に行い整備に努めます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災倉庫における分散備蓄及び防災拠点倉庫による補充物資の集中備蓄</li> <li>●避難経路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去を行う者に対する補助</li> <li>●無電柱化や道路啓開など災害復旧の迅速化に向けた取組の推進</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td>無電柱化計画や道路啓開計画の策定推進</td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td>無電柱化計画、道路啓開計画、災害時踏切解放計画などへの参画や協力連携</td></tr> </table>	市	無電柱化計画や道路啓開計画の策定推進	市民		事業者等	無電柱化計画、道路啓開計画、災害時踏切解放計画などへの参画や協力連携		
市	無電柱化計画や道路啓開計画の策定推進								
市民									
事業者等	無電柱化計画、道路啓開計画、災害時踏切解放計画などへの参画や協力連携								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>防災備蓄量</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>目標値</td><td>100%</td></tr> </table>	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度	施策評価指標	防災備蓄量	現状値 (R7)	80%	目標値	100%
主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度								
施策評価指標	防災備蓄量								
現状値 (R7)	80%								
目標値	100%								

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

	(R11)	
関連する市 の計画等	ひたちなか市地域防災計画 ひたちなか市国土強靭化地域計画	

取組	I - 2 -② 安全な施設整備	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定避難所のうち、耐震化が完了していない施設について、耐震補強等の実施を検討するとともに、状況に応じて避難所の指定を見直していく必要があります。</li> <li>●事業拡張期に布設された多くの配水管が老朽化し更新時期を迎えていました。都市機能の維持や大規模災害に備えるため、効率的かつ効果的な配水管の更新を図る必要があります。</li> </ul>	
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、耐震化等を進めています。</li> <li>●指定避難所となる施設については、災害時に活用できるよう計画的な維持修繕を図ります。</li> <li>●断水時に都市機能の低下や市民生活に大きな影響を及ぼす口径の大きな幹線となる配水管や、災害時に避難所となる施設、病院等へ給水する配水管の耐震化を重点的に進めます。</li> </ul>	
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の耐震化等</li> <li>●指定避難所の計画的な維持修繕</li> <li>●配水幹線・重要給水施設配水管の耐震化</li> </ul>	
役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度
	施策評価 指標	配水管の耐震化率
	現状値 (R7)	48.7%
	目標値 (R11)	51.9%
関連する市 の計画等	ひたちなか市地域防災計画 ひたちなか市国土強靭化地域計画	

## I - 3 治水対策

### 〈基本方針〉

急速な都市化の進展、昨今の気候変動による降水量の増大に伴う浸水被害を軽減するため、雨水幹線、調整池、貯留施設等の整備及び河川の改修を計画的に推進するとともに、国・県・関係市町村と連携した「那珂川水系流域治水プロジェクト 2.0」に取り組みます。

また、台風や大規模な水害、津波、高潮などによる被害を防ぐため、那珂川の堤防強化や沿岸部の高潮対策を国や県と連携しながら強化します。

### 〈取組〉

#### I - 3 -① 河川・雨水幹線の整備

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 3 -① 河川・雨水幹線の整備				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県と連携しながら、「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」を推進し、計画の完成に向けて取り組む必要があります。また、雨水幹線については、上流部の未整備区間にに対して、新たな計画策定を検討する必要があります。</li> <li>●「那珂川緊急治水対策プロジェクト」については、令和8年度の完成に向けて、事業を実施する必要があります。さらに、昨今の気候変動に対応するため「那珂川水系流域治水プロジェクト」を「那珂川水系流域治水プロジェクト2.0」に更新し、流域治水の取組を推進します。このプロジェクトでは、流域内の関係者全てが連携し、効果的な治水対策を進めていく必要があります。この計画に基づき、国・県・市・市民・事業者などのあらゆる関係者が連携し、持続可能な治水対策を実施することで、本市における流域全体の安全性の向上と持続可能な地域社会の構築が必要です。</li> </ul>				
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水幹線は、平成28年8月の集中豪雨による浸水被害対策に向け策定した「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」を計画的に推進し、その先の計画として、上流部に対しても治水対策の検討を行っていきます。</li> <li>●雨水流出の抑制として、1時間当たり70mmの降雨に対応するため、公園・学校における地表・地下貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置推進に努めます。</li> <li>●一級河川中丸川については、県事業で行っている中丸川調節池整備について令和8年度の完成を目指します。その後、大川合流点から上流に向けて河川改修を継続して実施するための要望を継続して行います。</li> <li>●一級河川大川については、冠水被害軽減に向け、改修工事の早期完了を目指します。</li> <li>●一級河川本郷川については、県へ未整備区間の整備の要望を行います。</li> <li>●「那珂川緊急治水対策プロジェクト」による堤防整備と河口部対策の検討を行い、令和8年度の完成を連携協力し目指します。プロジェクト完成後も引き続き河口部の無堤地区の堤防整備及び一級河川中丸川・早戸川の合流地点の浸水対策について、国へ要望を継続して行います。</li> <li>●予測可能な天候による事前放流を地域と共に行います。</li> <li>●既設水路等の維持管理により、計画流量の確保を行います。</li> </ul>				
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の改修・維持管理</li> <li>●雨水幹線の整備・維持管理</li> <li>●雨水貯留施設の整備・維持管理</li> <li>●国・県管理河川の堤防等の整備や改修の推進の要望（市単独要望）</li> </ul>				
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の改修・維持管理</li> <li>●雨水幹線の整備・維持管理</li> <li>●雨水貯留施設の整備・維持管理</li> <li>●協議会の参加</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●協議会の参加</li> <li>●事前放流活動（市民協働）</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の改修・維持管理</li> <li>●雨水幹線の整備・維持管理</li> <li>●雨水貯留施設の整備・維持管理</li> <li>●協議会の参加</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協議会の参加</li> <li>●事前放流活動（市民協働）</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の改修・維持管理</li> <li>●雨水幹線の整備・維持管理</li> <li>●雨水貯留施設の整備・維持管理</li> <li>●協議会の参加</li> </ul>				
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協議会の参加</li> <li>●事前放流活動（市民協働）</li> </ul>				

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

	●河川美化活動への参加										
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協議会の参加</li> <li>●事前放流活動（市民協働）</li> <li>●河川美化活動への参加</li> </ul>										
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td><td>河川、雨水幹線の整備（冠水被害対策）に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>65.5%</td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td>100.0%</td></tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td><td></td></tr> </table>	主観指標	河川、雨水幹線の整備（冠水被害対策）に関する市民満足度	施策評価指標	中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）	現状値 (R7)	65.5%	目標値 (R11)	100.0%	関連する市の計画等	
主観指標	河川、雨水幹線の整備（冠水被害対策）に関する市民満足度										
施策評価指標	中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）										
現状値 (R7)	65.5%										
目標値 (R11)	100.0%										
関連する市の計画等											

## I - 4 危機管理

### 〈基本方針〉

幅広い地域に大きな被害が及ぶ感染症や大規模な事件・事故などの発生に対して、平素から備え、予防に取り組むとともに、万一発生した際には、被害を最小限に食い止め、適切かつ速やかに対応できる体制づくりに努めます。

また、個人情報については、情報漏えい事故等を未然に防ぐために、情報セキュリティ対策に努めます。

### 〈取組〉

#### I - 4 -① 危機管理体制の確立

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 4 -① 危機管理体制の確立
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●武力攻撃事態などに対し、国・県と連携した避難指示や救援等を行うことを定めた「ひたちなか市国民保護計画」を策定しています。武力攻撃等の非常事態においては、市単独での対応が困難なため、国・県と連携して対応する必要があります。</li> <li>●様々な危機発生の予防対策や緊急時の応急対策などについて「危機管理マニュアル」を整備しています。マニュアルに基づく非常時の対応について、全局的に情報を共有し、職員の危機管理能力の向上を図る必要があります。</li> <li>●地震、風水害、津波等への対応を定めた地域防災計画や、新型インフルエンザ等の感染症への対応を定めた「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」などを策定しています。</li> <li>●新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、未知の感染症や海外で発生する感染症を注視しながら、様々な感染症などのまん延を防止し、市民生活への影響を抑えるための体制を整える必要があります。</li> <li>●デジタル技術の急速な進展により、行政における各種システムの利活用が進む一方、サイバー脅威も高度化しています。こうした脅威に適切に対応するため、新たなセキュリティモデルの導入も視野に入れつつ、利便性や業務効率の向上と、安全性の確保を両立させる必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●武力攻撃事態などから市民の生命、身体及び財産を保護し、生活や経済に及ぶ影響が最小となるよう、万一の事態が発生した際には、ひたちなか市国民保護対策本部等を設置し、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施します。</li> <li>●市民や地域に被害が及ぶ様々な危機の発生を防止するとともに、万一発生した場合に迅速かつ的確な対応を講じて被害を最小限にするため、「危機管理マニュアル」を適切に運用します。また、適宜見直しを行い、市民生活などに多大な影響を及ぼす事態に対応する体制を整えていきます。</li> <li>●ワクチンや治療薬がなく、感染の防御が極めて困難で感染すると重症化する恐れがあり、市民の生命を脅かす感染症が発生した際には、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、病原体の特徴や流行の状況等を踏まえ、ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し、国、県、事業者と連携を図りながら、感染拡大防止のために必要な措置を講じます。</li> <li>●サイバー攻撃を防御する高度なセキュリティシステムの導入検討や職員への研修を実施するなど、デジタル技術の進展に即した情報セキュリティ対策に取り組みます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民保護計画の運用</li> <li>●各分野の危機管理マニュアルの運用</li> <li>●関係機関との連絡体制の確保</li> <li>●情報セキュリティの強化</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

役割	市	●危機管理マニュアルの運用・見直し ●国民保護計画の運用・見直し
	市民	●感染症拡大時における活動自粛要請への協力 ●武力攻撃時等に備えた共助体制の確保
	事業者等	●感染症拡大時における営業自粛要請への協力 ●危機管理体制の構築・見直し
目標	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度
	施策評価指標	国民保護訓練参加率（通信訓練含む）
	現状値 (R7)	100%
	目標値 (R11)	100%
関連する市の計画等	ひたちなか市国民保護計画 ひたちなか市地域防災計画 危機管理ガイドライン ひたちなか市情報セキュリティポリシー ひたちなか市 CSIRT 設置規程	

## I - 5 消防・救急

### 〈基本方針〉

災害に迅速かつ的確に対応するため、広域消防・救急体制の更なる充実強化を図るとともに、多様化・複雑化する災害に対応するため救助隊の高度化を推進します。また、消防団等の関係機関と緊密に連携し、地域に密着した消防体制づくりに努めます。

さらに、火災を未然に防ぐとともに被害を軽減するため、地域や家庭の防火意識の啓発に取り組むとともに、救命率の向上を図るため、応急手当法やAEDの普及啓発、バイスタンダーの育成に努めます。

### 〈取組〉

- I - 5 -① 消防体制の強化
- I - 5 -② 救急体制の強化

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 5 -① 消防体制の強化
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか・東海広域事務組合での消防広域化によるスケールメリットを活かした1本部4署の体制で市村の消防を担っています。</li> <li>●複雑多様化する災害に対し、効果的な出動体制づくりを推進し、消防施設や消防車両、資機材の充実に努めるとともに、これらを適切に管理・運用し、災害活動拠点としての機能を確保する必要があります。</li> <li>●消防指令システムを今後は、多様な通報手段やICTの進展に対応させながら、きめ細やかで迅速、効果的な出動体制の充実を図る必要があります。</li> <li>●消防団は、市内各地区に全29個分団が配置され、火災・災害の出動や、防火訓練、巡回広報など地域防災の要として活動しています。また、女性団員で構成される1個分団が、広報活動や一人暮らし高齢者宅への防火訪問、幼稚園等を訪問しての花火指導など、活躍していますが、なり手不足と高齢化が深刻な課題となっています。</li> <li>●住宅用火災警報器の設置と機器点検の広報及び一人暮らしの高齢者の防火診断等を活用し各家庭や地域単位で防火防災意識の高揚を図る必要があります。</li> <li>●建築物の大規模化、高層化、用途や管理形態の多様化が進んでいます。特に、事業所の防火管理体制を強化するため、適切な指導や違反是正による防火安全対策を推進する必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑多様化する災害や高齢社会における消防需要に的確に対応するため、消防職員の人材育成や能力開発に努め、消防力の強化及び救助技術の高度化を図ります。</li> <li>●消防施設の機能充実・改修等を図るとともに、消防技術の進展に応じた高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備・更新による消防力の強化に努めます。</li> <li>●火災予防の啓発や自主防災会と連携した訓練、防火水槽の点検などの消防団活動により、地域安全の確保に努めます。</li> <li>●地域に密着した消防団活動を充実するため、市報や自治会などを通じて消防団への入団を呼びかけ、新たな団員の確保を図るとともに、消防団のPRに努めます。</li> <li>●消防団員の安全を確保するため、装備品の適正な管理に努めます。また、消防団の活動拠点となるコミュニティ消防センターの維持や消防自動車の計画的な更新を図ります。</li> <li>●住宅火災の減少と火災被害の軽減を図るために、住宅用火災警報器の既存住宅への設置促進と機器の点検、更新を推進するとともに、市民の防火防災意識を高め、自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し、地域防災力の向上を図ります。</li> <li>●防火対象物が大型化、複雑化、高層化する中で、事業所や危険物施設に対する適切な指導により防火安全対策強化を図ります。また、違反対象物を公表し、市民が利用する建物の危険性について情報提供するとともに、早期の</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

		<p>違反是正を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団や社会福祉協議会と連携して、ひとり暮らし高齢者宅などへの防火診断を引き続き実施し、高齢者世帯の火災予防を推進します。</li> <li>● 消防活動の中核である高機能消防指令システムの安定的な運用体制を確保し、増加する 119 番通報に対する的確な消防通信体制の構築に努めます。</li> </ul>
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防職員の各種研修、訓練を通じた人材育成</li> <li>● 消防施設の充実・改修等</li> <li>● 消防車両の整備・更新</li> <li>● 消防通信施設の更新</li> <li>● 防火対象物の立入検査</li> <li>● 住宅用火災警報器の設置促進、防火広報、防火診断の推進等による住宅防火対策</li> <li>● 防火防災訓練の支援</li> <li>● 指揮隊機能の強化</li> <li>● 高度救助隊の創設</li> <li>● 救助隊員の養成</li> </ul>
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防本部・団の施設・車両等の計画的整備</li> <li>● 防火意識の普及啓発</li> <li>● 防火対象物の立入検査、指導・違反是正</li> <li>● ひとり暮らし高齢者世帯への防火診断</li> <li>● 多様な緊急通報方法の普及啓発</li> <li>● 救助隊員の育成・教育</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災会の防火防災意識の醸成</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひたちなか市防火安全協会員事業所による防火意識の啓発</li> </ul>
目標	主観指標	消防・救急体制に関する市民満足度
	施策評価指標	火災による死者
	現状値(R7)	0 人
	目標値(R11)	0 人
関連する市の計画等		

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 5 -② 救急体制の強化
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高度な救急サービスを提供するため、救急救命士の養成、指導救命士等の人材育成に努めていますが、救急救命士や救急隊員を計画的に養成し、出動件数の増加に備えた、安定した救急体制の維持に努める必要があります。</li> <li>●茨城県ドクターへリや防災ヘリと連携した救急活動が迅速な患者搬送に効果を上げていますが、増大する救急需要と多様化するニーズに対応するため、今後も継続して救急業務の高度化に取り組む必要があります。</li> <li>●頻繁に出動する高規格救急自動車及び積載する資機材は、計画的に更新する必要があります。</li> <li>●高齢者人口の増加に伴い、更なる救急需要の増大が見込まれており、家庭や高齢者福祉施設等における予防救急や救急車の適正利用を推進する必要があります。</li> <li>●バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率は、年々上昇していますが、救命普及講習の質の向上を図るため、訓練用AEDやダミー人形等資機材を充実させるとともに、e-ラーニングや応急手当普及員による救命普及講習を推進し、効率効果的にバイスタンダーを育成する必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急業務の高度化に必要な専門知識・技術の習得のため、指導救命士を中心とした教育訓練や実務研修等を通じ隊員の救急技術の向上を図るとともに、救急救命士と救急隊員を計画的に養成し、高齢社会の救急需要への対応と安定的な救急高度化に努めます。</li> <li>●救急救命士の医療機関における再教育訓練を徹底し、資質と技術の向上を図り、市民に信頼される救急体制を推進します。</li> <li>●医療機関やドクターへリとの連携強化、ICTの活用等による病院収容に係る所要時間の短縮を図るとともに、常時迅速な指示、指導、助言が受けられる体制の充実を図ります。</li> <li>●多様化する救急事案に対し、質の高い救急活動を確保するため、活動内容を医学的見地から検証し、総合的な救急活動の高度化を図ります。</li> <li>●計画的に高規格救急自動車を更新するとともに、救急技術の進展に即した資機材の整備を行います。</li> <li>●AEDを用いた心肺蘇生法等を含む応急手当の普及啓発について、e-ラーニングや応急手当普及員による救命普及講習を推進し、効率効果的なバイスタンダーの育成に努めます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急救命士及び救急隊員の養成</li> <li>●高規格救急自動車の更新</li> <li>●メディカルコントロール体制の充実</li> <li>●応急手当の普及促進</li> <li>●予防救急の推進及び救急車適正利用の啓発</li> <li>●ワークステーション型救急車運行体制の拡充</li> <li>●日勤救急隊の拡充・救急支援隊の効率化</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

役割	市	●救急救命士及び救急隊員の育成・教育 ●高規格救急自動車・資機材の充実 ●応急手当の普及促進
	市民	●予防救急に関する知識の習得 ●救急車の適正な利用
	事業者等	●応急手当の理解・習得・関与 ●予防救急の推進及び救急車適正利用の啓発
目標	主観指標	消防・救急体制に関する市民満足度
	施策評価指標	安定的な救急救命士の年間養成人数
	現状値 (R7)	2人
	目標値 (R11)	2人
関連する市の計画等		

## I - 6 防犯

### 〈基本方針〉

防犯パトロールや防犯灯の設置、維持管理などの地域が取り組む防犯活動を支援し、犯罪のないまちづくりに努めます。

また、多様化・複雑化する消費者トラブルや詐欺などの犯罪被害を未然に防止するため、幅広い年齢層に向けた啓発活動に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

### 〈取組〉

I - 6 -① 防犯活動の推進

I - 6 -② 消費生活

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 6 -① 防犯活動の推進								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか地区防犯協会や防犯ボランティア団体などが主体となり、防犯意識を啓発する街頭キャンペーンや防犯パトロール等が実施されていますが、参加者の高齢化が進行しています。</li> <li>●自治会が維持管理する防犯灯や防犯パトロールなどの防犯活動に対し、支援を行っています。防犯灯の維持管理費や地域での防犯活動費に柔軟に対応するため、支援方法や内容について検討していきます。</li> <li>●東地区保護司会などの更生保護関連団体の活動を支援するとともに、地域住民等においても犯罪や非行の防止と更生について、理解を深め、安心安全な地域づくりのため、それらの団体と連携し、「社会を明るくする運動」を取り組んでいます。引き続き、インターネットを通じてのいじめなど、青少年の非行防止に関する取組を推進する必要があります。</li> <li>●青少年相談員による街頭指導、店舗訪問のほか学校訪問を実施しています。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察や地区防犯協会などの関係団体と連携しながら、街頭キャンペーンなどを通じて防犯意識の啓発向上に努めるとともに、地域で取り組む防犯活動を支援します。</li> <li>●夜間における犯罪を未然に防止するため、自治会が設置する防犯灯に係る経費の一部に対し、引き続き補助していきます。</li> <li>●関係団体と連携しながら、「社会を明るくする運動」を推進するとともに、保護司会や更生保護女性の会による保護観察活動や再犯防止活動、青少年の非行防止活動などを支援し、犯罪予防の推進を図ります。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯活動への補助</li> <li>●「社会を明るくする運動」の実施</li> <li>●地域の青少年相談員による巡回指導</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯活動の支援</li> <li>●防犯意識の啓発</li> <li>●犯罪や非行の防止と更生への理解促進</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会、青少年相談員等における防犯活動</li> <li>●「社会を明るくする運動」への参画</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯活動の支援</li> <li>●防犯意識の啓発</li> <li>●犯罪や非行の防止と更生への理解促進</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会、青少年相談員等における防犯活動</li> <li>●「社会を明るくする運動」への参画</li> </ul>	事業者等			
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯活動の支援</li> <li>●防犯意識の啓発</li> <li>●犯罪や非行の防止と更生への理解促進</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会、青少年相談員等における防犯活動</li> <li>●「社会を明るくする運動」への参画</li> </ul>								
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>防犯対策に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>自主防犯活動団体組織率</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>90.5%</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>92.9%</td></tr> </table>	主観指標	防犯対策に関する市民満足度	施策評価指標	自主防犯活動団体組織率	現状値(R7)	90.5%	目標値(R11)	92.9%
主観指標	防犯対策に関する市民満足度								
施策評価指標	自主防犯活動団体組織率								
現状値(R7)	90.5%								
目標値(R11)	92.9%								
関連する市の計画等	第2次ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画								

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 6 -② 消費生活								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネットやSNSの普及により、消費生活に関する相談は多様化・複雑化しており、あらゆる年代からの相談が増加しています。</li> <li>●消費者被害や詐欺被害を防止するため、自治会や学校、福祉施設等と連携し、消費生活啓発推進員とともに出前講座等を開催しています。</li> <li>●悪質商法の被害を未然に防ぐため、あらゆる年代への啓発が不可欠であり、悪質商法の手口と注意点について周知していく必要があります。</li> <li>●多様化・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員の知識・経験の向上が必要となっています。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融経済教育やSNS及びインターネットトラブルの対処法を伝えるため、学校において外部講師を起用した講演会を実施し、若年層への消費者教育を推進します。</li> <li>●高齢者世帯（単身者含む）に自動通話録音装置を貸し出し、ニセ電話詐欺や悪質商法被害の未然防止に取り組みます。</li> <li>●消費者被害の的確かつ迅速な救済のため、消費生活相談員のスキルアップを図るとともに、国及び県消費生活センターなど関係機関と連携し、相談を実施します。</li> <li>●消費者被害の未然防止を図るため、自治会や市内の事業所などに向け、出前講座の実施に努めます。また、民生委員や地域包括支援センターと連携を図り、高齢者を狙った悪質商法などの被害防止や拡大防止に努めます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費啓発事業の実施</li> <li>●消費生活相談の実施</li> <li>●地域包括支援センターや警察など関係機関との連携</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者トラブル等の被害の防止</li> <li>●消費者問題の相談体制の整備</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活展の開催</li> <li>●地域における見守りや声かけによる消費者被害の未然防止</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金融機関等によるニセ電話サギの未然防止</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者トラブル等の被害の防止</li> <li>●消費者問題の相談体制の整備</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活展の開催</li> <li>●地域における見守りや声かけによる消費者被害の未然防止</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融機関等によるニセ電話サギの未然防止</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者トラブル等の被害の防止</li> <li>●消費者問題の相談体制の整備</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活展の開催</li> <li>●地域における見守りや声かけによる消費者被害の未然防止</li> </ul>								
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融機関等によるニセ電話サギの未然防止</li> </ul>								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>防犯対策に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>消費啓発講座及び講演会（回数）</td></tr> <tr> <td>現状値（R7）</td> <td>40回</td></tr> <tr> <td>目標値（R11）</td> <td>50回</td></tr> </table>	主観指標	防犯対策に関する市民満足度	施策評価指標	消費啓発講座及び講演会（回数）	現状値（R7）	40回	目標値（R11）	50回
主観指標	防犯対策に関する市民満足度								
施策評価指標	消費啓発講座及び講演会（回数）								
現状値（R7）	40回								
目標値（R11）	50回								
関連する市の計画等									

## I - 7 交通安全

### 〈基本方針〉

カーブミラー、防護柵など交通安全施設を設置し、通学路や生活道路の安全性を確保します。また、自動車・自転車の運転者や子どもを対象とした交通安全教育を推進するとともに、交通事故の加害者・被害者となることが多い高齢者の交通安全対策の強化に取り組みます。

### 〈取組〉

I - 7 -① 交通安全対策

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

取組	I - 7 -① 交通安全対策
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市交通安全対策本部を設置し、関係機関・団体と連携の下、交通安全対策を推進しています。</li> <li>●交通安全教育指導員による交通安全教室の開催や関係機関・団体参加の交通安全運動などにより、交通安全の普及啓発を図っています。</li> <li>●各自治会やコミュニティから、生活道路における速度抑制対策及び見通しの悪い交差点などの交通事故の危険性が高い箇所への交通安全対策が求められています。</li> <li>●交通安全教育の推進などの取組の効果により、市内の人身交通事故件数の増加は抑えられておりますが、高齢者が被害者や加害者になるケースが増えています。市内で発生する交通事故において、交通事故死者の半数以上は高齢者であることから、幅広い年代層を対象とした総合的な交通安全対策が求められます。</li> <li>●勝田駅及び佐和駅周辺地域を放置自転車禁止区域に指定し、放置自転車の警告、撤去を行っていますが、一層の啓発活動を行う必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市交通安全対策本部関係機関や団体と連携し、子どもや高齢者、ならびに自転車や自動車運転者を対象とする交通安全教育を推進し、意識の向上を図ります。</li> <li>●ひたちなか地区交通安全協会及びひたちなか市交通安全父母の会連合会の行う交通安全活動を支援します。</li> <li>●登校時の子どもの安全を守るため、民間交通指導員が立哨指導見守り活動を行います。道路安全パトロールにより危険箇所の把握や交通安全施設の点検を行います。また、小・中学校や義務教育学校の通学路など児童・生徒を守る区域や高齢者に配慮が必要な場所については、安全点検を実施し、危険箇所の把握に努めます。これらの活動を地域や警察とも連携しながら行い、交通事故を防止するための安全な環境づくりを推進します。</li> <li>●生活道路への速度抑制対策としては、国の道路交通法改正による速度規制がなされますが、物理的デバイスを用いた「ゾーン30 プラス」については、地域や学校からの要望に対し、警察や道路管理者、および地域住民との協議により設置・運用を検討していきます。</li> <li>●高齢者ドライバーが関わる交通事故を抑制するため、運転に不安がある高齢者に運転免許を自主返納する支援を推進します。</li> <li>●歩行者や自転車利用者を守るため、防護柵やカーブミラー、路面標示といった交通安全施設を関係機関や管理者と協力して計画的に整備します。</li> <li>●自転車利用者が円滑に利用できるよう、各自転車駐車場の維持・管理運営を行います。</li> <li>●勝田駅及び佐和駅周辺の交通安全確保のため、放置自転車の撤去や放置禁止の広報啓発を推進します。</li> </ul>

## 大綱 I いつもの安心、もしもの備え

主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全教育及び広報活動の推進</li> <li>●高齢者運転免許自主返納支援</li> <li>●交通安全施設の整備推進</li> <li>●自転車駐車場の維持管理運営</li> <li>●放置自転車防止対策の推進</li> </ul>
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全意識向上のための啓発</li> <li>●交通安全教育の推進</li> <li>●交通安全施設の整備</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全意識の向上</li> <li>●交通安全教室への参加</li> <li>●交通安全施設の設置要望</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全施策への協力</li> </ul>
目標	主観指標	交通安全対策に関する市民満足度
	施策評価指標	児童福祉施設や教育施設での交通安全教室の開催箇所数
	現状値(R7)	36 箇所
	目標値(R11)	36 箇所

## **II-1 企業誘致と雇用の創出**

### **〈基本方針〉**

更なる産業の集積を目指し、企業誘致の受け皿となる新たな工業用地の整備を促進するとともに、本市の魅力ある立地環境や地理的優位性を活かした誘致活動を推進し、企業の新規立地や事業拡張などを通じて新たな雇用の創出を図ります。

また、新たな产学官金言連携組織や商工会議所、公共職業安定所などと連携し、安定的な雇用の確保や人材の定着、市内企業の情報を発信するとともに、求職者と企業とのマッチングの場を提供し地元雇用を促進するなど、職住育共創のまちづくりを推進します。

### **〈取組〉**

- II-1-① 企業誘致の推進
- II-1-② 就業の支援

## 大綱Ⅱ 活力を生み出す多様な産業

取組	II-1-① 企業誘致の推進						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナーやポートセールス等を実施し、茨城港常陸那珂港区や、北関東自動車道をはじめとする広域交通ネットワークの優位性、職住育がバランスよく整っている本市の魅力を積極的にPRしながら、新たな企業進出や設備投資、港湾利用を促進しています。</li> <li>●企業誘致の受け皿となる新たな工業用地の確保に向け、常陸那珂工業団地拡張地区や常陸那珂港区事業用地（F地区）の造成工事が進められています。造成完了に向けて、県と連携を図りながら取り組む必要があります。</li> <li>●新たに立地を希望する企業や市内企業の事業拡張等に対応するためには、企業のニーズに即した物件情報の提供が必要となっています。</li> <li>●企業誘致に当たっては、関連企業の立地につながる裾野の広い産業や安定的な地元雇用の創出につながる優良な企業の立地を促進する必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通アクセスに優れた立地環境や地理的優位性とともに、職住育がバランスよく整っている本市の魅力について、企業立地セミナー等を通じて積極的にPRしながら、企業の誘致を推進します。</li> <li>●企業の新規立地や設備投資を推進するため、各種優遇制度を活用しながら、雇用の創出や港湾の利用促進等につながる優良な企業の誘致活動に努めます。</li> <li>●企業誘致の受け皿となる新たな工業用地の確保に取り組みます。</li> <li>●企業の新規立地や市内企業の拡張・移転に対応するため、企業や関係団体と連携して市内の遊休地や居抜き物件を把握し、企業のニーズに即した情報提供に努めます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナー等への参画</li> <li>●企業立地支援</li> <li>●工業用地の確保</li> <li>●物件情報の紹介</li> <li>●茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画</li> <li>●多様な産業の企業誘致等の検討</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナー等への参画</li> <li>●茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td> <td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナー等への参加</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナー等への参画</li> <li>●茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画</li> </ul>	市民		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナー等への参加</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナー等への参画</li> <li>●茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画</li> </ul>						
市民							
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業立地セミナー等への参加</li> </ul>						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>企業誘致と雇用の創出に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>ひたちなか地区における新たな工業用地の確保</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>0 ha</td></tr> </table>	主観指標	企業誘致と雇用の創出に関する市民満足度	施策評価指標	ひたちなか地区における新たな工業用地の確保	現状値(R7)	0 ha
主観指標	企業誘致と雇用の創出に関する市民満足度						
施策評価指標	ひたちなか地区における新たな工業用地の確保						
現状値(R7)	0 ha						

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

	目標値 (R11)	92ha
関連する市 の計画等		

取組	II-1-② 就業の支援
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業誘致を推進し、雇用の新規創出に取り組んでいます。</li> <li>●ひたちなか地区立地企業と市内及び近隣の高校等との雇用に関する情報交換会を開催しています。引き続き、立地企業による地元雇用が図られるよう支援していく必要があります。</li> <li>●働く意欲の高い女性や高齢者の就職希望に応える必要があります。</li> <li>●勤労者の余暇の過ごし方における多様な価値観の広がり等を踏まえ、福利厚生事業のあり方について見直す必要があります。</li> <li>●市内には技術力の高い中小企業が数多く存在していますが、若い世代の人材確保が課題となっています。大学生や高校生に向けた市内中小企業の認知度向上を図り、人材確保を促進する必要があります。</li> </ul>
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか地区への企業誘致を推進するとともに、本地区に立地する企業と連携して情報交換会を実施するなど、地元雇用を促進します。</li> <li>●商工会議所、公共職業安定所等の関係機関や産業活性化コーディネーターと連携した求人・求職情報の提供を行い、地域雇用の促進を図ります。</li> <li>●公共職業安定所などと連携し、セミナーを実施するとともに、復職希望者や子育て世帯にも安心して働くことができる環境づくりを支援していきます。</li> <li>●勤労者総合福祉センターの利用者へのサービス向上を通じて、勤労者の福祉向上を図ります。</li> <li>●若者等の地元企業の認知度向上や地域定着を促進するため、産学官金言連携組織にて、大学をはじめとした近隣の教育機関と連携し企業説明会を開催します。また、県央地域9市町村と実施する合同企業説明会や企業紹介WEBサイト等を活用し、地元企業の情報発信やマッチングの場を提供します。</li> </ul>
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか地区等の立地企業との情報交換会の開催</li> <li>●市内高等学校等の生徒、関係者を対象とした市内企業見学会の支援</li> <li>●商工会議所主催の人材育成・リスキリング等のセミナー開催支援</li> <li>●職業能力開発講習等の参加促進</li> <li>●商工会議所や公共職業安定所等と連携した就職面接会や子育て女性を対象とした就職セミナーの開催</li> <li>●勤労者総合福祉センターの管理運営</li> <li>●勤労者福祉サービスセンターの運営補助</li> <li>●特定退職金制度のPR、特定退職金共済制度加入促進補助</li> <li>●産学官金言連携組織に参画する大学等と連携した企業説明会の開催、いばらき県央連携中枢都市圏事業による合同企業説明会、企業紹介WEBサイトの</li> </ul>

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

		活用
役割	市	●企業説明会やセミナー等への支援
	市民	●企業説明会やセミナー等への参加
	事業者等	●企業説明会やセミナー等の実施 ●人材育成の推進
目標	主観指標	企業誘致と雇用の創出に関する市民満足度
	施策評価指標	地元雇用情報交換会の参加企業数（延べ）
	現状値 (R7)	31社 (R4～R7)
	目標値 (R11)	40社 (R8～R11)
関連する市の計画等		

## **II-2 産業基盤の強化**

### **〈基本方針〉**

本市の産業の発展を牽引する茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の更なる増加を図るため、国内外のポートセールス活動、首都圏や北関東自動車道沿線の企業等を対象にしたセミナーなどを通じて港湾の利用を促進します。また、建設機械や完成自動車の輸出等に対応するため、岸壁やふ頭などの整備や、港区内の波の静穏度を確保する防波堤の整備を促進します。

さらに、物流機能の強化や人流の活性化を図るため、広域的な交通網の整備や茨城空港の利活用を促進します。

### **〈取組〉**

- II-2-① 港湾の整備促進
- II-2-② 広域交通基盤の整備促進

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-2-① 港湾の整備促進								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城港常陸那珂港区は、東京湾沿岸地域の港湾物流機能を補完する重要な港湾として、中央ふ頭地区や東防波堤の整備が進められており、また、大規模災害発生時には緊急物資等の輸送拠点として重要な役割を担っています。今後も、建設機械や完成自動車の輸出等による貨物量の更なる増加が見込まれることから、港湾機能の更なる強化を推進する必要があります。</li> <li>●国内外ポートセールスや企業向けセミナーへの参画など港湾利用を促進する取組を行っています。</li> <li>●平成28年に本市初となるクルーズ船が寄港し、コロナ禍後本格的にクルーズ船の受入れ再開がされた令和5年より寄港数が年々増加しています。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設機械や完成自動車の輸出等の増加に対応するため、中央ふ頭地区の岸壁、ふ頭用地、港湾関連用地等の整備を促進します。</li> <li>●港湾内の波の静穏度を確保するため、東防波堤の整備を促進します。</li> <li>●定期航路の誘致や取扱貨物量の増加を図るため、県や関係機関と連携しながら、国内外へのポートセールスや企業等を対象としたセミナーへの参画、常陸那珂港振興協会の取組等により、港湾の利用促進に努めます。</li> <li>●クルーズ船の寄港に関しては、県や関係機関と連携して歓迎行事を行い、常陸那珂港区の認知度向上や本市のPRに努めます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城港常陸那珂港区の整備促進</li> <li>●港湾利用促進事業の推進</li> <li>●クルーズ船寄港歓迎行事の実施</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td><td>産業の活性化に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>コンテナ取扱貨物量（1～12月）</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>51,199TEU</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>58,000TEU</td></tr> </table>	主観指標	産業の活性化に関する市民満足度	施策評価指標	コンテナ取扱貨物量（1～12月）	現状値(R7)	51,199TEU	目標値(R11)	58,000TEU
主観指標	産業の活性化に関する市民満足度								
施策評価指標	コンテナ取扱貨物量（1～12月）								
現状値(R7)	51,199TEU								
目標値(R11)	58,000TEU								
関連する市の計画等									

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-2-② 広域交通基盤の整備促進										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●首都圏や東北・北陸地方とつながる常磐自動車道、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の高規格幹線道路は、本市への広域的なアクセス道路として利用されています。</li> <li>●北関東自動車道は、北関東に立地する企業を中心に、効率的な物流経路として利用されるほか、東日本大震災時の応援派遣や緊急物資の搬送などに利用され、緊急時における輸送路としての有効性も確認されています。</li> <li>●北関東自動車道については、地域経済の発展、広域観光の振興、交流の更なる促進につながる取組を推進する必要があります。</li> <li>●東関東自動車道水戸線については、首都圏（千葉方面）とのアクセス性の向上が期待されます。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域交通ネットワークの活用により、地域経済の発展や交流の促進に繋がる取組を推進します。</li> <li>●茨城空港については、市民の利便性の向上と本市観光地などへの来訪者増加の観点から、県や県内市町村と連携して、空港と地域をつなぐ2次交通の充実やPR活動を行うことにより、茨城空港の利用促進に取り組みます。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北関東・新潟地域連携軸推進協議会への参画</li> <li>●東関東自動車道水戸線建設促進期成同盟会への参画</li> <li>●茨城空港利用促進等協議会への参画</li> </ul>										
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等					
市											
市民											
事業者等											
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>産業の活性化に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>ひたちなか IC を利用した車両台数</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>3,536 千台</td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td>3,700 千台</td></tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td><td></td></tr> </table>	主観指標	産業の活性化に関する市民満足度	施策評価指標	ひたちなか IC を利用した車両台数	現状値 (R7)	3,536 千台	目標値 (R11)	3,700 千台	関連する市の計画等	
主観指標	産業の活性化に関する市民満足度										
施策評価指標	ひたちなか IC を利用した車両台数										
現状値 (R7)	3,536 千台										
目標値 (R11)	3,700 千台										
関連する市の計画等											

## II-3 工業

### 〈基本方針〉

社会経済情勢の変化など企業を取り巻く環境の変化に的確に対応することができるよう、ひたちなかテクノセンターなどの産業支援機関と連携し、市内中小企業の生産技術の向上や人材育成、創業支援、販路開拓等について支援します。また、産学官金言連携による、地域経済の活性化、新事業の創出、人材の育成・定着を促進します。さらに、制度融資の充実を図り、経営の改善や生産設備の整備を促進しながら経営基盤の強化を図るとともに、企業動向、ニーズに即した支援を実施します。

### 〈取組〉

- II-3-① 中小企業経営の安定化
- II-3-② 競争力ある産業の育成

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-3-① 中小企業経営の安定化										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生産年齢人口の減少による人手不足といった構造的課題のほか、社会情勢による物価高騰など中小企業を取り巻く経営環境は先行き不透明な状況です。</li> <li>●市内の中小企業の経営基盤の強化を支援するため、融資・相談支援機能等の充実が求められています。また、市内中小企業の事業拡張に必要な用地の確保が求められています。立地サポート事業により物件情報の提供をするとともに、事業用地確保のための対応が必要となっています。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種融資制度の周知を図るとともに、企業の現況を把握しながら融資制度を充実させ、経営の安定化を図るとともに、商工会議所が実施する専門家派遣相談事業等を支援し、個々の企業に即した経営基盤の強化に努めます。</li> <li>●商工会議所が行う、金融、税務、労務等の経営相談や業種別・課題別の講習会の開催を支援します。また、产学官金言連携組織による各種セミナーや各業界の勉強会を開催します。</li> <li>●市内中小企業の事業拡張に必要な用地の確保等については、立地サポート事業により物件情報を提供するとともに、企業ニーズ（用地取得の条件等）を調査し、その内容を踏まえ、工業用地の確保について検討します。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種融資制度の周知</li> <li>●融資あっせん、信用保証料の補助</li> <li>●専門家派遣相談事業への補助</li> <li>●経営相談、経営講習会事業への補助</li> <li>●产学官金言連携組織によるセミナー、勉強会の開催等</li> <li>●市内中小企業向け工業用地確保等の検討</li> <li>●立地サポート事業</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td>●融資制度の充実、企業ニーズに即した支援の実施</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>●経営基盤の強化、企業間連携</td> </tr> </table>	市	●融資制度の充実、企業ニーズに即した支援の実施	市民		事業者等	●経営基盤の強化、企業間連携				
市	●融資制度の充実、企業ニーズに即した支援の実施										
市民											
事業者等	●経営基盤の強化、企業間連携										
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>産業の活性化に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）</td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>527人</td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>677人</td> </tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td> <td></td> </tr> </table>	主観指標	産業の活性化に関する市民満足度	施策評価指標	市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）	現状値 (R7)	527人	目標値 (R11)	677人	関連する市の計画等	
主観指標	産業の活性化に関する市民満足度										
施策評価指標	市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）										
現状値 (R7)	527人										
目標値 (R11)	677人										
関連する市の計画等											

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-3-② 競争力ある産業の育成								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業活性化コーディネーターが受ける相談は多岐にわたります。今後も企業の経営課題や創業希望者のニーズに応えるため、活動内容の見直しと充実を柔軟に行っていきます。</li> <li>●企業が抱える課題に応じて、企業が地域の教育研究機関や産業技術イノベーションセンターなどの関係機関と協力して課題解決に向けた取組を実施することで、産業発展のための产学研官連携を進めています。</li> <li>●中小企業の競争力強化や維持のため、先端技術の推進や人材の育成（リスクリング）・確保が課題となっています。</li> <li>●少子高齢化による生産年齢人口の減少や国際競争力低下に歯止めがかからない状況の中、いかに生産性を向上させられるかが課題となっています。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな产学研官連携組織により地域産業の活性化、新事業の創出、地域人材の育成と定着の3つの柱を基本とした各種プロジェクトを推進します。</li> <li>●産業活性化コーディネーターの配置により、市内中小企業に対する相談・支援体制の充実を図ります。</li> <li>●中小企業の生産技術の向上や人材の育成・確保、販路拡大等の取組に対し、産業活性化コーディネーターを活用し、関係機関と連携を図りながら支援します。</li> <li>●生産性を向上させるためデジタル技術等による業務効率化やリスクリング等による従業員のスキルアップを支援します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな产学研官連携組織で行う各種プロジェクトの推進</li> <li>●県内の産業支援機関との連携による企業支援</li> <li>●中小企業技能訓練（リスクリング含む）への補助</li> <li>●中小企業の人材確保への支援</li> <li>●販路拡大への補助</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●異業種間交流によるイノベーションの創出などを図るための環境づくり</li> <li>●中小企業への補助・支援</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●産業支援機関や教育機関等との連携</li> <li>●生産技術の向上や人材育成</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●異業種間交流によるイノベーションの創出などを図るための環境づくり</li> <li>●中小企業への補助・支援</li> </ul>	市民		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業支援機関や教育機関等との連携</li> <li>●生産技術の向上や人材育成</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●異業種間交流によるイノベーションの創出などを図るための環境づくり</li> <li>●中小企業への補助・支援</li> </ul>								
市民									
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業支援機関や教育機関等との連携</li> <li>●生産技術の向上や人材育成</li> </ul>								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>産業の活性化に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>527人</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>677人</td></tr> </table>	主観指標	産業の活性化に関する市民満足度	施策評価指標	市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）	現状値(R7)	527人	目標値(R11)	677人
主観指標	産業の活性化に関する市民満足度								
施策評価指標	市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）								
現状値(R7)	527人								
目標値(R11)	677人								
関連する市の計画等									

## II-4 商業

### 〈基本方針〉

市民の生活に身近な商業の振興を図り、市民をはじめ、市を訪れる人や市内で働く人々の活力につなげることで、住みやすい・働きやすい・創業しやすいまちづくりに努めます。

また、商工会議所やまちづくり株式会社、関係団体等との連携により、中小企業の経営強化や商店街等のにぎわい創出を推進します。

さらに、次世代の経済を担う創業者や、地域の特性を活かして活動する市内外のプレイヤーを支援し、地域経済の活性化に努めます。

### 〈取組〉

II-4-① 商業の振興

II-4-② 商業とまちづくりの連携

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-4-① 商業の振興
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街や個人商店等は、大型小売店舗の進出やインターネット取引等の普及により、経営難になる状況が見受けられることから、継続的な顧客となるファンを獲得するための、個性の創出や魅力の向上が必要です。</li> <li>●商店街における空き店舗の解消とともに、居心地が良く多様なコミュニティの形成が図られ、にぎわいのある持続可能なエリアへの変革が必要です。</li> <li>●店舗を用いた創業は、資金面でリスクが大きいことから、チャレンジできる場のニーズが高まっています。創業後においては、専門家からの適切な助言が重要となります。創業機運の醸成、創業の準備から創業後における伴走支援など、段階に応じた取組みが必要です。</li> <li>●創業者や創業予定者が集まり、悩みの共有や意見交換、先輩創業者からのアドバイスなど、コミュニティの場のニーズが高まっています。</li> <li>●人口減少や高齢化等に起因した後継者不在の問題が深刻化しています。今後、中小企業における廃業数の更なる増加が想定されることから、第三者承継（事業承継）や移住定住の促進を踏まえた、創業しやすい土壌づくりが必要です。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業の経営安定を図るため、事業者が利用しやすい市独自の融資制度について、引き続き適切な運用に努めています。</li> <li>●ひたちなか商工会議所が取り組む「まちゼミ」は、全国的にも固定ファンを獲得し個店の売上向上に繋がっている実績があることから、市としてもその継続的な実施を支援するとともに、より多くの店舗の参加を促し地域の活性化につなげていきます。</li> <li>●創業ニーズの高まりに対し、商工会議所および産業活性化コーディネーター（創業担当）との連携を深めながら、創業に関する各種補助金や融資制度の適切な周知・案内を行うとともに、チャレンジの場の提供、専門家による伴走支援、事業承継に係るマッチングなど、創業の段階や形態に応じた支援策を展開していきます。</li> <li>●商工会議所が主催する創業スクールやひたちなかテクノセンターが実施する女性起業家交流会等の支援を通じて、創業者同士のコミュニティ形成の促進を図ります。</li> <li>●商店街の変革については、中心市街地に関する計画に位置付けるとともに、コミュニティ交流サロン事業の見直しや機能強化を図り、にぎわいや交流の創出に取り組んでいきます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか商工会議所と連携した中小企業への支援</li> <li>●ひたちなか商工会議所の取組みやイベントの支援（まちゼミ、空き店舗チャレンジショップ事業）</li> <li>●融資のあっせん、信用保証料の補助</li> <li>●創業者や創業予定者同士のコミュニティの形成や支援（創業スクール、女性起業家交流会等）</li> <li>●創業や第三者承継の促進や支援（未来に残したいお店募集事業等）</li> </ul>

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食店創業希望者に向けたチャレンジキッチンの整備（那珂湊チャレンジキッチン事業）</li> <li>●集客力の高い大型店舗と連携した創業支援（ひたちなかアドベンチャー）</li> </ul>								
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種事業への補助、周知</li> <li>●創業者や希望者への適切な助言</li> <li>●経営力向上に繋がる機会の提供</li> </ul>								
	市民									
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営力の向上や魅力の向上</li> <li>●空き店舗の利活用</li> <li>●事業承継の検討</li> </ul>								
目標		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td> <td>商業振興に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>           ①空き店舗チャレンジショップ事業による出店件数（延べ）            ②創業者及び創業希望者への相談やチャレンジの場の提供など支援数         </td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>           ①55件            ②114件         </td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>           ①72件            ②491件         </td> </tr> </table>	主観指標	商業振興に関する市民満足度	施策評価指標	①空き店舗チャレンジショップ事業による出店件数（延べ） ②創業者及び創業希望者への相談やチャレンジの場の提供など支援数	現状値 (R7)	①55件 ②114件	目標値 (R11)	①72件 ②491件
主観指標	商業振興に関する市民満足度									
施策評価指標	①空き店舗チャレンジショップ事業による出店件数（延べ） ②創業者及び創業希望者への相談やチャレンジの場の提供など支援数									
現状値 (R7)	①55件 ②114件									
目標値 (R11)	①72件 ②491件									
関連する市の計画等										

取組	II-4-② 商業とまちづくりの連携
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の玄関口である勝田駅周辺の商店街は、建屋の老朽化や店主の高齢化等により、空き店舗の増加や店舗以外の用途に転換されるなど、商業の衰退が見受けられます。今後は、空き店舗の解消を図るだけではなく、時代の変化に対応した、持続可能な魅力あるエリアとしての変革が必要です。</li> <li>●各商業拠点において、課題解決やにぎわいづくりに取組む地域内外のプレイヤーの発掘・支援が重要であることから、多くの関係者の交流の促進を図りながら、まちづくりに参加してもらうことが重要です。</li> <li>●商店街等における街路灯については、LED化や撤去など適正な管理を促進するとともに、所有者不明や維持管理の負担増加に関する問題等への対応について検討する必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街など中心市街地については、多様な意見を取り入れながら、居心地が良く誰もが楽しめるなど、にぎわいや活力の創出に努めます。</li> <li>●ひたちなか商工会議所・ひたちなかまちづくり株式会社が実施するまちづくりの取組みについて、ニーズに即した見直しを図りながら支援し、地域経済の活性化を図ります。</li> <li>●地域の特性を生かし、にぎわいづくりに取組む地域内外のプレイヤーやイベント等を支援し、商店街や商業拠点の活性化に努めます。</li> <li>●商店街等における街路灯の適正な管理の促進や、所有者不明や維持管理の</li> </ul>

## 大綱Ⅱ 活力を生み出す多様な産業

		問題への対応について検討します。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●中心市街地における公民連携によるまちづくり</li> <li>●ひたちなか商工会議所やひたちなかまちづくり株式会社が取組む事業の支援</li> <li>●地域の特性を活かしたイベント開催の支援（おもてまち七夕まつり・ドリンクラリー・サイクリング DE ひたちなか・勝田 TAMARIBA 横丁、ひたちなかアドベンチャー、新たなイベント等）</li> <li>●地域内外プレイヤーの発掘や支援</li> <li>●商店街街路灯の適正管理の促進等</li> </ul>
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか商工会議所への支援</li> <li>●ひたちなかまちづくり株式会社への支援</li> <li>●地域経済の活性化に関する調査研究及び関係者との意見交換や支援</li> <li>●商店街街路灯に関する周知啓発</li> </ul>
	市民	
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり事業への協力やイベントへの出店</li> <li>●地域の特性や地域資源を活かした事業や活動の展開</li> <li>●商店街街路灯の適正な維持管理</li> </ul>
目標	主観指標	商業振興に関する市民満足度
	施策評価指標	地域の特性を活かしたイベントにおける来場者数
	現状値 (R7)	329,000 人
	目標値 (R11)	335,000 人
	関連する市の計画等	

## II-5 農業

### 〈基本方針〉

深刻化する農業の担い手不足及び農業従事者の高齢化等による生産能力の低下に対処するため、新規就農者や後継者の確保・育成に努めるとともに、認定農業者や地権者の意向に基づき農地の集積・集約を進め、農業生産性の向上を図ります。

また、消費者ニーズを捉えた高品質な農産物の生産を支援し、収益性の高い儲かる農業を促進します。特に、日本一の生産量を誇る「ほしいも」については、付加価値や品質の向上、PRなどにより他産地との差別化を図りながら、地域ブランド化を推進し支援します。

農業生産基盤については、道路の拡幅・圃場の大規模化・用排水の整備などを実施するとともに、きれいで安定的な農業用水を供給する国営那珂川沿岸農業水利事業を推進します。

### 〈取組〉

- II-5-① 農業経営基盤の充実
- II-5-② 特色ある農業の推進

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-5-① 農業経営基盤の充実										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定農業者などが取り組む営農規模の拡大や経営改善等のために必要な機械設備の導入を支援し、高い経営能力を備えた意欲ある認定農業者を育成する必要があります。</li> <li>●耕作放棄地流動化促進事業の利用実績は順調に推移していますが、市内の耕作放棄地の面積は増加しており、優良農地が減少や地域の良好な景観の喪失が懸念されています。</li> <li>●農業従事者の高齢化と後継者不足から就農人口が減少し、労働力不足による生産能力の低下が懸念されるため、農業経営の法人化や経営の効率化・合理化、ICTを活用したスマート農業を推進する必要があります。</li> <li>●国営那珂川沿岸農業水利事業が完了した後も関連事業が残っており、各農地への通水に向け迅速な対応が求められます。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業の担い手となりうる新規就農者や後継者の確保・育成を図るために、儲かる農業の実践に向けた各種取組みを展開するとともに、国の各種補助制度の活用促進、関係機関と連携した農業教育の充実に努めます。</li> <li>●耕作放棄地を抑制するため、耕作放棄地を再整備し、耕作を行う認定農業者などに対する支援を行います。</li> <li>●農業生産基盤の整備は農家からの要望が多い事業となるため、事業主体となる茨城県と連携しながら事業の推進及び周知を行い、担い手による農地の集積・集約とICTを活用したスマート農業を推進し、労働力不足を補い省力化・高収益化を図ります。</li> <li>●国営那珂川沿岸農業水利事業を促進し、農業用水の確保と安定供給を図り、農家の生産基盤の安定化や水田及び畑地の生産性向上に取り組みます。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業の担い手の確保・育成</li> <li>●農業生産基盤の整備と担い手による農地の集積・集約、スマート農業の推進</li> <li>●国営那珂川沿岸農業水利事業の促進</li> <li>●耕作放棄地の流動化促進</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等					
市											
市民											
事業者等											
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td><td>農業振興に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>認定農業者数</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>137人</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>141人</td></tr> <tr> <td>関連する市</td><td>地域計画（人・農地プラン）</td></tr> </table>	主観指標	農業振興に関する市民満足度	施策評価指標	認定農業者数	現状値(R7)	137人	目標値(R11)	141人	関連する市	地域計画（人・農地プラン）
主観指標	農業振興に関する市民満足度										
施策評価指標	認定農業者数										
現状値(R7)	137人										
目標値(R11)	141人										
関連する市	地域計画（人・農地プラン）										

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

の計画等							
取組	II-5-② 特色ある農業の推進						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 儲かる農業を実践するため、消費者ニーズを的確に捉えた高品質な農産物の生産を支援する必要があります。</li> <li>● ほしいもの産地間競争が激化する中で、本市産ほしいもが選ばれ続けるため、ほしいもの高品質化や衛生加工による安心・安全なほしいも生産を支援する必要があります。</li> <li>● ほしいも生産過程で発生する残渣の取扱いが問題となっています。自然環境に調和した農業を推進するため、残渣の取扱いについて生産者とともに検討し、活用に向けた取組みを推進する必要があります。</li> <li>● 学校給食においては、農業協同組合と契約し、収穫時期に合わせた旬の地元の野菜を積極的に使用するとともに、米飯についても市内産のコシヒカリを導入しています。</li> <li>● 農薬や化学肥料の使用を大幅に削減した「特栽・特選ふくまる」について、市場における認知度を向上させる必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業協同組合及び生産者の実施する直売所等での販売や共選共販体制を支援し、地場農産物の理解を深めるための品評会や即売会等を実施します。</li> <li>● 東海村、那珂市とともに組織している「ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会」において、三ツ星生産者の育成やほしいも品評会などの取組を支援し、ほしいもの高付加価値化や品質向上を図るとともに、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の普及、推進に努めます。</li> <li>● 学校給食への地場農産物の提供による食育の充実を図ることにより、地産地消、販路拡大を推進します。</li> <li>● 茨城県オリジナル米である「ふくまる」のうち、「特栽・特選ふくまる」を生産する栽培研究会の活動を支援し、認知度向上および販路拡大に努めます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ほしいも生産三ツ星運動」と HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の実施の推進</li> <li>● 学校給食による消費拡大、地産地消の推進</li> <li>● 農産物の高付加価値化、PR</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ほしいも生産三ツ星運動」の推進</li> <li>● 農産物のPR</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ほしいも生産三ツ星運動」の取組実践</li> <li>● 「特栽・特選ふくまる」の生産に向けた取組</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ほしいも生産三ツ星運動」の推進</li> <li>● 農産物のPR</li> </ul>	市民		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ほしいも生産三ツ星運動」の取組実践</li> <li>● 「特栽・特選ふくまる」の生産に向けた取組</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ほしいも生産三ツ星運動」の推進</li> <li>● 農産物のPR</li> </ul>						
市民							
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ほしいも生産三ツ星運動」の取組実践</li> <li>● 「特栽・特選ふくまる」の生産に向けた取組</li> </ul>						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>農業振興に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>三ツ星生産者数</td> </tr> </table>	主観指標	農業振興に関する市民満足度	施策評価指標	三ツ星生産者数		
主観指標	農業振興に関する市民満足度						
施策評価指標	三ツ星生産者数						

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

	現状値 (R7)	142人
	目標値 (R11)	146人
	関連する市 の計画等	

## II-6 水産業

### 〈基本方針〉

安全安心な水産物の供給に努めるとともに、漁業協同組合をはじめとする関係団体を支援するなど、経営の安定化を図ります。また、市沿岸部における歴史ある水産業を維持・発展させていくために、担い手を確保・育成するとともに、地産地消や魚食普及の取組を進めます。

日本屈指の加工量を誇るタコのブランド化を支援するとともに、漁業協同組合などが地魚加工販売施設等を活用して行う、未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援するなど、6次産業化に取り組みます。

### 〈取組〉

- II-6-① 活力ある水産業づくり
- II-6-② 特色ある水産業づくり

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-6-① 活力ある水産業づくり						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海洋環境の変化に伴う漁獲量の減少や、物価高騰などの影響による燃油等の経費の増加に伴い、漁業者の経営基盤が不安定になっています。引き続き、漁獲共済等のセーフティネットの拡充、担い手の確保や育成のための対策等が必要となっています。</li> <li>● 水産資源の持続的な利用を図るため、アワビやヒラメの種苗放流による資源管理型漁業を推進しています。</li> <li>● カツオ・サンマ漁船などの廻船による水揚げは、海洋環境の変化や買受側の買受能力の低下などにより、近年は入港がない状態が続いています。</li> <li>● 水産物の生産から消費までの一貫した総合的な安全性の確保が求められています。</li> <li>● 福島第一原子力発電所の ALPS 処理水海洋放出について、今後も注視していく必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁業協同組合をはじめとした関係団体の活動を支援するとともに、漁獲共済及び保証料補給等の助成を行うことにより、漁業者の経営安定化を図ります。また、漁業協同組合と連携した漁業体験研修等により、担い手の確保・育成に努めます。</li> <li>● 県や地元漁業関係者と連携し、良好な漁場環境の維持に努めるとともに、アワビ等の種苗放流を中心とする資源管理型漁業を推進します。</li> <li>● 機能的な漁港環境の実現を図るため、那珂湊漁港、磯崎漁港における係留施設・外郭施設の整備や航路の浚渫を促進します。</li> <li>● カツオ・サンマ漁船及びその他漁船の廻船誘致活動に努め、水揚げ量の増加を図るとともに、外部買受人の増員による買受け能力の強化を推進し、水産物の流通の安定性の確保に努めます。</li> <li>● 原発事故による風評被害を払拭するため、国や県が実施している魚介類の放射性物質の検査結果を踏まえ、本市水産物の安全性について、PR活動等を推進します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水産業団体の活動支援</li> <li>● 漁業者の経営支援</li> <li>● 漁業体験研修等をはじめとした人材育成</li> <li>● 種苗放流の推進</li> <li>● 漁港、漁場の整備及び維持管理の促進</li> <li>● 廻船誘致</li> <li>● 外部買受人の増員</li> <li>● 風評被害対策</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等	
市							
市民							
事業者等							

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

目標	主観指標	水産業振興に関する市民満足度
	施策評価指標	①アワビ水揚げ量 ②漁業就業者数
	現状値(R7)	①5,948kg ②62人
	目標値(R11)	①6,778kg ②68人
	関連する市の計画等	

取組	II-6-② 特色ある水産業づくり
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の蒸し蛸や酢蛸をはじめとしたタコの加工品は、日本屈指の生産量を誇ります。引き続き、タコを含め本市水産物や加工品の更なるブランド化の推進を支援していく必要があります。</li> <li>●地魚加工販売施設等を活用して漁業協同組合が取り組む未利用魚の加工販売や、新たな加工品の開発・研究など、6次産業化に向けた活動を支援していますが、高齢化に伴う組合員の減少が進んでいるため、組織体制の強化が必要となっています。</li> <li>●平成28年に、地域の水産振興と水産物の消費拡大等により、市民の健康づくりや食育の推進に寄与することを目的に、ひたちなか市魚食の普及推進に関する条例を制定しています。これにより、学校給食やパンフレット等を利用し水産物に関する知識や情報の提供を行っていますが、更なる魚食普及に向け、各種イベント等において本市水産物をPRし、消費拡大を推進する必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イベントや直販事業などへの支援を行い、タコをはじめとする本市水産物・加工品のブランド化や価値向上を図るとともに、漁協女性部などが取り組む未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援し、6次産業化に取り組みます。</li> <li>●学校給食での水産物の提供による食育の充実を図り、地産地消を推進します。</li> <li>●市内の水産関係団体や商工会議所などで構成する「ひたちなか市魚食普及活動実行委員会」と連携し、各種イベント等を通じて本市水産物をPRするとともに、水産物に関する知識の普及や魚食文化への理解促進を図るなど、魚食普及活動の推進に努めます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タコをはじめとする本市水産物や加工品のブランド化の支援</li> <li>●未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究の支援</li> <li>●学校給食による消費拡大、地産地消の推進</li> <li>●魚食普及活動による地産地消の支援</li> <li>●販路開拓の支援</li> </ul>

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

役割	市	●イベント等でのPR
	市民	
	事業者等	●未利用魚の加工販売、商品開発
目標	主観指標	水産業振興に関する市民満足度
	施策評価指標	週3回以上食卓で魚を食べる人の割合
	現状値 (R7)	45%
	目標値 (R11)	50%
関連する市の計画等		

## II-7 観光

### 〈基本方針〉

観光は裾野が広い産業であり、地域経済を支える重要な役割を担うと同時に、地域の魅力を市内外に発信し、文化や歴史への理解を深める手段でもあるため、単なる誘客にとどまらず、「まちの活力を高める稼ぐ観光」と「持続可能な観光地域づくり」、「市民と共に創る観光」を施策の柱とし、観光の「質」を高め、観光客、市民、事業者がともに潤う観光のまちづくりを推進します。

### 〈取組〉

#### II-7-① 地域観光資源の活用

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

取組	II-7-① 地域観光資源の活用						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年の観光入込客数は430万人で、ひたちなか市で初の茨城県内1位を記録し、令和6年は458万人と更に増加し、2年連続の茨城県内1位を記録しました。</li> <li>●滞在時間が短いことや立ち寄りスポットが少ないことで観光消費に繋がり難い点が浮き彫りとなっています。</li> <li>●那珂湊おさかな市場周辺においてオーバーツーリズムの兆候が見られ、市民生活への影響が懸念されています。</li> <li>●観光を担う人材づくりのため、観光に関する意見交換の場の創出や、人材の育成等、人と人、人と地域がつながる仕組みづくりが必要です。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか市ならではの魅力を戦略的に提案・発信することで、回遊型観光による滞在時間の延長、体験や食を楽しむ機会、お土産品を買う機会、さらには宿泊者数の増加につながる取組を展開し、まちの活力を高める「稼ぐ観光」を推進します。</li> <li>●オーバーツーリズムの解消や地域に配慮した観光のまちづくりを目指すとともに、インバウンド旅行者の増加等多様なニーズを把握し、訪れる方の満足度を高める取り組みや観光地経営の視点での取組を展開し、「持続可能な観光」地域づくりを推進します。</li> <li>●地域への誇り（シビックプライド）やおもてなしの心を育むとともに、観光に関わる人材を増やし育て、人と人、人と地域がつながる仕組みづくりを展開し、市民と「共に創る観光」を推進します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか海浜鉄道を軸とした快適で楽しい回遊環境の整備</li> <li>●食や景観、ストーリー性を活かした巡りたくなる地域資源の磨き上げ</li> <li>●新鮮な魚介類やご当地グルメ、ロケーションを活かした食の展開</li> <li>●効果的な情報発信の展開</li> <li>●インバウンド旅行者への対応</li> <li>●快適で安全・安心・ユニバーサルな受け入れ環境整備</li> <li>●地域を誇りに思い観光を身近に感じる市民意識の醸成</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城県・近隣自治体との連携</li> <li>●観光関連団体・事業者の支援</li> <li>●メディアを活用した観光情報の発信</li> <li>●観光振興に関するデータ収集、解析、提供</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域への誇り（シビックプライド）を育み、次世代へ伝える</li> <li>●来訪者に対して「おもてなしの心」で接する</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンテンツの開発や展開、プロモーション</li> <li>●事業者間の連携や情報共有による誘客の取組</li> <li>●地元の食材や特産品を活用した取組</li> <li>●多言語対応等の環境整備</li> <li>●また訪れたいたと思わせる「おもてなし」の提供</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城県・近隣自治体との連携</li> <li>●観光関連団体・事業者の支援</li> <li>●メディアを活用した観光情報の発信</li> <li>●観光振興に関するデータ収集、解析、提供</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域への誇り（シビックプライド）を育み、次世代へ伝える</li> <li>●来訪者に対して「おもてなしの心」で接する</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンテンツの開発や展開、プロモーション</li> <li>●事業者間の連携や情報共有による誘客の取組</li> <li>●地元の食材や特産品を活用した取組</li> <li>●多言語対応等の環境整備</li> <li>●また訪れたいたと思わせる「おもてなし」の提供</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城県・近隣自治体との連携</li> <li>●観光関連団体・事業者の支援</li> <li>●メディアを活用した観光情報の発信</li> <li>●観光振興に関するデータ収集、解析、提供</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域への誇り（シビックプライド）を育み、次世代へ伝える</li> <li>●来訪者に対して「おもてなしの心」で接する</li> </ul>						
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンテンツの開発や展開、プロモーション</li> <li>●事業者間の連携や情報共有による誘客の取組</li> <li>●地元の食材や特産品を活用した取組</li> <li>●多言語対応等の環境整備</li> <li>●また訪れたいたと思わせる「おもてなし」の提供</li> </ul>						

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

目標	主観指標	観光振興に関する市民満足度
	施策評価 指標	観光入込客数
	現状値 (R7)	458万人（令和6年実績）
	目標値 (R11)	470万人
関連する市 の計画等		ひたちなか市第3期観光振興計画

## II-8 産業の活性化

### 〈基本方針〉

経営基盤の強化を目的に販路開拓や人材確保に取り組む企業を支援します。また、市民が産業界を知るきっかけとなるイベントを開催し、市報やSNSを活用したPRなどを通じて、市に根付く幅広い産業や企業活動等について広く周知し、市民や企業、団体などの交流を推進します。

### 〈取組〉

#### II-8-① 産業の活性化

## 大綱Ⅱ 活力を生み出す多様な産業

取組	II-8-① 産業の活性化						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市はものづくり産業や商店街および郊外の大規模店舗のほか、ほしいもやタコの水産加工など、工業、商業、農業、水産業といった多様な産業が集積しています。引き続き、産業の発展を実現するため、事業者を支援し、地域経済を活性化させていく必要があります。</li> <li>●本市の全産業を広く紹介宣伝するとともに、地元産業界との交流機会を創出し、地域産業の振興発展と市民生活の向上を図るため、産業交流フェアを開催しています。予算や他のイベントとの関係などを整理し、今後のあり方について検討する必要があります。</li> <li>●生産技術の革新や DX 推進により、業務の改善や効率化をすることで生産性や品質を高め、取引の拡大を図ることが求められています。</li> <li>●企業が安定して事業を継続していくため、企業の強み、他社との違いを明確にし、市場、ターゲットを分析した上で技術、商品・サービスを PR し新規販路開拓につなげる支援が必要です。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に根付く多様な産業や企業活動等を市内外に広く周知することで、市民と企業、関係団体等との交流を推進するとともに、本市との関係人口を創出します。</li> <li>●大学等に加え、金融機関やマスメディアも含めた新たな組織により、産学官金言連携を推進します。</li> <li>●市の魅力発信や地場産業の活性化のため、ふるさと納税制度を活用し、地元生産者や事業者を市外の方々にも応援してもらうとともに、本市ならではの特色ある返礼品の提供を通じて「ひたちなか市のファン」を増やし、本市の認知度の向上や寄付受入額の増加による自主財源の確保に努めます。</li> <li>●若者になじみのある e スポーツを活用し、大学生や高校生等と地元企業との交流を行いながら、産学官連携により、デジタル人材の育成に取組み、イノベーティブな活動を促進する環境づくりに努めます。</li> <li>●中小企業が行う人材の育成・確保、販路の拡大を支援します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業交流フェアの開催</li> <li>●新たな産学官金言連携組織の運営・推進</li> <li>●ひたちなか市の e スポーツプロジェクトチーム（H e P T）の運営</li> <li>●リスキリング（技能訓練）及び展示会出展費用の補助</li> <li>●市報、SNS による企業情報の発信やまちゼミ開催による産業 PR の実施検討</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等	
市							
市民							
事業者等							
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td> <td>産業の活性化に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）</td> </tr> </table>	主観指標	産業の活性化に関する市民満足度	施策評価指標	市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）		
主観指標	産業の活性化に関する市民満足度						
施策評価指標	市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）						

## 大綱II 活力を生み出す多様な産業

現状値 (R7)	527人
目標値 (R11)	677人
関連する市 の計画等	

## III-1 健康づくり

### 〈基本方針〉

健康寿命を延伸し、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域の健康づくりのリーダーとなる食生活改善推進員や保健推進員と連携し、健康づくりを推進します。

### 〈取組〉

III-1-① 健康づくり

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-1-① 健康づくり								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ライフスタイルの多様化に伴い、生活習慣病が増加しており、今後、更に増加するものと見込まれています。</li> <li>● 食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの地域において、各種事業の実施を通じて食育や生活習慣病予防等について啓発活動を行っています。</li> <li>● 生活習慣病予防には、食生活の改善、運動、歯や口腔のケア、適正飲酒や禁煙、十分な睡眠や休養などに一人一人が積極的に取り組むことが重要であり、その動機付けとなる効果的な支援や啓発を行う必要があります。</li> <li>● 健康づくりを担う団体が、地域において継続的に活動できるよう、健康づくりリーダーを育成・確保する必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が生涯を通じていきいきと暮らせるよう食生活改善推進員、保健推進員を育成するとともに、活動を支援し、市民の食育や健康づくりの推進に取り組みます。</li> <li>● 市民が健康づくりを自らの問題として主体的に取り組むため、食生活・運動・口腔ケア・適正飲酒禁煙・十分な睡眠などの知識や技術の習得を支援します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食生活改善推進員による広い世代に向けた食育推進、生活習慣病予防対策</li> <li>● 保健推進員による健康づくり活動（健康診査受診勧奨・生活習慣病予防の知識の普及啓発）</li> <li>● リーダー育成や健康診査・各教室などの様々な場面での健康づくりに対する具体的な行動や生活改善への支援</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">市</td><td>● 健康づくりリーダーの活動支援と協議・連携</td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民への普及・啓発（各教室等の実施、PR活動）</li> <li>● 市の事業への協力、参加</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市	● 健康づくりリーダーの活動支援と協議・連携	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民への普及・啓発（各教室等の実施、PR活動）</li> <li>● 市の事業への協力、参加</li> </ul>	事業者等			
市	● 健康づくりリーダーの活動支援と協議・連携								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民への普及・啓発（各教室等の実施、PR活動）</li> <li>● 市の事業への協力、参加</li> </ul>								
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td><td>保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>保健推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動の年間聴講者数</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>14,068人</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>14,000人</td></tr> </table>	主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度	施策評価指標	保健推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動の年間聴講者数	現状値(R7)	14,068人	目標値(R11)	14,000人
主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度								
施策評価指標	保健推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動の年間聴講者数								
現状値(R7)	14,068人								
目標値(R11)	14,000人								
関連する市の計画等									

## **III-2 医療・疾病予防**

### **〈基本方針〉**

本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院による救急医療や高度医療に係る医師確保を支援するとともに、病院とかかりつけ医の連携を推進します。休日や夜間の救急医療体制については、医師会や薬剤師会と連携しながら休日夜間診療所を運営するとともに、今後の運営の手法を検討していきます。また、日立製作所ひたちなか総合病院による小児医療の運営等を支援します。

さらに、生活習慣病やがんなどの疾病を予防、早期発見するため、特定健康診査や各種健康診査の受診率向上に取り組むとともに、特定保健指導をはじめとした事後指導を強化します。

あわせて、予防接種法に基づき、接種費用の一部を公費負担するなど感染症のまん延防止に取り組みます。

### **〈取組〉**

- III-2-① 医療体制の構築
- III-2-② 感染症予防対策
- III-2-③ 健診の充実

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-2-① 医療体制の構築										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市が属する常陸太田・ひたちなか医療圏における人口 10 万人当たりの医師数は、全国平均を大きく下回っており、県内においても医師少数区域に位置付けられています。今後の高齢化の進展を踏まえると、継続して医師を確保する必要があります。</li> <li>●日立製作所ひたちなか総合病院が実施している小児救急については、小児科医の不足等を解消し、開設日の拡充を図る必要があります。</li> <li>●救急医療二次病院への搬送が増加し、医療機関の負担が大きくなっています。</li> <li>●安定的な産婦人科医の確保に苦慮していることから、広域の取組により安心して子どもを産み育てる環境を維持する必要があります。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日立製作所ひたちなか総合病院が行う救急医療や地域医療、高度な検査治療に係る医師確保を支援するとともに、日立製作所ひたちなか総合病院と地域のかかりつけ医との病診連携を推進します。</li> <li>●医師会や薬剤師会と連携し、休日夜間診療所を運営するとともに、日立製作所ひたちなか総合病院が実施する小児救急の運営を支援するなどして、休日や夜間の医療体制を整備します。</li> <li>●水戸及び常陸太田・ひたちなか医療圏の市町村と連携しながら、救急医療二次診療業務の運営費を補助し、救急医療体制の充実を図ります。</li> <li>●水戸赤十字病院に対し、産婦人科医確保のため、県央地域で構成する市町村と連携をしながら支援を行い、周産期医療の充実を図ります。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日立製作所ひたちなか総合病院の医師確保の支援</li> <li>●休日夜間診療所の運営</li> <li>●小児医療の運営支援</li> <li>●救急医療二次病院の運営支援</li> <li>●水戸赤十字病院の産婦人科医確保の支援</li> <li>●医師確保に向けた市長会等を通じた国・県への要望</li> </ul>										
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td>●医療体制充実のための支援</td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td>●医療体制の充実</td></tr> </table>	市	●医療体制充実のための支援	市民		事業者等	●医療体制の充実				
市	●医療体制充実のための支援										
市民											
事業者等	●医療体制の充実										
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>人口 10 万人当たりの医師数</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>142.6 人</td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td>212.3 人</td></tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td><td></td></tr> </table>	主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度	施策評価指標	人口 10 万人当たりの医師数	現状値 (R7)	142.6 人	目標値 (R11)	212.3 人	関連する市の計画等	
主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度										
施策評価指標	人口 10 万人当たりの医師数										
現状値 (R7)	142.6 人										
目標値 (R11)	212.3 人										
関連する市の計画等											

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-2-② 感染症予防対策								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児定期A類疾病については、(予防)接種費用の全額を、主に高齢者に該当する定期B類疾病については、全接種費用の概ね3割を公費負担しています。また、一部の任意接種については独自の助成を行っています。</li> <li>●感染症の流行等により、予防接種法の改正が行われるため、ワクチン種目等の追加について、迅速接種体制の整備を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが求められます。</li> <li>●令和3年の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新たな感染症などが発生した場合には、国・県及び関係機関と連携を図り、地域での感染症の拡大及びまん延防止に努める必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師会や学校などの関係機関と連携するとともに、子育て支援アプリ等の媒体を活用し、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めながら、安全で効率的な接種体制を整備します。</li> <li>●新たな感染症が発生した際には、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、病原体の特徴や流行の状況を踏まえ、ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し、感染拡大防止のために必要な措置を実施します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期予防接種の実施</li> <li>●任意予防接種への助成</li> <li>●感染症予防の啓発</li> <li>●ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画の運用</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する知識の普及・啓発</li> <li>●安全な接種体制の整備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する正しい理解と各種予防接種の実施</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国・県や医師会等関係機関との連携・協力</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する知識の普及・啓発</li> <li>●安全な接種体制の整備</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する正しい理解と各種予防接種の実施</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国・県や医師会等関係機関との連携・協力</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する知識の普及・啓発</li> <li>●安全な接種体制の整備</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防に関する正しい理解と各種予防接種の実施</li> </ul>								
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国・県や医師会等関係機関との連携・協力</li> </ul>								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>乳幼児A類定期予防接種の接種率</td> </tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td>目標値(R11)</td> <td>98.0%</td> </tr> </table>	主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度	施策評価指標	乳幼児A類定期予防接種の接種率	現状値(R7)	97.4%	目標値(R11)	98.0%
主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度								
施策評価指標	乳幼児A類定期予防接種の接種率								
現状値(R7)	97.4%								
目標値(R11)	98.0%								
関連する市の計画等									

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-2-③ 健診の充実								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「元気アップポイント事業」の実施など、ヤング健診、各種がん検診の受診者数の増加に取り組むとともに、一部日程では、土曜・日曜の実施や同伴児の見守りなど、受診しやすい体制の整備を図っています。</li> <li>●特定健康診査、各種健康診査の継続受診者や無関心層の受診者を増やし、受診率向上を図る必要があります。</li> <li>●生活習慣病の早期発見や重症化予防のために行う特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診率は、受診勧奨により向上してきているものの、特定健康診査については茨城県平均を下回っています。</li> <li>●医療機関特定健診での保健指導の実施率が伸び悩んでおり、実施方法を検討する必要があります。</li> <li>●受診の結果、生活習慣の改善が必要な方に対しての事後指導を強化する必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康診査等を受診しやすい環境を整備するとともに、無関心層に対する効果的な受診促進策を検討・実施し、受診者の増加を図ります。</li> <li>●特定保健指導の実施率向上のため、特定健康診査当日の面談を継続して実施します。また、今後特定保健指導対象者となる可能性の高いヤング健診受診者に対し、生活習慣改善の支援を早期に実施していきます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種集団健康診査の予約については、今後、インターネットによる予約を普及させていく。なお、インターネットの利用が困難な方のために、当面の間はコールセンターによる予約と併用していく。</li> <li>●土曜・日曜における健康診査等の実施や総合健診の日程を増やす。</li> <li>●「元気アップポイント事業」を実施し、自主的な健康づくりを推進します。</li> <li>●特定保健指導を受けやすい体制（最後に全員と面談を実施等）を整備する。</li> <li>●健康診査等実施後の効果的な保健指導として、健康教育への参加勧奨や個別の食習慣解析を用いた健康相談等の工夫をしていく。</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種健康診査の受診勧奨と受診体制の整備</li> <li>●健康診査等実施後の指導の強化</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種健康診査の積極的受診</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種健康診査の受診勧奨と受診体制の整備</li> <li>●健康診査等実施後の指導の強化</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種健康診査の積極的受診</li> </ul>	事業者等			
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種健康診査の受診勧奨と受診体制の整備</li> <li>●健康診査等実施後の指導の強化</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種健康診査の積極的受診</li> </ul>								
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>各種健康診査受診率（受診券発送者数をベースとする）</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>19.2%</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>23.2%</td></tr> </table>	主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度	施策評価指標	各種健康診査受診率（受診券発送者数をベースとする）	現状値(R7)	19.2%	目標値(R11)	23.2%
主観指標	保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度								
施策評価指標	各種健康診査受診率（受診券発送者数をベースとする）								
現状値(R7)	19.2%								
目標値(R11)	23.2%								
関連する市の計画等									

## **III-3 地域福祉**

### **〈基本方針〉**

保健・医療・福祉の総合的な連携により、住み慣れた地域の中で安心して生活するためのきめ細かな福祉施策を展開するとともに、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域共生社会を目指します。

### **〈取組〉**

III-3-① 地域福祉

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-3-① 地域福祉								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校区単位で地域福祉を推進する体制の整備を進めるとともに、社会福祉協議会及び社協支部（自治会）、ボランティア連絡協議会などの関係機関・団体と連携して地域福祉を推進しています。</li> <li>●福祉についての意見交換を行う地域福祉座談会を開催し、地域福祉についての理解を深めています。引き続き、市民（地域）自らが必要と考えるテーマについて話し合う機会をつくり、地域福祉について意識の醸成を図る必要があります。</li> <li>●地域における福祉課題の多様化が進み、これまで以上に地域の力による解決が期待されており、サロン活動の運営者をはじめとした地域福祉の担い手を発掘・育成・支援する必要があります。</li> <li>●高齢化の進展に伴い、地域の相談役である民生委員・児童委員の負担が増加していることから、支援を強化する必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉についての意識の醸成を図るとともに、市民（地域）との協働により、地域における支え合いの体制を構築し、住民相互が理解し合い、安心して暮らせるまちを目指します。</li> <li>●地域福祉の担い手の育成を行うとともに、拠点となるサロンなどの「居場所」を各地区に広げ、地域福祉活動の担い手が、地域への思いを活動につなげるための支援を行います。</li> <li>●社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉に関わるボランティアやNPOなどの各種団体や個人など、地域福祉の推進に中心的役割を担う方々を支援します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉座談会の実施</li> <li>●地域福祉担い手育成事業の実施</li> <li>●社会福祉協議会やボランティア団体等への支援・指導及び連携の強化</li> <li>●民生委員・児童委員等への支援</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動に対する支援</li> <li>●地域福祉団体等への支援・指導</li> <li>●地域福祉活動のPR</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動の実施（ボランティア活動、サロン活動など）</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動における指導的役割</li> <li>●地域福祉活動の推進</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動に対する支援</li> <li>●地域福祉団体等への支援・指導</li> <li>●地域福祉活動のPR</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動の実施（ボランティア活動、サロン活動など）</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動における指導的役割</li> <li>●地域福祉活動の推進</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動に対する支援</li> <li>●地域福祉団体等への支援・指導</li> <li>●地域福祉活動のPR</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動の実施（ボランティア活動、サロン活動など）</li> </ul>								
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動における指導的役割</li> <li>●地域福祉活動の推進</li> </ul>								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>地域福祉に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>市民が主体となって地域福祉（高齢者・障害者・子育て支援）が行われていると感じる人の割合</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>15.3%</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>19.3%</td></tr> </table>	主観指標	地域福祉に関する市民満足度	施策評価指標	市民が主体となって地域福祉（高齢者・障害者・子育て支援）が行われていると感じる人の割合	現状値(R7)	15.3%	目標値(R11)	19.3%
主観指標	地域福祉に関する市民満足度								
施策評価指標	市民が主体となって地域福祉（高齢者・障害者・子育て支援）が行われていると感じる人の割合								
現状値(R7)	15.3%								
目標値(R11)	19.3%								

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

関連する市 の計画等	第2次ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画
---------------	--------------------------

## **III-4 高齢者福祉**

### **〈基本方針〉**

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域のニーズに合った介護予防や在宅生活を支えるサービスの充実、介護保険施設サービス基盤の整備など、介護・福祉サービスの充実に努め、地域包括支援センターを中心として関係機関との相互連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」を推進します。また、認知症などの疾病を抱えていても、できる限り在宅で過ごすことができるよう、在宅医療体制の充実や、医療・介護・福祉の相互連携に努めます。

### **〈取組〉**

III-4-① 高齢者福祉

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-4-① 高齢者福祉
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者や介護認定者、認知症高齢者等は増加を続けており、今後も増加が見込まれています。</li> <li>●高齢化の進展や価値観の多様化、社会的な課題を持つ世帯の増加により、地域包括支援センターの業務負担は増大しており、介護予防支援に係る負担も増しています。</li> <li>●高齢者が、生涯に渡り健やかに過ごしていけるよう、介護予防事業と保健事業を一体的に実施し、介護状態の前段階であるフレイル予防に取り組む必要があります。</li> <li>●高齢者が増加していく中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築のため、在宅医療体制の充実や、医療・介護・福祉の相互連携をさらに推進する必要があります。</li> <li>●認知症高齢者については、地域住民への正しい知識の普及啓発や認知症の方への支援を継続するほか、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置するなど、実効性のある認知症施策を推進する必要があります。</li> <li>●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加により、掃除や買物など軽度の生活支援を必要とする高齢者が増加していることから、地域の支えあいや生活支援サービス等を充実するとともに、高齢者が地域の中で元気に活躍できるような取組を支援する必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護の専門組織とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要になっても必要な支援を受けながら、ひとりひとりが自分らしく暮らし続けられるような支援体制を整えます。</li> <li>●高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで継続することができるよう「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図り、医療、介護、介護予防、生活支援等の一体的な提供に努めます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険施設サービス等の基盤整備の推進</li> <li>●介護予防・日常生活支援総合事業の推進</li> <li>●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</li> <li>●地域包括支援センターの運営</li> <li>●在宅生活を支えるサービスの充実（小地域ネットワーク事業、配食サービス事業、買い物支援事業等の推進）</li> <li>●在宅医療・介護連携推進事業の推進</li> <li>●認知症施策の推進生きがい活動の推進（高齢者クラブ、シルバー人材センター等の支援）</li> <li>●元気アップサポーターの会、シルバーリハビリ体操指導士会との連携と支援</li> </ul>
役 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進</li> </ul>

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

割 割	市民	●地域住民がともに支え合う地域づくりへの参加
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の見守り活動への協力</li> <li>●在宅生活を支えるサービスの提供</li> <li>●介護保険施設サービス等の提供</li> <li>●医療・介護関係者の多職種連携事業への協力</li> </ul>
目 標	主観指標	高齢者支援に関する市民満足度
	施策評価 指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生きがいを持って生活する高齢者の割合</li> <li>②地域包括支援センターの認知度</li> </ul>
	現状値 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①47.2%</li> <li>②22.8%</li> </ul>
	目標値 (R11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①50%</li> <li>②25%</li> </ul>
関連する市 の計画等	ひたちなか しあわせプラン21（第9期）	

## **III-5 障害者（児）福祉**

### **〈基本方針〉**

障害のある方が自ら希望する場所で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業を実施します。また、必要な支援が適切に受けられるよう、相談支援事業所を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

### **〈取組〉**

III-5-① 障害者（児）支援

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-5-① 障害者（児）支援
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスを利用している障害者が増加しています。</li> <li>●障害児通所支援を利用している障害児が増加しています。</li> <li>●自立支援給付や各種手当の支給や各種助成を行っています。</li> <li>●日常生活用具の給付、移動支援、意思疎通支援等の地域生活支援事業を実施しています。</li> <li>●基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制の充実と強化を図っています。</li> <li>●市内における短期入所事業所数を充実させていく必要があります。</li> <li>●障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者の増加に伴い、計画相談支援事業所数を充実させていく必要があります。</li> <li>●発達に心配のある幼児・児童等に対する適切かつ継続的な発達相談支援ができる限り早期に行うため、支援体制を更に充実させる必要があります。</li> <li>●障害のある方にとって分かりやすい情報の提供や、自立した生活と社会参加の機会を確保するため、「障害者支援アプリ」の活用等、手軽に情報が得られる環境の整備が必要です。</li> <li>●共生社会を実現するため、障害のある方への理解を促進する必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスの提供により、障害のある方が自ら希望する場所で自立した生活を実現できるよう支援します。</li> <li>●障害児通所支援サービスの提供により、障害のある児童の特性に応じた多様なニーズに対応し、個々の成長と発達を支援します。</li> <li>●子どもの発達支援の拠点である「みんなのみらい支援室」の機能強化を行います。</li> <li>●障害のある方の自立した生活や社会参加を促進するため、障害福祉に関連する情報を分かりやすく提供します。</li> <li>●就労を希望する障害のある方について、就労系サービス事業所や障害者就業・生活支援センター等の支援を通じて、希望する進路を選択し、挑戦していくよう支援します。</li> <li>●スポーツや文化活動の機会を提供し、生きがいのある生活を推進します。</li> <li>●障害者への理解を広げるため、各種研修・啓発の取組を進めます。</li> <li>●家族の高齢化を見据え、地域生活支援拠点の面的整備を図ります。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者福祉             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援給付（介護給付、訓練等給付、医療給付、補装具費等）の支給</li> <li>・各種手当の支給、各種助成の実施</li> </ul> </li> <li>●障害児福祉             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）の提供</li> </ul> </li> <li>●自立と社会参加の支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業をはじめとする様々な相談窓口の運営</li> </ul> </li> </ul>

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業（意思疎通支援、地域活動支援センター事業等）の実施</li> <li>・心身障害者（児）スポーツ大会の開催</li> <li>・遠隔手話通訳システム事業の実施</li> <li>●障害のある方への理解促進</li> <li>・障害者理解促進事業の実施</li> <li>・合理的配慮推進事業による民間事業者への補助</li> <li>・権利擁護学習会の開催</li> <li>・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発</li> </ul>
役割	市 <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定</li> <li>●障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供体制の確保</li> <li>●障害福祉制度の情報提供</li> <li>●地域生活支援事業の実施</li> <li>●障害者理解促進事業の実施</li> </ul>
	市民 <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者（児）への理解促進</li> <li>●ボランティアの参加</li> <li>●地域での見守り</li> </ul>
	事業者等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用者への支援</li> <li>●障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業への参入</li> <li>●障害者の雇用機会創出・就労環境向上への配慮</li> </ul>
目標	主観指標 障害者支援に関する市民満足度
	施策評価指標 障害者支援アプリのダウンロード数
	現状値 (R7) 794 件 (R7. 7月現在)
	目標値 (R11) 2,400 件
関連する市の計画等	ひたちなか市障害者プラン ひたちなか市障害福祉計画 ひたちなか市障害児福祉計画 ひたちなか市こども計画（令和7年度～令和11年度）

## **III-6 社会保障**

### **〈基本方針〉**

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、医療給付の適正化等に努めます。

また、介護保険などにおける介護サービス給付等の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

生活保護については、適正な給付を行うとともに、関係機関と連携しながら自立・就労支援体制を強化します。

### **〈取組〉**

III-6-① 国民健康保険・後期高齢者医療制度

III-6-② 介護保険

III-6-③ 生活保護・生活困窮者自立支援

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-6-① 国民健康保険・後期高齢者医療制度	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険の被保険者数及び歳出額は、社会保険の適用拡大等により年々減少していますが、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、1人当たりの医療費は増加しています。また、あわせて保険税負担力の低い方の割合も多くなっています。</li> <li>●国民健康保険では、将来的に、都道府県ごとに国民健康保険税率が統一され、同一の所得水準であれば同一の保険税額となる仕組みに移行することから、統一を見据えて、適正な税率について検討を続けていく必要があります。</li> <li>●後期高齢者医療制度の被保険者数及び歳出額は、高齢化とともに増加しており、全体の医療費も増加傾向にあります。</li> </ul>	
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率の向上や医療費適正化等に努めながら、保険財政の健全運営を図ります。</li> <li>●健診結果やレセプト情報等のデータ分析を行い、疾病の重症化予防や適正服薬の取組みなど、健康課題に応じた効果的・効率的な保健事業を実施します。</li> </ul>	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率向上</li> <li>●国民健康保険税の適正な税率の検討</li> <li>●後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用促進等による医療費適正化</li> <li>●特定健康診査・後期高齢者健康診査や人間ドック等費用補助の実施</li> <li>●国民健康保険被保険者のうち糖尿病等の未治療者・治療中断者に対する医療機関への受診勧奨等</li> </ul>	
役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	生活困窮者支援に関する市民満足度
	施策評価指標	国民健康保険ジェネリック医薬品利用率（4月受診分）
	現状値(R7)	90.39%
	目標値(R11)	93%
関連する市の計画等		

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-6-② 介護保険								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者数が 2040 年頃にピークを迎えることから、要介護認定者数及び介護保険給付費は今後も増加するため、介護サービス給付等の適正化に努め、質の高いサービス提供を行います。</li> <li>●第 9 期（令和 6 年度～令和 8 年度）の第 1 号被保険者の保険料基準額は増額しましたが、第 10 期以降の基準額については、サービス受給者数の推移、介護保険給付費の増加率などを踏まえ、増額するか否か、検討していく必要があります。</li> <li>●介護保険法の改正とともに制度の内容がより複雑化していることから、市民への周知と理解を図るため、PR 活動を継続して実施する必要があります。</li> <li>●介護を担う人材不足が課題になっていることから、多様な人材の参入促進を図り、介護人材の育成、確保に努めてまいります。また、現場を支える介護職員への研修会を実施するなど、離職防止に向けた取組を推進してまいります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者のニーズに応じた、在宅・施設サービスを提供できるよう、介護サービス事業者に対する、適正な運営指導などを実施し、介護保険事業を推進します。</li> <li>●安心して介護保険を利用できるよう、市民に対し、制度の周知普及を行い、支援を要する高齢者やその家族の負担軽減に取組みます。</li> <li>●各種サービスの利用状況及び利用者のニーズを把握し、事業所を開設することで、支援を要する高齢者やその家族の負担軽減への取組を進めます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度の周知普及</li> <li>●介護認定審査会の適正な運営</li> <li>●介護給付適正化の強化</li> <li>●介護保険料収納率の向上</li> <li>●介護人材育成事業</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td> <td>生活困窮者支援に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>介護保険料収納率（過年度分含む）</td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>98.0%</td> </tr> </table>	主観指標	生活困窮者支援に関する市民満足度	施策評価指標	介護保険料収納率（過年度分含む）	現状値 (R7)	98.0%	目標値 (R11)	98.0%
主観指標	生活困窮者支援に関する市民満足度								
施策評価指標	介護保険料収納率（過年度分含む）								
現状値 (R7)	98.0%								
目標値 (R11)	98.0%								
関連する市の計画等	ひたちなか しあわせプラン 21（第 9 期）								

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

取組	III-6-③ 生活保護・生活困窮者自立支援	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護の被保護世帯数・人員は平成28年度から増加傾向で推移していましたが、令和6年度は減少に転じました。しかし、高齢化の進行や物価高騰などにより生活に窮迫する世帯が増える可能性もあることから、今後も注視していく必要があります。</li> <li>●生活保護が開始となる主な理由は、預貯金の減少や傷病、失業、仕送り等の減少となっています。また、複合的な課題を抱えたまま生活保護につながる世帯が多く、課題解決には関係機関との連携が必要となっています。</li> <li>●働くことができる被保護者に対しては、積極的な就労支援を実施し、早期就労・早期自立を目指しています。</li> <li>●被保護者が就労支援により就労を開始した後も、継続的な安定就労に向けたきめ細かな支援を実施する必要があります。</li> <li>●相談者がより早期に生活を立て直せるように、生活困窮者自立相談支援事業等の充実を図りながら、多様化する相談に適切かつ迅速に対応していく必要があります。</li> </ul>	
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問活動や扶養調査、レセプト点検等を実施しながら、生活保護制度の適正実施を図ります。</li> <li>●被保護者に対して必要な医療は継続しつつ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の更なる使用促進を目指します。</li> <li>●レセプトデータに基づき、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。</li> <li>●生活困窮者や被保護者が継続して就労し、自立した生活が営めるよう、ハローワークとも連携しながら支援します。また、早期の就労が難しい方に対し、日常習慣の改善や社会的能力・就労に必要なスキルなどの育成を目指し、社会福祉法人や障害者就労移行支援事業所などと連携し、就労に向けた準備支援を推進します。</li> <li>●生活困窮者自立相談支援事業を充実させるとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関との連携の強化を図り、多様で複合的な問題を抱える相談者に適切かつ迅速に対応できる体制を目指します。</li> </ul>	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護制度の適正な運用</li> <li>●医療扶助の適正実施</li> <li>●就労支援事業の推進</li> <li>●生活困窮者自立相談支援事業の推進</li> </ul>	
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会的・自立のための支援・指導</li> <li>●就労、就労準備に向けた支援</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員等による各種支援</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労体験、ボランティア等の受入れ</li> </ul>
目	主観指標	生活困窮者支援に関する市民満足度

### 大綱III みんなで育む健康と福祉

標	施策評価 指標	生活困窮者への就労支援による就労達成率
	現状値 (R7)	56.1%
	目標値 (R11)	60%
関連する市 の計画等		

## **IV- 1 地域の子育て支援**

### **〈基本方針〉**

子育て中の親子が集い交流を図ることのできる場の拡充など、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、子育てサロンなど地域の子育てへの取組を支援します。

### **〈取組〉**

- IV- 1 -① 子育て環境の充実
- IV- 1 -② 子どもの居場所づくり

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV- 1 -① 子育て環境の充実						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の子育て支援の拠点である子育て支援センター「ふあみりこ」を中心に、市内全域に「子育て支援センター」や地域の方々が自主的に運営する「子育てサロン」など、未就学児の親子が安心して集える場は充実してきました。</li> <li>●本市で子育てをする家族のうち、かなりの割合を市外出身の核家族が占めています。身近に頼れる親族等がいない家庭であっても安心して子育てができる、育児と仕事との両立が図れるようファミリー・サポート・センター事業やホームスタート（子育て支援家庭訪問事業）など、市民の力を活かした子育て支援の体制づくりを進めていく必要があります。</li> <li>●子育てに困難を抱える家庭の課題は、貧困やネグレクトなどの様々な問題が絡み合い複雑化しています。こどもやその保護者などが安心して相談・救済を求めることができる包括的な支援体制を構築する必要があります。</li> <li>●ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るためにには、保護者の就労支援・経済支援を充実させるとともに、相談・情報提供、子育て・生活への支援など総合的に取り組む必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共働き家庭でも安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て環境の整備を図るとともに、保護者の育児不安や孤立感など様々な悩みを解消できるよう、地域全体で子育てを支援する体制づくりに取り組みます。</li> <li>●「子ども家庭センター」を中心に、全ての子ども、子育て家庭、妊産婦に対して、総合的かつきめ細やかな相談・支援を提供するとともに、関係機関との連携による早期支援体制の強化に取り組みます。</li> <li>●SNS 等を活用し、子育てに関する情報を積極的に発信するなど、子育て世代の多様なニーズに応じた情報提供を推進します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援センター「ふあみりこ」の充実</li> <li>● 各子育て支援センター・子育てサロンの支援</li> <li>● ファミリー・サポート・センター・ホームスタート等利用者支援体制の充実</li> <li>● 「子ども家庭センター」における家庭児童相談体制の充実</li> <li>● 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実</li> <li>● ひとり親家庭に対する支援の充実</li> <li>● 地域が取り組む多様な子育て支援活動への支援</li> <li>● SNS 等多様なメディアの活用</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援関連事業の実施</li> <li>●地域の子育て支援活動への支援</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに関するボランティアへの参加</li> <li>●子育てサロンの立ち上げ、運営</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員への子育て支援強化及び子育て応援宣言実施</li> <li>●店舗等への子育て支援環境整備</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援関連事業の実施</li> <li>●地域の子育て支援活動への支援</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに関するボランティアへの参加</li> <li>●子育てサロンの立ち上げ、運営</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員への子育て支援強化及び子育て応援宣言実施</li> <li>●店舗等への子育て支援環境整備</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援関連事業の実施</li> <li>●地域の子育て支援活動への支援</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに関するボランティアへの参加</li> <li>●子育てサロンの立ち上げ、運営</li> </ul>						
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員への子育て支援強化及び子育て応援宣言実施</li> <li>●店舗等への子育て支援環境整備</li> </ul>						
目	主観指標 子育て支援に関する市民満足度						

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

標 標	施策評価 指標	子育て支援センターふあみりこに登録している者の割合（0～2歳児）
	現状値 (R7)	62.1%
	目標値 (R11)	70%
関連する市 の計画等	ひたちなか市こども計画（令和7年度～令和11年度）	

取組	IV-1-② 子どもの居場所づくり									
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもふれあい館や長松子ども館など、放課後に子どもが自由に集うことができる場が地域により運営されています。</li> <li>●地域の中で多様な価値観と触れ合い、社会性を育むことができる子どもの居場所が地域の方たちにより運営されています。</li> <li>●老朽化に加え、児童が遊ぶことのできる園庭がないことなどから那珂湊児童館については、移転について検討する必要があります。</li> <li>●屋内で子どもが体を動かして遊ぶことができる「コドモノアソビバ」を子育て支援・多世代交流施設内に開設していますが、スペースの拡大等について検討する必要があります。</li> </ul>									
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後や休日などに、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援していきます。</li> </ul>									
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもふれあい館運営支援</li> <li>●長松子ども館運営支援</li> <li>●子どもの居場所事業運営支援</li> <li>●那珂湊児童館の管理運営</li> <li>●那珂湊児童館の移転検討</li> <li>●子どもが思い切り体を動かして遊べる場の検討</li> </ul>									
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">市</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の取組への支援</li> <li>●那珂湊児童館の管理運営</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">市民</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所の設置、運営</li> <li>●プレーパーク活動の実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業者等</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所の設置、運営</li> </ul> </td> </tr> </table>		市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の取組への支援</li> <li>●那珂湊児童館の管理運営</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所の設置、運営</li> <li>●プレーパーク活動の実施</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所の設置、運営</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の取組への支援</li> <li>●那珂湊児童館の管理運営</li> </ul>									
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所の設置、運営</li> <li>●プレーパーク活動の実施</li> </ul>									
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所の設置、運営</li> </ul>									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">主観指標</td> <td style="padding: 5px;">子育て支援に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">施策評価 指標</td> <td style="padding: 5px;">子どもが自由に集うことができる場（子どもふれあい館・長松子ども館・子どもの居場所）の数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">現状値 (R7)</td> <td style="padding: 5px;">10か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">目標値 (R11)</td> <td style="padding: 5px;">12か所</td> </tr> </table>		主観指標	子育て支援に関する市民満足度	施策評価 指標	子どもが自由に集うことができる場（子どもふれあい館・長松子ども館・子どもの居場所）の数	現状値 (R7)	10か所	目標値 (R11)	12か所
主観指標	子育て支援に関する市民満足度									
施策評価 指標	子どもが自由に集うことができる場（子どもふれあい館・長松子ども館・子どもの居場所）の数									
現状値 (R7)	10か所									
目標値 (R11)	12か所									

#### 大綱IV ともに育ち、広がる学び

関連する市 の計画等	ひたちなか市こども計画（令和7年度～令和11年度）
---------------	---------------------------

## **IV-2 母子保健**

### **〈基本方針〉**

妊婦のための支援給付や子どもや妊産婦の医療費などに対する助成を行うとともに、健康診査や育児相談を実施するなど母子が健やかに成長するために必要な支援を切れ目なく行います。

### **〈取組〉**

IV-2-① 母子保健の充実

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-2-① 母子保健の充実						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ライフスタイルの多様化により、子育て家庭を取り巻く環境が変化し、育児の悩みも複雑化しています。子ども家庭センターを中心として、保健と福祉の両面から、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図る必要があります。</li> <li>● 妊娠届出時に保健師等がすべての妊婦と面談を行い、経済的支援と伴走型相談支援を組み合わせ、安心して出産・子育てができるよう環境整備や支援を行っています。</li> <li>● 妊産婦健康診査を通して、必要に応じて産後ケア事業や早期の乳児家庭全戸訪問に繋げるなど、医療機関と連携しながら支援を行っています。</li> <li>● 養育環境の把握や保健指導を行うため、乳幼児健康診査の受診状況や保育所等の通所状況等を把握し、乳幼児の所在や健康状況の確認を行っています。</li> <li>● 子育てしやすい環境づくりのため、子どもや妊産婦に対して、医療費の一部を成しています。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦・乳幼児健康診査を継続し、受診率の向上を目指すとともに、未受診者に対しては子どもの安否を含めた状況を把握します。</li> <li>● 子ども家庭センターを中心に、すべての家庭を対象として、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。</li> <li>● 妊娠期から経済的支援と伴走型相談支援を効果的に組み合わせ、乳児家庭全戸訪問や産後ケア事業などの母子保健事業を通じて、すべての親子が安心して子育てができるよう支援を行います。</li> <li>● 子育てを支援するため、子どもや妊産婦、ひとり親家庭の医療費助成を行います。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦・乳幼児健康診査</li> <li>● 育児相談等による保健事業</li> <li>● 産後ケア事業</li> <li>● 乳児家庭全戸訪問</li> <li>● 妊産婦育児相談体制の充実</li> <li>● 不育症検査及び治療費の助成</li> <li>● 妊婦支援給付金</li> <li>● 子どもや妊産婦、ひとり親家庭の医療費助成</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td>● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>● 各種健康診査の受診および母子保健事業の積極的活用</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>● 市や関係機関との連携</td> </tr> </table>	市	● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	市民	● 各種健康診査の受診および母子保健事業の積極的活用	事業者等	● 市や関係機関との連携
市	● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援						
市民	● 各種健康診査の受診および母子保健事業の積極的活用						
事業者等	● 市や関係機関との連携						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>子育て支援に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>幼児健康診査受診率（1歳6か月児及び3歳児の受診率平均）</td> </tr> </table>	主観指標	子育て支援に関する市民満足度	施策評価指標	幼児健康診査受診率（1歳6か月児及び3歳児の受診率平均）		
主観指標	子育て支援に関する市民満足度						
施策評価指標	幼児健康診査受診率（1歳6か月児及び3歳児の受診率平均）						

#### 大綱IV ともに育ち、広がる学び

	現状値 (R7)	99.1%
	目標値 (R11)	99.1%
関連する市 の計画等	ひたちなか市こども計画（令和7年度～令和11年度） ひたちなか市健康応援プラン（令和4度～令和8年度）	

## **IV-3 幼少期の保育・教育**

### **〈基本方針〉**

保育サービスについては、障害児保育、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育のほか、新たに「こども誰でも通園制度」を加えるなど、更なる充実を図ります。

幼児教育については、幼稚園において幼児教育相談を実施するなど保護者の子育てを支援するとともに、防犯・防災教育の充実を図ります。

また、公立幼稚園の役割やあり方について検討し、小学校教育への円滑な移行をめざした工夫・改善に努めます。

特別な配慮を要する幼児については、関係機関との連携を強化し、小学校への移行を視野に、個々の特性に応じた支援を行っていきます。

さらに、保護者の就労を支援するため、小学生の放課後、長期休業期間中の安全な居場所となる学童クラブの充実を図ります。

### **〈取組〉**

- IV-3-① 保育環境の充実
- IV-3-② 幼児教育の充実
- IV-3-③ 学童クラブの充実

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-3-① 保育環境の充実						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来にわたって質の高い保育を提供していくため、保育施設の適切な維持管理と、予想される保育需要の減少に応じた運営体制の最適化に取り組む必要があります。</li> <li>● 保育士不足により園児の受け入れ体制に支障が生じないよう、市内の保育所で働く保育士の確保に努める必要があります。</li> <li>● 保育士が仕事にやりがいを感じながら、安心して働き続けられる環境を整えていく必要があります。</li> <li>● 病児・病後児保育をはじめ、多様なニーズに対応した保育サービスが求められています。</li> <li>● 障害がある子どもなど支援を要する児童の受け入れ体制の確保が課題となっています。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所の利用定員に対する入所児童数の割合を注視しながら、需要に応じた利用定員の確保に努めます。</li> <li>● 民間認可保育所施設の維持管理を支援するとともに、老朽化した公立保育所の計画的な修繕や、需要に応じた適正配置に努めます。</li> <li>● 保育業務のICT化や業務改善を推進するとともに、各種研修など保育士のスキルアップを支援することで、ゆとりや意欲を持って働き続けることができる環境づくりに努めます。</li> <li>● ハローワークや保育士養成学校と連携し、求職者と保育施設のマッチングを図るほか、保育現場の紹介や保育の仕事の魅力発信に取り組みます。</li> <li>● 多様な保育ニーズに対応するため、認可保育所等における延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育などの事業を支援します。また、こども誰でも通園制度については、ニーズに応じた受け入れ体制の確保を図ります。</li> <li>● 障害がある子どもなどが円滑に保育所を利用できるよう、民間認可保育所による障害児などの受け入れを支援します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公立保育所運営の充実</li> <li>● 民間保育所等の保育サービスの支援</li> <li>● 保育施設の維持管理</li> <li>● 保育士が働き続けることができる環境の整備</li> <li>● 保育士の確保</li> <li>● 民間保育所の障害がある子どもなどの受け入れに対する支援</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育サービスに対する支援</li> <li>● 障害がある子どもなどの受け入れに対する支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育サービスの実施</li> <li>● 障害がある子どもなどの受け入れ</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育サービスに対する支援</li> <li>● 障害がある子どもなどの受け入れに対する支援</li> </ul>	市民		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育サービスの実施</li> <li>● 障害がある子どもなどの受け入れ</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育サービスに対する支援</li> <li>● 障害がある子どもなどの受け入れに対する支援</li> </ul>						
市民							
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育サービスの実施</li> <li>● 障害がある子どもなどの受け入れ</li> </ul>						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>子育て支援に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価</td> <td>①保育所の待機児童数</td> </tr> </table>	主観指標	子育て支援に関する市民満足度	施策評価	①保育所の待機児童数		
主観指標	子育て支援に関する市民満足度						
施策評価	①保育所の待機児童数						

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

	指標 ②病児保育事業（病児対応型）実施施設数
現状値 (R7)	①0人 ②3か所
目標値 (R11)	①0人 ②3か所
関連する市の計画等	ひたちなか市こども計画（第5章：第3期子ども・子育て支援事業計画）

取組	IV-3-② 幼児教育の充実
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●那珂湊第一幼稚園を那珂湊第三幼稚園に統合し、3園（佐野幼稚園・東石川幼稚園・那珂湊第三幼稚園）を拠点園として運営しています。</li> <li>●公立幼稚園では、保護者との個別面談や園外での活動を行うなど、子育て支援の充実を図るとともに、地域社会と連携した幼児教育の推進に取り組んでいます。</li> <li>●幼小連携の強化により、小学校での学習や生活にスムーズに移行するための環境を整える必要があります。</li> <li>●特別な支援を要する幼児が増えており、公立幼稚園では介助員の配置や特別支援教育を充実させるなど、受け入れ体制を確保する必要があります。</li> <li>●共働き世帯の増加など、家庭環境や社会環境の変化に対応するため、幼稚園の保育環境の充実を図る必要があります。</li> <li>●公立幼稚園の園舎は、いずれも建築から約50年が経過し、老朽化が進んでいるため、計画的な修繕等を行う必要があります。</li> <li>●少子化に伴う園児数の減少を見据え、効率的な運営体制の構築に取り組む必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立幼稚園においては、遊びをとおしてより自発的・体験的に心身の発達が促されるよう、地域との連携と教育内容の充実を図っていきます。</li> <li>●家庭環境等の変化に対応するため、開園時間外における預かり保育を実施します。</li> <li>●特別な支援を要する幼児に対しては、副担任や介助員を適切に配置します。関係機関との連携を強化し、特別支援教育を充実させることにより、誰もがともに多様性を尊重し合いながら学ぶインクルーシブ教育体制の整備に努めます。</li> <li>●公立幼稚園については、施設の計画的かつ効率的な維持管理に取り組むとともに、職員や施設について、需要に応じた適正配置に努めます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育内容の充実（小学校教育との連携強化）</li> <li>●子育て支援の充実（保護者との交流事業）</li> <li>●地域社会と連携した幼児教育の推進</li> <li>●子どもの発達等に応じた支援（特別支援教育・外国籍幼児教育の充実）</li> <li>●幼稚園施設の維持管理</li> </ul>

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

役割	市	●教員の研修 ●小学校との連携 ●幼稚園関係者の評価 ●保護者との交流 ●地域社会との連携 ●幼稚園施設の維持管理
	市民	●幼稚園事業への参加・協力
	事業者等	
目標	主観指標	子育て支援に関する市民満足度
	施策評価指標	幼稚園の教育に満足していると評価した者の割合
	現状値(R7)	後日設定（令和8年1月アンケート実施予定）
	目標値(R11)	後日設定（令和8年1月アンケート実施予定）
関連する市の計画等	ひたちなか市こども計画（第5章：第3期子ども・子育て支援事業計画）	

取組	IV-3-③ 学童クラブの充実
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立学童クラブでは登録者数の増加により待機児童が発生しており、クラス数拡大のための場所及び放課後児童支援員の確保が課題となっています。</li> <li>●特別な支援を必要とする児童（要配慮児童）が年々増加していることから、令和6年度から要配慮児童相談支援業務を開始し支援の充実を図りました。</li> <li>●保護者アンケートにより要望のあった開設時間の拡大について、長期休業期間の前倒しや終了時間の延長を行いました。</li> <li>●保護者の多様なニーズや就労形態に対して、多様な取り組みがある民間学童クラブへの補助を継続するとともに、公立学童クラブにおける待機児童解消の手段として新規開設した民間学童クラブへの補助を開始しました。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●余裕教室が確保できない学校については、放課後利用しない教室のタイムシェアについて、検討していきます。</li> <li>●学童クラブ専用施設については交付金を活用した修繕により長寿命化を図っていきます。</li> <li>●公立学童クラブの放課後児童支援員に対して多彩な研修を実施することにより育成支援の資質向上を図ります。</li> <li>●特別な配慮が必要な児童に対しては、要配慮児童相談支援業務を継続していきます。</li> </ul>

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●公立学童クラブ運営の充実</li> <li>●公立学童クラブの教室環境等の整備</li> <li>●要配慮児童相談支援業務の継続</li> <li>●民間学童クラブの運営支援</li> </ul>
役割	市	●学童クラブの充実
	市民	●地域住民等の参画
	事業者等	●放課後児童の安全安心な居場所の提供
目標	主観指標	子育て支援に関する市民満足度
	施策評価指標	学童クラブ運営全般の利用者満足度
	現状値 (R7)	96%
	目標値 (R11)	90%以上
関連する市の計画等	ひたちなか市こども計画（放課後子どもプラン）	

## **IV-4 学校教育**

### **〈基本方針〉**

小・中・義務教育学校においては、自ら考え行動し、より良い社会の創造に貢献できる市民の育成を目的とし、児童・生徒が基礎的・基本的な力を身に付けながら課題解決能力や自治的能力等を育んでいくことを支援します。そのため、地域との連携を深め、社会に開かれた教育課程を着実に実施し、学びとその支援のあり方について不断の検証と改善に努めます。

また、不登校やいじめ等については、未然防止のため教職員が児童・生徒と向き合うことに重点を置いた上で、困難を抱えた児童・生徒の支援の充実に努めます。

小・中学校の適正規模化については、児童・生徒の育成に最も適した環境づくりという観点から、地域の声を十分に聞きながら進めています。

### **〈取組〉**

- IV-4-① 学校教育の充実
- IV-4-② 教育相談活動の充実
- IV-4-③ 地域とともにある学校づくり

取組	IV-4-① 学校教育の充実
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ますます予測困難になる時代をこどもたちが生きていくために、学びについて、課題を発見し解決へ向け仲間と試行錯誤し成果を発信する、よりモチベーションを重視したスタイルへ転換する必要があります。</li> <li>●特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、自立と社会参加を推進していくためには、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、個々の児童・生徒に応じて、可能な支援を行っていく必要があります。</li> <li>●教員の研修についても、こどもたちのロールモデルとして変化を前向きに捉えて学び続ける姿をめざし、セルフマネジメントを基本として、より自ら求める主体的な研修へ転換することが求められています。</li> <li>●教育設備・備品の充実については、全小・中・義務教育学校で児童・生徒の熱中症対策として普通教室等へのエアコン整備を完了しているほか、教育用タブレットや前回導入したネットワーク機器等の更新作業を行う必要があります。引き続き社会情勢や環境の変化を見据えながら、ICTを日常的に活用できる環境を整備するとともに、教職員のICTに関する活用指導力の向上を図る必要があります。</li> <li>●児童・生徒が学習や運動にのびのびと取り組めるよう、安全安心な教育環境の整備を進めており、耐震化事業についても完了していますが、築40年以上を経過するものが約6割を占め、計画的な改修等を行っていく必要があります。</li> <li>●学校給食については、学校給食衛生管理基準に基づき安全・安心な給食の提供に取り組みます。また、栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を通じて、食育の充実を図ります。</li> <li>●教職員の授業以外の業務が増え、長時間勤務が深刻化していることから、教職員の働き方を見直し、児童・生徒に向き合う時間を確保し、効果的な教育活動が行えるようにする必要があります。</li> <li>●教職員の長時間勤務の問題等、学校や教育委員会だけでは解決が困難な課題に対応していく必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人一台端末を核としてICTの諸機能を最大限に活用しながら、個別最適な学びや自己調整学習、課題解決重視の探究的な学びを推進します。</li> <li>●中学校英語科においては、All English授業や複数校間英会話交流などをとおして、英語発信力の向上を図ります。</li> <li>●自治的な活動については、ルールメイキングを含むよりよい学校づくりのために、学級会、委員会、生徒会総会等の集団・場面における企画や話し合いの進め方について体験的に学び成果を発信する取組を展開します。</li> <li>●特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒に対しては、就学相談や学校介助員の配置、関係機関との連携・協力により、支援体制の充実に努めます。</li> <li>●教職員の研修については、各自の省察に基づく、国・県等の機関のオンライン等の講座の受講や、市教育研究会等が主導するピアラーニングや共同研</li> </ul>

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

	<p>究の実践を奨励・支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●タブレット端末やネットワーク機器等の更新作業を進めながらICTを日常的に活用できる環境を整え、ICTを活用して協働的な学び実践し、自ら問題を見つける資質・能力の育成を図っていきます。</li> <li>●学校施設の長寿命化を視野に入れ、年次的な計画に基づき改修を進めるとともに、社会情勢の変化等を弾力的に反映させながら、教育設備や給食設備、備品の整備・充実に取り組みます。</li> <li>●教職員の長時間勤務を解消するため、市と教育委員会と学校が地域などと協力して「教職員の働き方改革」を推進し、時間外勤務時間の削減や勤務環境の改善等に取り組みます。</li> <li>●「総合教育会議」において、教育の現状や課題について市長部局と情報を共有するとともに諸課題について、教育委員会と市長部局が一体となって解決を図ります。</li> </ul>	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者・地域対象の学校の授業公開の推進（市計画訪問時）</li> <li>●茨城高等専門学校留学生との交流における英会話体験、複数校間英会話交流、英語プレゼン発表会</li> <li>●いばらき教育月間における自治的活動授業の公開（保護者・地域対象）</li> <li>●学校介助員配置事業、教育支援委員会による就学相談対応</li> <li>●教職員研修に関する事業</li> <li>●小・中・義務教育学校施設・備品等の整備</li> <li>●教職員の勤務時間軽減策の推進</li> <li>●総合教育会議の充実</li> </ul>	
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●きめ細かな指導体制の整備と多様な学習活動の保障</li> <li>●教育設備や備品の整備・充実</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員の働き方改革推進のための保護者や地域の協力</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援及び市との連携・協力</li> </ul>
目標	主観指標	教育環境に関する市民満足度
	施策評価指標	授業で学んだことを、実生活と結び付けて考えることができると回答する児童・生徒の割合
	現状値(R7)	小6 40.2% 中3 25.4%
	目標値(R11)	小6 44.0% 中3 30.0%
関連する市の計画等		

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-4-② 教育相談活動の充実										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校やいじめなど学校や家庭での生活に関する児童・生徒や保護者からの悩みの相談については、教育相談員等が対応しています。</li> <li>●不登校児童・生徒の居場所づくりや社会的自立を支援する教育支援センターとして、本市では「いちょう広場」を開設しています。</li> <li>●本市の小・中学生の不登校については、全国と同じく増加傾向にあります。</li> <li>●学習環境やライフスタイル、家庭の在り方の変化等に伴い、相談の内容は多様化・複雑化しており、解決に係る機関との連携を必要とするなど対応が困難なケースが増えています。</li> <li>●様々な問題を抱えた児童・生徒や家庭を支援するためには、相談スタッフの活用に加え、関係機関や地域との連携が必要となっています。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校やいじめの未然防止を図るため、安心・安全で魅力ある学校づくりに努めます。</li> <li>●カウンセリングアドバイザーの監修により「いちょう広場」や相談活動のあり方について、不断の検証と改善を図ります。</li> <li>●不登校対策支援員を配置し、引きこもり傾向にある児童・生徒への支援に取り組みます。</li> <li>●スクールソーシャルワーカーの配置により、不登校が長期化した児童・生徒と家庭に対し、教育と福祉の両面から支援をしていきます。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心安全な学校づくりの推進</li> <li>●教育相談事業（電話、メール、来所）</li> <li>●「いちょう広場」運営</li> <li>●不登校対策支援事業</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td>●学校・教育支援センター等における教育相談活動の充実</td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td>●不登校児童・生徒への支援及び市との連携・協力</td></tr> </table>	市	●学校・教育支援センター等における教育相談活動の充実	市民		事業者等	●不登校児童・生徒への支援及び市との連携・協力				
市	●学校・教育支援センター等における教育相談活動の充実										
市民											
事業者等	●不登校児童・生徒への支援及び市との連携・協力										
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>教育環境に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>「こまりごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童・生徒の割合</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>小学校 70.6% 中学校 74.9%</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>小学校 72% 中学校 75%</td></tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td><td></td></tr> </table>	主観指標	教育環境に関する市民満足度	施策評価指標	「こまりごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童・生徒の割合	現状値(R7)	小学校 70.6% 中学校 74.9%	目標値(R11)	小学校 72% 中学校 75%	関連する市の計画等	
主観指標	教育環境に関する市民満足度										
施策評価指標	「こまりごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」児童・生徒の割合										
現状値(R7)	小学校 70.6% 中学校 74.9%										
目標値(R11)	小学校 72% 中学校 75%										
関連する市の計画等											

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-4-③ 地域とともにある学校づくり
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各学校の学校運営協議会においては、育てたい児童・生徒像や、目指す学校像とそれらを具現化するための教育課程等について協議し、地域の方々の意見を学校運営に反映させています。</li> <li>●保護者や地域住民に対し、学校の情報をより積極的に提供することをおし、多くの意見や協力をいただきながら、学校運営の充実・改善に生かしていく必要があります。</li> <li>●コミュニティ組織のイベント等に主に中学生が主体的に参画している好事例を踏まえ、地域と学校との協働の場を充実させていくことが望まれます。</li> <li>●地域と学校が連携し、地域社会全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と地域の実情にあった「地域学校協働活動」を進めています。</li> <li>●生まれ育ち暮らし学び働く“まち”において、自然や先人が築いてくれた資源から享受できるものに対する感謝や愛着を基礎とし、その上に、自ら社会の創り手として貢献しようとする、より主体的なシビックプライドの醸成を進めています。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校と家庭や地域が連携し、将来を担う子どもたちが地域に学び、地域の良さを体験できるようにします。</li> <li>●学校運営協議会において、地域の方々から、身近にある自然・食・歴史等の豊かな教育資源の活用に関する提案や協力をいただくことにより、より体験的で特色ある教育活動を実現します。</li> <li>●授業公開等の機会を増やし、参観した地域の方々の声を教育課程等に反映できるようにします。</li> <li>●コミュニティ組織の活動への児童・生徒の参画の機会を拡大すること等をおして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。</li> <li>●学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を推進します。</li> <li>●豊かな地域資源についてよりリアルに体験する機会を設けます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域とともにある学校づくり推進事業</li> <li>●学校運営協議会における教育課程等に係る協議の促進</li> <li>●コミュニティゲスト事業、部活動指導員支援事業、部活動外部指導者支援事業</li> <li>●学校評価を生かした教育活動の改善</li> <li>●ひたちなかキャリア探検ラリー事業</li> <li>●ひたちなかふるさと体験プログラム・ふるさと検定事業</li> <li>●保幼小中接続・連携</li> <li>●地域学校協働活動の推進</li> </ul>

#### 大綱IV ともに育ち、広がる学び

役割	市	●地域人材を積極的に活用できる事業施策の実施
	市民	●学校教育活動への参加・協力
	事業者等	●地域学校協働活動への参加・協力
目標	主観指標	教育環境に関する市民満足度
	施策評価指標	学校と地域が連携していると感じる人の割合
	現状値 (R7)	後日設定 (R8.1月アンケート実施予定)
	目標値 (R11)	後日設定 (R8.1月アンケート実施予定)
関連する市の計画等		

## **IV-5 高校・大学教育**

### **〈基本方針〉**

市内唯一の高等教育機関である茨城工業高等専門学校と、産業振興、防災、生涯学習など幅広い分野における連携を推進するとともに、周辺都市の高等教育機関等とも幅広く連携し、地域課題の解決や地域の活性化、人材の育成・定着に努めます。

また、ものづくりや医療・福祉分野などにおける若い人材を育成する新たな高等教育機関の誘致等に努めます。

### **〈取組〉**

IV-5-① 人材育成の推進とまちづくりとの連携

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-5-① 人材育成の推進とまちづくりとの連携						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市には、高等学校が5校設置され、普通科のほか、工業、商業、水産業に関する学科など多彩な教育課程が展開されているとともに、本市唯一の高等教育機関として茨城工業高等専門学校が設置され、専門的な知識・技術を有する人材を育成しています。</li> <li>●市と茨城工業高等専門学校との包括的な連携協力に関する協定に基づき、地域産業の振興・活性化や人材育成、国際交流などの取組を推進しています。</li> <li>●地域活性化や健康づくりの推進、災害対策をはじめとしたまちづくりの分野などにおいて、大学等との連携・協力を推進しています。</li> <li>●高等学校や高等教育機関等が有する専門的な研究成果や知見、学生の活動をより効果的に活かせるよう取り組んでいく必要があります。</li> <li>●教育の均等な機会の提供や有為な人材の育成、医療・福祉分野の専門職種や中小企業への就業者の確保を通じて定住・定職につなげる必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市と茨城工業高等専門学校との間で締結した包括的な連携協定に基づき、地域産業の振興・活性化や人材育成、国際交流などの取組を推進します。</li> <li>●高等学校や高等教育機関等と連携して、大学等の有する専門的な研究成果や知見、学生の活動などをまちづくりに活かす取組を進めます。</li> <li>●社会情勢の変化に対応し、地域に必要な人材を育成する観点から、医療や看護・介護の分野、ものづくりの高度な技術の集積や工業系の教育機関の立地を背景とした理工系の分野などの人材を養成する、高等教育機関や研修機関、研修機関等の誘致を検討します。</li> <li>●教育の機会均等と有為な人材育成のため、経済的な理由により修学が困難な学生に対して学資を貸与します。</li> <li>●本市の将来を支える人材の確保及び定住・定職を図るため、奨学金を返還している市民のうち、医療・福祉分野の専門職種又は中小企業に就業している方、起業している方、第一次産業に従事している方に対して補助を行います。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城工業高等専門学校との連携</li> <li>●大学等とのまちづくりなどに関する連携</li> <li>●リーダーズクラブによる、各種まちづくりイベントへの参加協力</li> <li>●奨学金貸与事業</li> <li>●入学準備金貸与事業</li> <li>●奨学金返還支援事業</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td>●連携事業の企画、提案</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●知的資源の提供</li> <li>●連携事業への参加</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	●連携事業の企画、提案	市民		事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●知的資源の提供</li> <li>●連携事業への参加</li> </ul>
市	●連携事業の企画、提案						
市民							
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●知的資源の提供</li> <li>●連携事業への参加</li> </ul>						

#### 大綱IV ともに育ち、広がる学び

目標	主観指標	教育環境に関する市民満足度
	施策評価 指標	茨城工業高等専門学校との連携事業数
	現状値 (R7)	19 事業
	目標値 (R11)	20 事業
関連する市 の計画等		教育の大綱

## **IV-6 青少年育成**

### **〈基本方針〉**

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、地域や関係機関と連携しながら、指導・相談体制を充実するとともに、リーダーズクラブ、子ども会育成連合会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年団体の活動を支援します。

また、子どもたちがその生涯にわたり地域の各世代の人々と触れ合いながらスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会の確保・充実に努めます。

### **〈取組〉**

IV-6-① 地域と連携した社会教育の推進

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-6-① 地域と連携した社会教育の推進
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年の意識や行動が著しく変化し、家庭や地域の教育力の低下、インターネットやSNS上における不確定な情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境はより複雑化しています。非行や不登校、ひきこもりなどといった社会にうまく適応できない青少年も増加しています。</li> <li>●社会に適応する力を付けるため、青少年が自ら考え、学び、選択し、問題を解決する能力を養うなどの経験を積むことが必要となっています。</li> <li>●家庭、学校、地域及び青少年団体が連携しながら、青少年の健全な育成のための環境づくりに努めるとともに、青少年が社会的経験を積む機会の拡大などに取り組んでいくことが求められています。</li> <li>●これまで、生徒のスポーツ・文化芸術活動は主に学校の部活動として行われてきましたが、少子化の影響や教員の働き方改革の必要性から、学校以外で活動を持続できる環境の整備が求められています。</li> <li>●子どもたちが自主的・自発的に活動に取り組むことができるよう、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、安全安心な活動を提供できる指導者の確保、学校施設の有効活用等の諸課題に適切に対応する必要があります。</li> <li>●子どもたちの希望する大会等への参加機会を確保するため、大会運営や引率等の体制を整備する必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年団体活動を支援するなどして、青少年が、多くの人々との交流や様々な体験、ボランティア活動などを通して、社会性や自立心などを身に付ける機会を提供していきます。</li> <li>●地域住民等による体験や交流の機会の情報提供に努めます。</li> <li>●悩みや困りごとへの対応と、非行や問題行動を未然に防止するための相談・指導体制・啓発の充実を図ります。</li> <li>●令和8年度から、休日の学校部活動を原則として行わず、スポーツ・文化芸術活動を地域において行えるよう各種地域クラブを認定し整備します。その後、平日の学校部活動についても地域クラブへの移行を推進します。また、これまで学校に部活動として設置されていなかった種目・分野についても広く整備を進めます。</li> <li>●家庭の経済状況により活動機会に差が生じないよう、必要な支援を講じます。</li> <li>●スポーツ・文化芸術団体、地域住民、保護者、学校などが連携し、地域の実情に応じた体制の構築を進めます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年団体への支援</li> <li>●体験や交流機会の情報提供</li> <li>●青少年相談事業（電話等による相談・街頭指導等）</li> <li>●学校部活動の段階的な地域展開の推進</li> <li>●市公式ホームページやSNS、市報等での情報発信</li> <li>●指導者の確保と育成</li> <li>●関係団体等への説明会の実施、周知</li> </ul>

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●体験や交流事業などの機会・情報の提供</li> <li>●青少年団体への支援</li> <li>●相談・指導体制の強化</li> <li>●安全安心で質の高い活動を実施する運営団体や指導者の発掘と認定、支援</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域社会における青少年と交流する機会の提供</li> <li>●地域クラブの運営や指導、応援等に積極的に関わり、多世代が触れ合いながら地域のこどもを地域で育てる体制の構築</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域社会における青少年の見守り活動の実施</li> <li>●地域クラブ運営団体の運営</li> </ul>
目標	主観指標	青少年の健全育成に関する市民満足度
	施策評価指標	地域クラブ活動への生徒の参加率
	現状値(R7)	0 %
	目標値(R11)	70%
関連する市の計画等		

## **IV-7 生涯学習**

### **〈基本方針〉**

子育て支援・多世代交流施設（ふあみりこらぼ）を生涯学習の中心的な活動の場とし、多種多様な需要に応える講座、教室等を開催することにより、市民の自主的な学習及び活動を支援するとともに、集い・交流する場としてにぎわいの創出に努めます。

また、図書館については、本に親しむ環境づくりを推進するとともに、市民が利用しやすい魅力ある図書館を目指します。

老朽化した中央図書館については、建替えを進め、市民ニーズに応じた機能の充実を図るとともに、まちの魅力や情報、新たな本と会える図書館を目指し整備を進めます。

### **〈取組〉**

IV-7-① 生涯学習の推進

IV-7-② 図書館の充実

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-7-① 生涯学習の推進								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の生涯学習の場として、こらぼDEまなぼ等を開催しています。</li> <li>●市民の誰もが、生涯を通じて、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、内容や日程等を検討していく必要があります。</li> <li>●子育てや高齢者世代などの様々な社会的な課題に対応するため、多様な市民が集い、交流することができる場や機会を継続的に提供し、更なる交流活動を推進する必要があります。</li> <li>●子育て支援・多世代交流施設について、市民が安全・安心に利用できるよう定期点検や適切な環境整備に努める必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こらぼDEまなぼ等を開催し、市民に身近な社会問題や地域課題などに関する学習機会を提供することで、生涯学習の推進に努めます。</li> <li>●ふあみりこらぼまつりや多世代交流イベント等を実施し、交流機会の拡充を図ります。</li> <li>●子育て支援・多世代交流施設の環境整備に努めるとともに、利用者の利便性向上に向けた取組を推進します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援・多世代交流施設の運営</li> <li>●こらぼDEまなぼ等運営事業</li> <li>●学習機会に係る資料・情報提供</li> <li>●多世代交流イベントの実施</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>生涯学習環境に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>           ①こらぼDEまなぼの満足度（10点満点）            ②子育て支援・多世代交流施設登録団体数         </td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>           ①8.34点            ②476団体         </td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>           ①8.54点            ②512団体         </td> </tr> </table>	主観指標	生涯学習環境に関する市民満足度	施策評価指標	①こらぼDEまなぼの満足度（10点満点） ②子育て支援・多世代交流施設登録団体数	現状値 (R7)	①8.34点 ②476団体	目標値 (R11)	①8.54点 ②512団体
主観指標	生涯学習環境に関する市民満足度								
施策評価指標	①こらぼDEまなぼの満足度（10点満点） ②子育て支援・多世代交流施設登録団体数								
現状値 (R7)	①8.34点 ②476団体								
目標値 (R11)	①8.54点 ②512団体								
関連する市の計画等									

取組	IV-7-② 図書館の充実
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年の市立図書館3館の入館者数は、減少傾向から横ばいとなっています。</li> <li>●新中央図書館については、令和10年度中の開館に向け、整備を進めています。</li> <li>●幼少期から子どもが読書に親しむ環境づくりに向け、催事の工夫や関係機</li> </ul>

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

	<p>関との連携を深める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者に比べ利用頻度が少ない若年層の利用拡大を図る必要があります。</li> <li>●市民の多様なニーズに応えるため、レファレンスサービスなどを充実させる必要があります。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市立図書館は、市民の教養と生活文化の向上を図るための生涯学習の拠点として、幅広い分野の図書や資料を収集し提供するため、内容の充実を図り魅力ある図書館を目指します。</li> <li>●誰もが利用しやすく魅力的な新中央図書館の整備を進めるとともに、図書館の施設や設備・機能の拡充を図ります。</li> <li>●子どもの読書活動を推進するとともに、若年層の利用拡大に努めます。</li> <li>●ICT の活用やレファレンスサービスの充実などを図り、利用者サービスの向上に努めます。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新中央図書館の整備</li> <li>●本の魅力を伝える講演会や読み聞かせの会などの各種講座等の開催</li> <li>●小・中学校を対象に調べ学習等に対応したテーマ別の「図書パック」の貸出</li> <li>●自動貸出機など各種 ICT 機器の導入</li> <li>●電子書籍及びデジタル資料などの充実</li> </ul>										
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図書・資料の充実</li> <li>●新中央図書館の整備</li> <li>●各種催事の開催</li> <li>●学校図書館支援事業の継続実施</li> <li>●施設・設備・機能の充実</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●催事等への協力・連携</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●催事等への協力・連携</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書・資料の充実</li> <li>●新中央図書館の整備</li> <li>●各種催事の開催</li> <li>●学校図書館支援事業の継続実施</li> <li>●施設・設備・機能の充実</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●催事等への協力・連携</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●催事等への協力・連携</li> </ul>				
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書・資料の充実</li> <li>●新中央図書館の整備</li> <li>●各種催事の開催</li> <li>●学校図書館支援事業の継続実施</li> <li>●施設・設備・機能の充実</li> </ul>										
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●催事等への協力・連携</li> </ul>										
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●催事等への協力・連携</li> </ul>										
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>生涯学習環境に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>           ①図書館入館者数            ②資料点数            ③図書館利用の総合満足度         </td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>           ①291,000 人            ②498,000 冊／15,400 点            ③93%         </td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td>           ①432,000 人            ②513,000 冊／15,800 点            ③95%         </td></tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td><td></td></tr> </table>	主観指標	生涯学習環境に関する市民満足度	施策評価指標	①図書館入館者数 ②資料点数 ③図書館利用の総合満足度	現状値 (R7)	①291,000 人 ②498,000 冊／15,400 点 ③93%	目標値 (R11)	①432,000 人 ②513,000 冊／15,800 点 ③95%	関連する市の計画等	
主観指標	生涯学習環境に関する市民満足度										
施策評価指標	①図書館入館者数 ②資料点数 ③図書館利用の総合満足度										
現状値 (R7)	①291,000 人 ②498,000 冊／15,400 点 ③93%										
目標値 (R11)	①432,000 人 ②513,000 冊／15,800 点 ③95%										
関連する市の計画等											

## **IV-8 スポーツ**

### **〈基本方針〉**

生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進するため、スポーツ団体やコミュニティ組織などとの連携・協働の体制を強化し、市民の健康増進による活力あるまちづくりを目指します。

伝統に裏付けされた勝田全国マラソンや三浜駅伝競走大会については、今後もランナーに選ばれる大会となるよう魅力的な大会運営を目指します。また、市内及び県内に拠点を置き、トップレベルで活躍しているスポーツチームと連携し、競技の普及促進に加え、シビックプライドの醸成に努めます。

スポーツ施設については、施設の集約化や廃止などストック適正化を図りつつ、安全・安心な整備に努めながら、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指します。

### **〈取組〉**

#### **IV-8-① スポーツ活動の充実**

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-8-① スポーツ活動の充実
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のスポーツ活動が多様化する中、スポーツ推進委員やスポーツ少年団など、地域スポーツを支える人材の確保と育成が重要であることから、スポーツ指導者の養成・確保を推進するとともに、研修機会の提供や地域との連携を強化することで、これらの指導者をより効果的に活用していく必要があります。</li> <li>●スポーツ少年団については、少子化やスポーツ種目・習い事の多様化等の影響による団員数の減少、指導者の不足などにより活動の継続が難しくなってきていることから、少年団活動の維持・活性化を促し、地域における子どものスポーツ機会の充実を図る必要があります。</li> <li>●勝田全国マラソンや三浜駅伝競走大会については、参加者数の確保が課題であることから、数ある大会の中からランナーに選ばれる大会となるよう引き続き魅力ある大会運営が求められます。</li> <li>●28ある体育施設のうち設置30年以上の施設数が約7割を占め、老朽化が進み、改修費など維持管理費が嵩んでいる状況にあります。施設利用の実情や地域の意見を把握し、施設の集約化や廃止などストック適正化を図るとともに、安全なスポーツ環境の整備に向けて計画的に施設の改修を進めていく必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツを通した市民の健康づくりや相互交流、スポーツイベント開催による地域の活性化など、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進します。</li> <li>●スポーツ協会・スポーツ少年団の加盟団体や総合型地域スポーツクラブの運営・活動に対し、継続的に支援を行うとともに、スポーツに関わる地域の団体や人材の連携促進により、スポーツ指導者等の育成とスポーツ環境の充実を図ります。</li> <li>●勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会については、多くの市民の信頼と協力を基盤とし、市民の誇りや連帯を生み出してきた大会です。この伝統を守り、さらにランナーに選ばれる大会として未来へと引き継いでいきます。</li> <li>●プロ・実業団スポーツチームと連携したスポーツ教室やスポーツイベントを開催し、選手と市民の交流機会を創出し、スポーツを通じた地域振興をはじめ、競技の普及やスポーツ人口のすそ野の拡大を図ります。</li> <li>●スポーツ施設については、計画的に改修・整備を行い、適切な維持管理に努めるとともに、施設の集約化や廃止などストック適正化を図ります。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ・レクリエーション団体支援</li> <li>●総合型地域スポーツクラブ支援</li> <li>●各種スポーツ指導者の活用、講習会の開催</li> <li>●勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会の開催</li> <li>●プロスポーツ等の連携事業</li> <li>●総合運動公園施設改修事業、那珂湊運動公園施設改修事業、スポーツ施設整備事業</li> </ul>

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

役割	市	●スポーツイベントの実施
	市民	●スポーツ大会等でのボランティアへの参加
	事業者等	●広告・宣伝への協力 ●プロ・実業団スポーツチーム等による市民との交流
目標	主観指標	スポーツ振興に関する市民満足度
	施策評価指標	週1回以上のスポーツ実施率
	現状値(R7)	50%
	目標値(R11)	58%
関連する市の計画等		

## **IV-9 芸術・文化**

### **〈基本方針〉**

心豊かな市民生活の更なる充実に向け、芸術文化の祭典である芸術祭の開催や市文化会館との連携等による芸術文化鑑賞機会の創出をはじめ、市文化協会との協働や芸術文化活動に取り組む市民の自主的な活動への支援を通じて、幅広い世代が気軽に芸術文化に触れ、楽しみ、活動できる環境の充実に努めます。

長い歴史の中で守り伝えられてきた地域の貴重な財産である伝統芸能を次の世代に伝えるため、子どもたちの伝統文化活動の体験や発表機会の提供などを通じて、本市の歴史や文化に親しむ環境づくりを推進し、伝統文化の継承や郷土愛を育む機運の醸成に努めます。

また、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡、賓賓闕跡など、本市の貴重な歴史的資源を保護・活用し、その魅力を発信します。

### **〈取組〉**

IV-9-① 芸術・文化活動の充実

IV-9-② 文化財の保護・活用

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-9-① 芸術・文化活動の充実										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化会館の自主事業は、演目やジャンルを工夫しながら子どもから大人まで幅広く芸術文化に触れる機会を提供しています。</li> <li>●伝統文化の継承事業は、参加校が固定しており、新たな参加校がないことが課題となっています。</li> <li>●文化協会は、会員の高齢化がすすむとともに、新規会員が少ない傾向にあります。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化会館の自主事業については、優れた芸術・文化団体の招致を継続するとともに、園児、児童、生徒を対象にしたプロ芸術家の派遣や、様々なジャンルの芸術文化の体験教室を実施するなど、子どもから大人まで幅広く芸術文化に触れ合う機会の充実を図ります。</li> <li>●子どもたちへ伝統文化の体験や発表の機会を提供し、本市に根付く伝統文化の継承や郷土愛を育む環境の整備に努めます。</li> <li>●総合発表会「春の祭典」などの市芸術祭や、「一日体験教室」を実施し、文化協会の活性化を図るとともに、市民が多様なジャンルの芸術文化に参加する機会を提供します。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化会館自主事業</li> <li>●幼小中学生芸術鑑賞会、伝統文化継承事業、子ども伝統文化フェスティバルの開催</li> <li>●芸術祭の開催</li> <li>●文化協会の育成</li> <li>●文化会館の適切な維持管理</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術鑑賞、伝統文化の体験・発表の場の提供</li> <li>●文化団体の育成・支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化団体の運営</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術鑑賞、伝統文化の体験・発表の場の提供</li> <li>●文化団体の育成・支援</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化団体の運営</li> </ul>	事業者等					
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術鑑賞、伝統文化の体験・発表の場の提供</li> <li>●文化団体の育成・支援</li> </ul>										
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化団体の運営</li> </ul>										
事業者等											
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>芸術・文化振興に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>伝統文化継承事業の実施日数</td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>257 日</td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>269 日</td> </tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td> <td></td> </tr> </table>	主観指標	芸術・文化振興に関する市民満足度	施策評価指標	伝統文化継承事業の実施日数	現状値 (R7)	257 日	目標値 (R11)	269 日	関連する市の計画等	
主観指標	芸術・文化振興に関する市民満足度										
施策評価指標	伝統文化継承事業の実施日数										
現状値 (R7)	257 日										
目標値 (R11)	269 日										
関連する市の計画等											

## 大綱IV ともに育ち、広がる学び

取組	IV-9-② 文化財の保護・活用								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市には、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡をはじめとする国・県・市指定文化財があり、令和5年度には新たに十五郎穴横穴群が国史跡に指定されました。</li> <li>●十五郎穴横穴群と虎塚古墳の一体的な保存活用計画を策定し、適切な整備をする必要があります。</li> <li>●文化財に対する市民の興味・関心やシビックプライドが醸成されるよう、魅力ある展示や講座、講演会を開催する必要があります。</li> <li>●文化財愛護協会加盟団体をはじめとする所有者や保持者の協力を得て、文化財の保存・保護に努めていますが、団体の構成員の高齢化が進んでおり、後継者を育成する必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貴重な文化財を後世に引き継ぐため、市民の協力を得ながら文化財の保護・保存を適切に実施します。</li> <li>●シビックプライドの醸成と文化財に親しむ環境の整備を図るため、保管する出土遺物や歴史資料の公開、講座等を開催し、貴重な歴史的資源の魅力を広く発信するとともに、教育的活用を図ります。</li> <li>●文化財の適切な保護・保存を図るため、後継者を育成するなど文化財保護に取り組む団体等を支援します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●十五郎穴横穴群と虎塚古墳の一体的な保存活用計画等の策定</li> <li>●史跡等の維持管理</li> <li>●出土遺物や歴史資料等の展示・活用</li> <li>●文化財愛護協会への支援</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の調査・保護・保存</li> <li>●文化財の活用</li> <li>●文化財団体の育成</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財所有者による維持管理</li> <li>●地域・NPO等による環境整備</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の調査・保護・保存</li> <li>●文化財の活用</li> <li>●文化財団体の育成</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財所有者による維持管理</li> <li>●地域・NPO等による環境整備</li> </ul>	事業者等			
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の調査・保護・保存</li> <li>●文化財の活用</li> <li>●文化財団体の育成</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財所有者による維持管理</li> <li>●地域・NPO等による環境整備</li> </ul>								
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>芸術・文化振興に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>埋蔵文化財調査センター及び武田氏館の年間団体入館者数</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>1,825人</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td> <td>1,905人</td></tr> </table>	主観指標	芸術・文化振興に関する市民満足度	施策評価指標	埋蔵文化財調査センター及び武田氏館の年間団体入館者数	現状値(R7)	1,825人	目標値(R11)	1,905人
主観指標	芸術・文化振興に関する市民満足度								
施策評価指標	埋蔵文化財調査センター及び武田氏館の年間団体入館者数								
現状値(R7)	1,825人								
目標値(R11)	1,905人								
関連する市の計画等	十五郎穴横穴群・虎塚古墳保存活用計画（策定予定：令和9年度中）								

## **V-1 魅力ある街並みの形成**

### **〈基本方針〉**

本市の恵まれた自然環境を保全しながら、快適な生活環境を確保し、秩序あるまちづくりを行うため、市街化区域、市街化調整区域の区域区分や用途地域を適正に設定します。また、地区計画制度を活用するとともに、建築協定・緑地協定の締結を促進し、良好な景観形成を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

### **〈取組〉**

V-1-① 魅力ある街並みの形成

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-1-① 魅力ある街並みの形成						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子高齢化や人口減少等による都市の低密度化が懸念されています。持続可能な都市づくりを可能にするため、拠点となる地区へ都市機能や居住を集約し、公共交通でつなぐまちづくりを進める必要があります。</li> <li>●既決定の区域区分（市街化区域・市街化調整区域）、地域地区（用途地域等）については、計画的なまちづくりに対応するため適正に管理する必要があります。また、市街地の整備事業等の進捗に対応し、適宜見直す必要があります。</li> <li>●屋外広告物については、「茨城県屋外広告物条例」に基づき、適正な設置指導に努めています。</li> <li>●安全安心な都市の形成を図るため、宅地開発や建築行為に対する適切な指導、助言を行っています。既存の建築物については、適法な維持保全が図られるよう、所有者等への啓発を行っていく必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持続可能な都市づくりのため、立地適正化計画の評価・分析を適宜行い、都市機能や居住の誘導を推進していきます。</li> <li>●茨城港常陸那珂港区の埋め立て事業等の進捗に合わせ、区域区分（市街化区域・市街化調整区域）については、適宜見直しを行います。</li> <li>●地域地区（用途地域等）については、計画的なまちづくりに対応するため適正な管理に努めます。また、市街地の整備事業等の進捗に合わせ適宜見直しを行います。</li> <li>●地区計画については、必要に応じ新規決定を行います。また、既決定地区については適正な管理・指導に努めるとともに、適宜見直しを行います。</li> <li>●秩序ある市街地の形成と良好な居住環境の向上を図るため、関係法令等に基づく適正な開発行為や建築行為の指導を引き続き行うとともに、必要に応じて建築協定や緑地協定締結の指導を行います。また、地震による建築物の倒壊等の被害を防止するため、建築物の地震に対する安全性の向上を図るよう支援に努めます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立地適正化計画の適正管理</li> <li>●区域区分、地域地区の適正管理</li> <li>●地区計画の決定・変更及び適正管理</li> <li>●屋外広告物の適正な設置指導</li> <li>●適正な宅地開発指導や建築指導と、既存建築物の適法な維持保全</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td>●都市づくりに関する制度の適正な運用及び市民、事業者への周知</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>●都市づくりへの理解と参加</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>●特性に応じた参画</td> </tr> </table>	市	●都市づくりに関する制度の適正な運用及び市民、事業者への周知	市民	●都市づくりへの理解と参加	事業者等	●特性に応じた参画
市	●都市づくりに関する制度の適正な運用及び市民、事業者への周知						
市民	●都市づくりへの理解と参加						
事業者等	●特性に応じた参画						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>良好な居住環境の整備に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>           宅地化率*            *市街化区域（工業専用地域及び臨港地区を除く）に占める住宅地面積の割合         </td> </tr> </table>	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度	施策評価指標	宅地化率* *市街化区域（工業専用地域及び臨港地区を除く）に占める住宅地面積の割合		
主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度						
施策評価指標	宅地化率* *市街化区域（工業専用地域及び臨港地区を除く）に占める住宅地面積の割合						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	現状値 (R7)	65.1%
	目標値 (R11)	68.1%
関連する市 の計画等	<ul style="list-style-type: none"><li>●ひたちなか市第3次都市計画マスターplan</li><li>●ひたちなか市立地適正化計画</li></ul>	

## V-2 市街地整備

### 〈基本方針〉

勝田駅周辺の中心市街地や那珂湊地区、佐和駅周辺地区については、本市の拠点地区として、公共機関や商業・医療などの生活機能、交通結節機能をはじめとする都市機能について、それぞれの地区の特性に応じた誘導や、土地区画整理事業による市街地の整備を進めます。

中心市街地の整備については、勝田駅東口地区の再開発や日立製作所ひたちなか総合病院を核としたまちづくりなどの取組による多様な都市機能や都市基盤、良好な居住環境を活かし、市民とエリアの将来像を共有しながら、官民が連携し、心地よく過ごせる魅力的なエリアにするための取組を進めます。

ひたちなか地区においては、まちづくりの観点から将来を見据えた未利用地の利活用について、主体的に検討を進めるとともに、国営ひたち海浜公園や茨城港常陸那珂港区の整備を促進します。

### 〈取組〉

- V-2-① 中心市街地の整備
- V-2-② 都市拠点機能の強化
- V-2-③ ひたちなか地区のまちづくり

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-2-① 中心市街地の整備								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勝田駅東口地区市街地再開発事業やひたちなか総合病院の建替えにあわせた歩いて暮らせるまちづくりを進め、本市の玄関口にふさわしい駅前広場や商業、医療、福祉などの多様な都市機能のほか、誰もが安心して歩くことができる歩道や豊かな自然を生かした公園、良好な居住環境などが形成されています。これらを活かすことで、より豊かな都市空間やさらなる賑わいの創出につながる可能性を秘めたエリアとなっています。</li> <li>●一方で、今後の人口減少により、市街地の低密度化が進行し、生活に必要な商業施設や医療施設等のサービス水準が低下していくおそれがあります。</li> <li>●令和10年度中の新中央図書館の開館に向け、整備を進めています。</li> <li>●中心市街地の生活拠点となる武田及び六ッ野地区については、健全な市街地を形成するため、都市基盤の整備を進める必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商業、医療、福祉などの多様な都市機能の誘導・集約を図るために、立地適正化計画を推進します。</li> <li>●誰もが安心して、多様な都市機能を歩いて回遊できる環境づくりを進めます。</li> <li>●誰もが利用しやすく魅力的な新中央図書館の整備を進めます。</li> <li>●中心市街地のポテンシャルを活用し、協働や公民連携の視点に立って、魅力や活力等を高めます。</li> <li>●中心市街地の居住機能の強化を図るために、武田及び六ッ野地区画整理事業を進めます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立地適正化計画の推進による都市機能の誘導・集約</li> <li>●歩道や公園などのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進</li> <li>●新中央図書館の整備</li> <li>●中心市街地ビジョンの推進による中心市街地の魅力や活力、居心地の良さの向上</li> <li>●地区画整理事業の推進（武田及び六ッ野地区）</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td>●都市機能の誘導、都市基盤の整備</td></tr> <tr> <td>市民</td><td>●まちづくりへの理解と参加</td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td>●まちづくりへの参画</td></tr> </table>	市	●都市機能の誘導、都市基盤の整備	市民	●まちづくりへの理解と参加	事業者等	●まちづくりへの参画		
市	●都市機能の誘導、都市基盤の整備								
市民	●まちづくりへの理解と参加								
事業者等	●まちづくりへの参画								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>良好な居住環境の整備に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>中心市街地の都市機能誘導区域内の誘導施設数</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>24 施設</td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td>24 施設</td></tr> </table>	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度	施策評価指標	中心市街地の都市機能誘導区域内の誘導施設数	現状値 (R7)	24 施設	目標値 (R11)	24 施設
主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度								
施策評価指標	中心市街地の都市機能誘導区域内の誘導施設数								
現状値 (R7)	24 施設								
目標値 (R11)	24 施設								

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

関連する市 の計画等	
取組	V-2-② 都市拠点機能の強化
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バランスのとれた都市構造を構築していくため、中心市街地をはじめ那珂湊地区、佐和駅周辺地区、ひたちなか地区といった拠点地区の整備を進めています。</li> <li>●佐和駅の東側については、佐和駅東地区画整理事業において、駅前広場にアクセスする佐和停車場高野線及び高場高野線を含む第1工区を先行的に整備する必要があります。</li> <li>●那珂湊地区については、船窪地区画整理事業による船窪和尚塚線の整備を行うとともに、宅地造成を進める必要があります。</li> <li>●ひたちなか地区については、地区と隣接した市街地を形成する阿字ヶ浦土地区画整理事業を推進する必要があるとともに、湊線延伸事業の進捗に応じ、新駅の交通広場整備に向けた検討を進める必要があります。</li> <li>●東部第1地区は換地処分に向けた課題を解決するため、事業計画期間を見直し、令和10年度事業完了に向け推進し、東部第2地区については、統合調整池等の雨水排水施設の整備を進めるとともに、向野西原線の開通に向け取り組む必要があります。</li> <li>●令和8年4月より、市内8か所の市営駐車場について、利用者サービスの向上・経費削減等を目的に、指定管理者による管理運営を開始しました。今後も、道路交通の円滑化と利便性向上に努めていきます。</li> </ul>
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●佐和駅周辺については、駅周辺の交通機能の充実を図るため、都市計画道路の早期整備を進めます。</li> <li>●那珂湊地区については、地区画整理事業により、船窪地区の宅地化や船窪和尚塚線の整備を進めます</li> <li>●ひたちなか地区については、地区と隣接する市街地を形成する阿字ヶ浦土地区画整理事業を推進するとともに、湊線延伸事業の進捗に応じ、新駅建設に合わせて交通広場の整備実施に向けた検討を進めます。</li> <li>●生活拠点地区として良好な新市街地を形成する東部第1地区については、令和10年度の換地処分を目指します。また、東部第2地区については、雨水排水施設の整備を進めるとともに、基幹道路である向野西原線、西谷津西原線の整備に取り組んでいきます。</li> <li>●指定管理者のノウハウや創意工夫により、利用者ニーズに即した柔軟なサービス提供がされるよう、連携の強化に努めています。</li> </ul>
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●湊線延伸事業による新駅建設に伴う交通広場の整備検討</li> <li>●地区画整理事業の推進（佐和駅東、船窪、阿字ヶ浦、東部第1、東部第2地区）</li> <li>●佐和停車場高野線・高場高野線の整備</li> <li>●向野西原線、西谷津西原線の整備</li> <li>●阿字ヶ浦北通り線、阿字ヶ浦東通り線の整備</li> </ul>

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

		●船窪和尚塚線の整備 ●指定管理者による市営駐車場の円滑な管理運営
役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度
	施策評価指標	JR 勝田駅、佐和駅の乗降客数
	現状値 (R7)	31,272 人
	目標値 (R11)	34,000 人
関連する市の計画等		

取組	V-2-③ ひたちなか地区のまちづくり
現状と課題	<p>●ひたちなか地区にふさわしい機能の誘導を図ることを目的に、国や県、東海村などと連携し、ひたちなか地区留保地利用計画を策定し、まちづくりを進めています。</p> <p>●常陸那珂工業団地の分譲完了に伴い、新たな企業立地や市内立地企業の拡張・移転に対応する工業用地の確保に向け、常陸那珂工業団地拡張地区の造成工事が進められています。</p> <p>●ひたちなか市と東海村にまたがる面積 1,182ha の広大な開発地であるひたちなか地区においては、「ひたちなか地区留保地利用計画」に基づき、都市ゾーン、レクリエーションゾーン、産業ゾーン、港湾ゾーンの 4 つの地区ごとの方針による土地利用が進められています。</p> <p>●都市ゾーン内の総合運動公園と国営ひたち海浜公園に近接する国有地（新光町 46 番）について国から無償で管理を受託しており、そのうちの一部について市が整備を行い、市民スポーツやイベントの実施、臨時駐車場等の用地として活用しています。</p> <p>●都市ゾーンのうち昭和通り沿いの都市センターエリアにおいては、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸による周辺への波及効果を見据えながら土地活用を図っていく必要があります。</p> <p>●都市センターエリアの用地売却に伴う暫定駐車場活用地の減少や、国営ひたち海浜公園や広域型商業施設への来訪者の増加等に伴い、国営ひたち海浜公園繁忙期や休日等における交通渋滞、駐車場不足が問題となっています。</p> <p>●レクリエーションゾーンに位置する国営ひたち海浜公園は、計画面積 350ha のうち 237.1ha が開園しています。草花のブランド化や大規模イベン</p>

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	ト等の実施、北関東自動車道の全線開通やPR効果などにより、外国人を含め多くの観光客が訪れています。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●留保地利用計画につきましては、社会情勢の変化などに対応するため見直しを進めています。</li> <li>●ひたちなか地区については、「ビジネス&amp;プレジャーの実現できる国際港湾公園都市」を目指した魅力あるまちづくりを実現するため、国や県、東海村等と連携しながら、将来を見据えた土地利用を進めています。</li> <li>●都市ゾーンについては、ひたちなか海浜鉄道湊線の新駅設置に伴う交通ターミナルや、飲食・地場産品の販売・情報発信、宿泊施設等のにぎわいや交流を生み出す機能に加え、業務・研究開発・情報発信など新たなビジネスチャンスやイノベーションを創出する機能、人材育成機能などの誘導を促進します。</li> <li>●新光町46番（国有地）については、市民スポーツの場、イベント・行事の会場、臨時駐車場など、市民の交流の促進やにぎわいの創出、健康づくりの拠点となる多目的な公園広場として整備・活用するとともに、ひたちなか地区全体の土地利用を見据えながら、総合運動公園を補完するスポーツレクリエーション施設などの恒久的な利活用を検討していきます。</li> <li>●レクリエーションゾーンに位置する国営ひたち海浜公園については、首都圏の広域的レクリエーション施設にふさわしい魅力ある観光交流拠点として整備が進むよう国へ働きかけていきます。</li> <li>●産業ゾーンについては、新たな企業立地や市内立地企業の拡張・移転などのニーズに対応するため、常陸那珂工業団地拡張地区などの新たな工業用地の整備を進めており、更なる雇用の創出や港湾の利用促進、関連産業の拡大につながるバランスのとれた業種の集積による生産拠点づくりを促進します。</li> <li>●港湾ゾーンについては、高速道路網に直結する茨城港常陸那珂港区の地理的優位性や広大な開発空間を活かし、物流・生産機能の集積を図り、首都圏の国際流通拠点づくりを促進します。</li> <li>●ひたちなか地区の歴史や開発状況等を広く周知するため、ひたちなか地区に関する情報発信を行っていきます。</li> <li>●県や国営ひたち海浜公園、道路管理者や警察等の関係機関と連携しながら、地区内の交通渋滞や駐車場不足への対策を推進します。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地利用に関する関係機関との調整、協議</li> <li>●地区計画による適正な土地利用の推進</li> <li>●ひたちなか地区への新たな公共交通結節点の整備</li> <li>●新光町46番の国有地の取得を含めた利活用の検討</li> <li>●国営ひたち海浜公園の整備促進</li> <li>●工業用地の確保</li> <li>●茨城港常陸那珂港区の整備促進</li> </ul>

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

		●ひたちなか地区の歴史や開発状況、開発計画等の情報発信の推進 ●「ひたちなか地区事業連絡協議会道路部会」への参画をはじめとした、渋滞や駐車場不足などの交通問題への対応
役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度
	施策評価指標	—
	現状値 (R7)	—
	目標値 (R11)	—
関連する市の計画等		

## V-3 公共施設マネジメントの推進

### 〈基本方針〉

「限られた財源」、「適正な施設保有量」、「安全性の確保」のバランスの調和を図るため、規模を縮小しながらも機能を充実させる「縮充」の考え方のもと公共施設マネジメントを推進し、公共施設を財産としてよりよい形で次世代に継承します。

各公共施設が果たしている役割や将来に向けて求められている機能を改めて確認し、継続使用や建替えだけではなく、集約・複合化や多機能化を視野に入れながら、目標使用年数を目安として計画的に施設のあり方を検討していくことで、施設保有量の適正化を推進します。

安全性の確保を最優先として、計画的な管理・保全による施設の長寿命化を推進することで、保全コストの縮減と平準化を図ります。

新本庁舎建設の検討を始めるにあたり、市民、議会、職員へのインタビューやアンケート等を実施し、現本庁舎における現状と課題を明らかにしてきました。これらを踏まえ、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想では、「利用しやすく・災害に強い・機能的な庁舎」を基本理念として掲げました。この基本理念と議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえ、5つの基本方針を定め、これらの実現に向けて、新本庁舎建設の検討を進めていきます。

### 〈取組〉

#### V-3-① 公共施設マネジメントの推進

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-3-① 公共施設マネジメントの推進								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高度成長期に整備された公共施設の老朽化が進んでいるため、各施設の安全性を確保するとともに、市民サービスの低下を必要最小限に留めるためにも、一斉更新時期を目前に控えた今こそ公共施設マネジメントに取り組む必要があります。</li> <li>●将来にわたって必要な公共サービスを安定的に提供し続けるため、拡充（個別最適）から縮充（全体最適）へと持続可能な施設運営への転換を図る必要があります。</li> <li>●現本庁舎は、「分散化」、「バリアフリー対応の限界」、「災害時における業務継続性と老朽化の懸念」、「狭隘化」の課題を抱えており、多様化する市民ニーズへの対応や職員の執務環境の改善に限界があることから、4つの課題を同時に解決するには、本庁舎の建替えが不可欠であります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設保有量の適正化を図るため、既存施設の集約化や機能再編・統廃合、複合化による活用を推進します。</li> <li>●公共施設の安全性を確保するため、効果的かつ効率的な施設保全を推進します。</li> <li>●将来にわたり利活用する施設は、新たなニーズへの対応を含め、計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。</li> <li>●令和8年度から「(仮称)ひたちなか市新本庁舎建設基本計画」の策定に着手し、基本計画の中で新本庁舎の規模、事業手法、建設位置等の建設諸条件を十分に検討し、決定していきます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設等総合管理計画に基づく施設保有量の適正化の推進</li> <li>●公共施設保全計画に基づく効果的かつ効率的な施設保全の推進</li> <li>●「(仮称)ひたちなか市新本庁舎建設基本計画」の策定</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td>●持続可能な自治体経営を目指した公共施設マネジメントの推進</td></tr> <tr> <td>市民</td><td>●身近な公共施設等の将来のあり方への関心と活用</td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td>●市と事業者等の共創によるまちづくりを実現するための提案</td></tr> </table>	市	●持続可能な自治体経営を目指した公共施設マネジメントの推進	市民	●身近な公共施設等の将来のあり方への関心と活用	事業者等	●市と事業者等の共創によるまちづくりを実現するための提案		
市	●持続可能な自治体経営を目指した公共施設マネジメントの推進								
市民	●身近な公共施設等の将来のあり方への関心と活用								
事業者等	●市と事業者等の共創によるまちづくりを実現するための提案								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>良好な居住環境の整備に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> </table>	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度	施策評価指標	—	現状値 (R7)	—	目標値 (R11)	—
主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度								
施策評価指標	—								
現状値 (R7)	—								
目標値 (R11)	—								
関連する市の計画等	第2期ひたちなか市公共施設等総合管理計画 ひたちなか市公共施設保全計画 ひたちなか市新本庁舎建設基本構想								

## **V-4 土地区画整理事業**

### **〈基本方針〉**

現状道路の活用、家屋移転の縮減等を主とした新たな事業計画に基づき、全体事業費を抑制しながら、基幹となる都市計画道路や通学路、雨水排水路の整備等、公共性の高い事業を優先することを基本に、既成市街地、本市の拠点地区である中心市街地、那珂湊地区、佐和駅周辺地区においてそれぞれ整備を進め、早期完了を目指します。

### **〈取組〉**

V-4-① 土地区画整理事業

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-4-① 土地区画整理事業						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区画整理事業については、地価の下落や宅地需要の減少に伴う収支の大幅な悪化に対応するため、武田、佐和駅東、東部第1、東部第2、阿字ヶ浦、船窪、六ッ野の7地区において、現状道路の活用と家屋移転の縮減により、全体事業費の抑制と事業期間の短縮を目的とした事業計画の見直しを行い、令和元年度までにすべての地区で終了しました。</li> <li>●交通ネットワークの構築と通学路等での歩行者の安全を図るため、優先的に都市計画道路を整備する必要があります。</li> <li>●都市計画道路の整備に伴った周辺街区の宅地造成を進める必要があります。</li> <li>●雨水排水の課題を解消するために、道路側溝や調整池等の雨水排水施設を整備する必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域間の交通ネットワークの強化を図るための都市計画道路や、公園、駅前広場など、地域の発展に資する都市施設の整備と共に、通学路、雨水排水路の整備等、公共性の高い事業を優先的に実施し、良好な住環境を備えた街並みの形成に取り組みます。</li> <li>●武田地区については、事業の早期完了目指して、基幹路線である武田本町線を軸として整備を進めます。</li> <li>●佐和駅東地区については、駅前広場にアクセスする佐和停車場高野線と高場高野線の整備を進めます。</li> <li>●東部第1地区については、令和10年度の換地処分を目指します。</li> <li>●東部第2地区については、雨水排水施設の整備を進めるとともに、基幹道路である向野西原線、西谷津西原線の整備に取り組んでいきます。</li> <li>●阿字ヶ浦地区については、宅地需要に応じて、地区北西側の集合保留地や周辺街区の造成を進めます。また、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸に伴い、鉄道敷または新駅舎等の用地や、駅前広場やアクセス道路の整備に取り組むとともに、延伸工事に関連する阿字ヶ浦北通り線と阿字ヶ浦東通り線の整備を進めます。</li> <li>●船窪地区については、船窪地区の中央を東西に結ぶ船窪和尚塚線を整備します。</li> <li>●六ッ野地区については、整備済みの都市計画道路をつなぐ中根六ッ野線を優先的に整備し、併せて生活道路とその周辺の宅地の造成に取り組みます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区画整理事業の推進</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td>●地区画整理事業の施行</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>●事業への理解と協力</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市	●地区画整理事業の施行	市民	●事業への理解と協力	事業者等	
市	●地区画整理事業の施行						
市民	●事業への理解と協力						
事業者等							
目	主観指標 良好な居住環境の整備に関する市民満足度						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

標 記	施策評価 指標	全施行地区の進捗率（都市計画道路、区画道路、家屋移転）
	現状値 (R7)	69.0%
	目標値 (R11)	76.7%
関連する市 の計画等		

## **V-5 道路**

### **〈基本方針〉**

県道水戸那珂湊線や水戸勝田環状道路に位置付けられる東中根高場線などの整備を推進します。また、広域的な道路交通網を形成する都市計画道路等を整備するとともに、一般市道については、地域の実状に即して整備を進めます。あわせて、道路施設の健全化・長寿命化のための改修・補修工事・維持管理を、計画的に進めます。

### **〈取組〉**

V-5-① 市道の整備

V-5-② 国・県道の整備促進

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-5-① 市道の整備				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JR 常磐線を跨ぐ高場陸橋の4車線化や、高野地区と六ツ野地区を結ぶ東石川高野線等の整備が完了しました。</li> <li>● 都市計画道路やその他の幹線道路については、近年の人口減少や少子高齢化、厳しい財政事情など都市を取り巻く環境が大きく変化するとともに、常陸那珂工業団地への企業立地などにより増加が予測される交通需要への対応が求められる中で、市内全体を俯瞰した広域的な道路交通網を検討し、計画的に整備を進めていく必要があります。</li> <li>● 都市計画道路等の整備については、円滑な都市活動を確保するため、混雑の解消を目指すとともに、歩行者や自転車などの安全性に配慮する必要があります。</li> <li>● 一般市道については、交通量の増加や宅地化、集中豪雨の増加による冠水などの環境の変化に伴い、道路の拡幅や舗装、側溝及び歩道等の整備が求められています。また、都市計画道路や区画整理事業の見直しがあった地域より、既存の道路について整備を求める要望が出ています。</li> <li>● 道路施設は老朽化が進み、大規模な改修や施設更新が必要であるが、厳しい財政状況の中、従来の手法では更新、補修、維持管理を行うことが難しい。</li> </ul>				
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画道路等については、市内全体を俯瞰し、広域的な道路交通網を総合的に検討のうえ、土地区画整理事業や街路事業等により整備を進め、歩行者や自転車などに配慮し、安全性と円滑性を兼ね備えた交通環境の確保に努めます。</li> <li>● 一般市道については、緊急性・公益性などを総合的に検討し優先順位を付け、地元との協議を十分に行いながら計画的に整備を実施していきます。</li> <li>● 道路舗装については、1級2級市道の道路補修は路面状態の調査を行い、効率的な修繕を図ります。</li> <li>● 橋梁等については、統廃合を計画し、損傷の度合や財政状況に応じて修繕を行い、長寿命化及び修繕費の縮減を図ります。</li> <li>● 道路照明については、ESCO事業を導入し、街路灯のLED化工事及びその維持管理などを民間事業者に委託して、効率的に行います。</li> </ul>				
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画道路の整備等（東中根高場線の整備促進、昭和通り線・佐和停車場高野線の整備検討、土地区画整理事業地内の都市計画道路の整備）</li> <li>● 一般市道の整備</li> <li>● 民間事業者との連携</li> <li>● 道路施設の適正管理（予防保全型修繕の推進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の路面性状調査の導入</li> <li>・ 橋梁等の長寿命化への対応</li> <li>・ 道路照明灯の一括更新及び維持管理の民間委託</li> </ul> </li> </ul>				
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> </table>	市		市民	
市					
市民					

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	事業者等	民間活力による道路管理事業へ参画
目標	主観指標	道路の整備に関する市民満足度
	施策評価指標	都市計画道路の整備率
	現状値(R7)	93.0%
	目標値(R11)	94.0%
関連する市の計画等		

取組	V-5-② 国・県道の整備促進						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道6号、国道245号については、市内全域4車線となっています。</li> <li>●広域路線を中心に朝夕の通勤時間帯、観光シーズンやイベント開催時等に渋滞が発生しています。</li> <li>●水戸勝田環状道路及び水戸外環状道路は、交通の円滑化や地域間の連携強化を図るため重要な役割を果たすことが期待される路線であることから、早期供用へ向け整備を促進する必要があります。</li> <li>●県道水戸那珂湊線は、風光明媚な景観が眺望でき、観光資源や史跡をつなぐ重要な路線であることから、平磯・阿字ヶ浦間について拡幅整備を促進する必要があります。</li> <li>●国道6号と県道那珂湊那珂線の交差する市毛交差点については、日常的な渋滞が課題となっていることから県に対策を要請していく必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域的な連携や災害時の安全な避難路、緊急輸送路として円滑な交通を確保するため、国道や県道の整備促進を国や県に要望していきます。</li> <li>●水戸勝田環状道路（東中根高場線）については、未整備区間の早期整備に向けた取り組みを推進するとともに、広域環状道路として県道への昇格を要望します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水戸勝田環状道路の整備促進と県道への昇格</li> <li>●水戸外環状道路の整備促進</li> <li>●県道水戸那珂湊線の整備促進</li> <li>●国道6号と県道那珂湊那珂線の市毛交差点改良促進</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等	
市							
市民							
事業者等							
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">主観指標</td> <td>道路の整備に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策評価</td> <td>—</td> </tr> </table>	主観指標	道路の整備に関する市民満足度	施策評価	—		
主観指標	道路の整備に関する市民満足度						
施策評価	—						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	指標	
	現状値 (R7)	—
	目標値 (R11)	—
	関連する市 の計画等	

## **V-6 上水道**

### **〈基本方針〉**

災害に強く安全でおいしい水の安定供給のため、那珂川からの取水、深井戸による地下水の取水及び県水受水の3つの取水源を引き続き確保して、災害時のリスク分散を図ります。また、法定耐用年数を超過した配水管や耐震性能の低い配水管について、効率的かつ効果的な更新を図るとともに、健全で持続可能な水道事業経営に努めます。

### **〈取組〉**

- V-6-① 上水道の整備
- V-6-② 水道経営の効率化

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-6-① 上水道の整備								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道事業拡張期に布設された耐震性の低い多くの配水管が更新時期を迎えており、優先順位を定め計画的に耐震化を進める必要があります。</li> <li>●水道水の原水となる那珂川の水質の変化により、カビ臭（土臭）の発生が多くなっています。また、人体への有害性が指摘されているPFOS, PFOAへの対応などが必要となっています。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄水場や配水場から市内へ配水する幹線となる配水管の耐震化や、災害時に重要な拠点となる避難所や病院、行政施設等へ給水する配水管の耐震化を重点的に進めます。</li> <li>●原水となる那珂川の水質の変化等に適切に対応し、安全でおいしい水の安定供給に努めます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配水幹線・重要給水施設配水管の耐震化</li> <li>●水質監視の強化</li> </ul>								
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>安全安心な水の安定供給に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>配水管の耐震化率</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>48.7%</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>51.9%</td></tr> </table>	主観指標	安全安心な水の安定供給に関する市民満足度	施策評価指標	配水管の耐震化率	現状値(R7)	48.7%	目標値(R11)	51.9%
主観指標	安全安心な水の安定供給に関する市民満足度								
施策評価指標	配水管の耐震化率								
現状値(R7)	48.7%								
目標値(R11)	51.9%								
関連する市の計画等									

取組	V-6-② 水道経営の効率化
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口の減少や節水意識の高まりなどにより、水需要は減少傾向にあります。市民の生活基盤を支える水道事業を、将来にわたり安定的に持続させるためには、さらなる事務の効率化や適切な資産管理が必要となります。</li> <li>●技術の継承や事務の効率化を図るため、業務内容を精査し民間委託を進め必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水需要が減少傾向にあることから、コストの縮減や経営の効率化を図り、健全な事業経営を行います。</li> <li>●浄水場等をより効率的に運営するため、運転管理などの委託業務の包括化を図ります。</li> </ul>

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマートメータ導入の検討</li> <li>●料金賦課徴収の効率化</li> <li>●財政収支見通しに基づく適正な水道料金水準の検討</li> <li>●業務の民間委託の検討</li> </ul>
役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	安全安心な水の安定供給に関する市民満足度
	施策評価指標	総収支比率
	現状値 (R7)	104.18%
	目標値 (R11)	111.63%
関連する市の計画等		

## **V-7 生活排水**

### **〈基本方針〉**

衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じて公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽により生活排水処理の整備促進を図るとともに、市民に対して公共下水道接続の啓発や合併処理浄化槽の設置費を補助し、普及促進に努めます。

### **〈取組〉**

- V-7-① 下水道
- V-7-② 合併処理浄化槽

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

組	V-7-① 下水道						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来的な人口減少が見込まれる中、下水道使用料の減少、維持管理コストの増加により、下水道事業経営は厳しい状況にあります。</li> <li>●下水浄化センター、下水管きょ及びポンプ施設の改築・更新事業を計画的に実施する必要があります。</li> <li>●農業集落排水を使用している方に持続可能なサービスを提供するため、下水道事業との広域化・共同化を進める必要があります。</li> <li>●従来の下水道事業にとらわれない整備手法や管理手法を検討し、持続可能な事業を目指す必要があります。</li> <li>●財源確保のため下水道未整備地区への普及拡大を図り、使用料の增收を目指していますが、一方で老朽化・耐震化対策も急務となっており、施設の改築・更新、さらには持続可能な事業運営のため広域化・共同化の推進を同時に並行で進める必要があります、深刻な財源と人手不足が予測されています。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地区画整理事業区域や既成市街地を中心に、事業計画に基づき下水道整備を実施します。</li> <li>●老朽化した各施設を適正に維持し、また地震災害に備え耐震化を図るために、計画的に改築・更新を実施します。</li> <li>●人口減少社会を見据えた広域化・共同化として、公共下水道、農業集落排水、衛生センターの統廃合を進めます。</li> <li>●今後の維持管理体制の脆弱化、技術伝承の困難、次世代技術者への過度な負担といった予想されるリスクへ対応するため、民間リソースの活用を含めた手法の導入について検討を進めます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道事業経営戦略の改定及び下水道事業計画の進捗管理</li> <li>●下水道使用料の確保</li> <li>●計画的かつ効率的な公共下水道整備区域の拡大</li> <li>●下水浄化センター、管路、ポンプ施設等の改築・更新</li> <li>●下水道施設の広域化・共同化事業の推進</li> <li>●効率的な下水道施設管理運営方法（ウォーターPPPの導入等）の検討</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等	
市							
市民							
事業者等							
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td> <td style="width: 85%;">下水道の整備に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">施策評価指標</td> <td style="width: 85%;">           ①汚水処理人口普及率            ②下水道普及率            ③下水道事業ストックマネジメント計画に基づく管きょ調査進捗率         </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">現状値(R7)</td> <td style="width: 85%;">           ①93.5%            ②69.4%         </td> </tr> </table>	主観指標	下水道の整備に関する市民満足度	施策評価指標	①汚水処理人口普及率 ②下水道普及率 ③下水道事業ストックマネジメント計画に基づく管きょ調査進捗率	現状値(R7)	①93.5% ②69.4%
主観指標	下水道の整備に関する市民満足度						
施策評価指標	①汚水処理人口普及率 ②下水道普及率 ③下水道事業ストックマネジメント計画に基づく管きょ調査進捗率						
現状値(R7)	①93.5% ②69.4%						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	③0%
目標値 (R11)	①95.4% ②71.5% ③30%
関連する市 の計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道全体計画</li> <li>・下水道事業計画</li> <li>・下水道事業ストックマネジメント計画</li> <li>・上下水道耐震化計画</li> <li>・下水道事業経営戦略</li> <li>・農業集落排水事業経営戦略</li> <li>・下水道事業広域化・共同化計画</li> <li>・「ひとが咲くまち。ひたちなか」居住環境推進計画</li> </ul>

取組	V-7-② 合併処理浄化槽						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道計画区域外及び整備が当面見込まれない下水道計画区域内において、合併処理浄化槽の設置費用等の一部を助成しています。</li> <li>●し尿処理及び単独処理浄化槽は環境への負荷が大きいため合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。</li> <li>●浄化槽の適正な維持管理の促進を図るため、引き続き所有者に向けた啓発と指導に努めていく必要があります。</li> </ul>						
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合併処理浄化槽の設置費用等の一部を助成し、公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。</li> <li>●合併処理浄化槽等の適正な維持管理を促すため、茨城県水質保全協会の浄化槽メンテナンスステップアップフォロー事業に参画し、設置者への文書指導を行うとともに、清掃・保守点検・法定点検を一括契約することができる「一括契約システム」の普及を図ります。</li> </ul>						
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合併処理浄化槽等整備促進助成事業の推進</li> <li>●合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発</li> <li>●茨城県浄化槽普及推進市町村協議会への参画</li> <li>●一括契約システムの普及促進</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城県浄化槽普及推進市町村協議会への参画</li> <li>●合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進</li> <li>●浄化槽維持管理及び法定検査受検の指導・啓発</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿処理及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換</li> <li>●浄化槽維持管理及び法定検査受検の徹底</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●浄化槽維持管理受託内容の適正履行</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城県浄化槽普及推進市町村協議会への参画</li> <li>●合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進</li> <li>●浄化槽維持管理及び法定検査受検の指導・啓発</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿処理及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換</li> <li>●浄化槽維持管理及び法定検査受検の徹底</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄化槽維持管理受託内容の適正履行</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●茨城県浄化槽普及推進市町村協議会への参画</li> <li>●合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進</li> <li>●浄化槽維持管理及び法定検査受検の指導・啓発</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿処理及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換</li> <li>●浄化槽維持管理及び法定検査受検の徹底</li> </ul>						
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄化槽維持管理受託内容の適正履行</li> </ul>						
目	主観指標 下水道の整備に関する市民満足度						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

標	施策評価 指標	合併処理浄化槽普及率
	現状値 (R7)	23.7%
	目標値 (R11)	25.4%
関連する市の 計画等		

## **V-8 公園・緑地**

### **〈基本方針〉**

緑豊かな生活環境を創出するため、公園や緑地の適切な維持管理と利活用の促進を図るとともに、公園利用者や地域のニーズを捉えた魅力ある公園づくりに努めます。

また、風致地区や緑の保存地区など、生活に安らぎを与えてくれる緑豊かな自然環境を後世に残すよう努めます。

### **〈取組〉**

V-8-① 公園の整備

V-8-② 緑化の推進

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-8-① 公園の整備						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもからお年寄りまでが安全に利用できる身近な街区公園を中心に整備を進めています。</li> <li>●子育て世代の定住促進や高齢者の健康志向の高まりなど、公園や施設などの整備の要望に対応するため、市民ニーズを踏まえた魅力ある公園整備を進めていく必要があります。</li> <li>●遊具等の施設をはじめ、公園利用者が快適に利用できるよう、適切な維持管理を行っていますが、老朽化が見られる公園の施設や遊具については、計画的に改修や更新を行う必要があります。</li> <li>●地域等との協働事業により公園の維持管理に努めていますが、公園数や管理面積の増加に伴い、維持管理費用や除草作業等の負担も増加しています。公園を維持管理する地域の公園等管理団体では、高齢化による負担の増加が課題となっているため、負担の軽減に向けた取組を行う必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボール遊びやグラウンドゴルフ利用など近年のニーズにも配慮した公園づくりに努めます。</li> <li>●土地区画整理事業により用地を確保した公園についても、計画的に整備を進めていきます。</li> <li>●公園の魅力を更に高めるため、子どもに人気のある大型複合遊具や、あらゆる子どもが遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を検討していきます。</li> <li>●老朽化が見られる公園の施設や遊具については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、住民の意向も踏まえた改修や更新を実施していきます。</li> <li>●管理が難しい公園については、公園等管理団体が活動しやすいよう、草の生えにくいダスト舗装を行うなど、除草等の負担軽減に努めます。</li> <li>●公園整備や維持管理に当り、民間企業との連携(PPP)や民間資金を活用した仕組みづくり(Park-PFI)に取組んでいきます。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街区公園等の整備</li> <li>●大型遊具の設置</li> <li>●公園施設の改修・更新の推進</li> <li>●民間資本の公園への活用</li> </ul>						
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td>公園整備、公園の維持管理</td></tr> <tr> <td>市民</td><td>公園管理団体による維持管理</td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td>公園事業への参入</td></tr> </table>	市	公園整備、公園の維持管理	市民	公園管理団体による維持管理	事業者等	公園事業への参入
市	公園整備、公園の維持管理						
市民	公園管理団体による維持管理						
事業者等	公園事業への参入						
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>公園・緑地の整備に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>市内にある公園・緑地の数</td></tr> <tr> <td>現状値</td><td>327箇所</td></tr> </table>	主観指標	公園・緑地の整備に関する市民満足度	施策評価指標	市内にある公園・緑地の数	現状値	327箇所
主観指標	公園・緑地の整備に関する市民満足度						
施策評価指標	市内にある公園・緑地の数						
現状値	327箇所						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	(R7)	
	目標値 (R11)	331 箇所
関連する市 の計画等		

取組	V-8-② 緑化の推進										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共公益施設等の緑化については、施設敷地への樹木や花の植栽に加え、街路樹等の植栽に努めるとともに、市民団体との協働による道路の植樹枠等への花植えを推進しています。</li> <li>●民有地については、「緑地確保基準」に基づく緑地の確保の指導や、生垣設置の助成、記念樹の配布を行うとともに、名木、古木などの貴重な樹木を保存樹木として指定し、市街地における緑の保全や緑化に努めています。</li> <li>●都市化が進み、減少傾向にある市街地の緑や貴重な樹林地、水辺緑地などを保全する必要があります。</li> <li>●緑のまちづくり基金を活用しながら、緑のまちづくりのための施策を推進していきます。</li> </ul>										
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に残る山林や水辺地等の風致地区、緑の保存地区の保全を図るとともに、工場等の緑化や生垣設置の助成、保存樹木の指定、記念樹の配布などにより、緑あふれるまちづくりを推進します。</li> </ul>										
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●風致地区や緑の保存地区の保全</li> <li>●生垣設置への助成</li> <li>●保存樹木の指定</li> <li>●市民への緑地・緑化に対する意識啓発及び事業者への緑化指導</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化推進及び緑地の保全のための規制、指導</li> <li>●市民、事業者への緑化の啓発及び助成</li> <li>●公共公益施設の緑化</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅地の緑化、山林等緑地の管理</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地確保基準に基づく工場等の緑化</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化推進及び緑地の保全のための規制、指導</li> <li>●市民、事業者への緑化の啓発及び助成</li> <li>●公共公益施設の緑化</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅地の緑化、山林等緑地の管理</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地確保基準に基づく工場等の緑化</li> </ul>				
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化推進及び緑地の保全のための規制、指導</li> <li>●市民、事業者への緑化の啓発及び助成</li> <li>●公共公益施設の緑化</li> </ul>										
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅地の緑化、山林等緑地の管理</li> </ul>										
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地確保基準に基づく工場等の緑化</li> </ul>										
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>公園・緑地の整備に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価 指標</td> <td>公共施設に花植え等の活動を行っている団体の数</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>39 団体</td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>45 団体</td></tr> <tr> <td>関連する市 の計画等</td> <td></td></tr> </table>	主観指標	公園・緑地の整備に関する市民満足度	施策評価 指標	公共施設に花植え等の活動を行っている団体の数	現状値 (R7)	39 団体	目標値 (R11)	45 団体	関連する市 の計画等	
主観指標	公園・緑地の整備に関する市民満足度										
施策評価 指標	公共施設に花植え等の活動を行っている団体の数										
現状値 (R7)	39 団体										
目標値 (R11)	45 団体										
関連する市 の計画等											

## **V-9 環境保全**

### **〈基本方針〉**

安全で快適な生活環境を保持・確保するため、水質や騒音の測定を行い、事業者へ指導・啓発を行うなど公害の未然防止に努めるとともに、海岸や河川、公園等の地域での環境美化活動を促進します。

市営墓地については、市民からの要望等を踏まえ対応できるよう整備を推進します。

### **〈取組〉**

- V-9-① 環境保全に係る意識の啓発と実践の推進
- V-9-② 環境保全対策
- V-9-③ 環境衛生対策
- V-9-④ 斎場・墓地の整備・運営

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-9-① 環境保全に係る意識の啓発と実践の推進										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民や事業所の環境保全に関する興味・理解を広めていくために、市内環境保全団体や民間連携事業者との協働による環境講座の実施、環境活動実施団体の発表の場を開催しています。</li> <li>●市民参加による地域の清掃活動等を通じて、環境保全・環境美化活動の促進に取り組んでいます。</li> <li>●持続可能な社会を目指すため、温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの重要性、気候変動への適応、自然保護活動や環境保全活動等の重要性を周知するとともに、企業との連携による理解促進を協働で図ります。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体、事業者と連携し、環境保全活動の周知、参加の呼びかけの場の創出により、PRの強化を図ります。</li> <li>●地球温暖化における緩和策と適応策を具現化するために、市内の実態調査に基づいた最適な対策を進めていくとともに、民間事業者のノウハウを活用しながら強化を図ります。</li> <li>●次世代を担う小中学生などを対象にした環境学習を積極的に実施すると同時に、小中学生、高校生が環境保全活動に触れられる機会をさらに創出します。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的な環境保全活動への支援</li> <li>●環境美化運動、地域清掃活動、河川・海岸クリーン運動、ポイ捨て防止・犬のふん害防止街頭キャンペーン等の実施</li> <li>●市内で発生する温室効果ガスの排出削減と気候変動に適応する取組の検討</li> <li>●出前講座、市政ふれあい講座、環境講座等による環境保全意識の啓発</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全意識の啓発</li> <li>●環境保全団体への支援と民間事業者との連携</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的な環境保全活動</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全活動の取組、参画</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全意識の啓発</li> <li>●環境保全団体への支援と民間事業者との連携</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的な環境保全活動</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全活動の取組、参画</li> </ul>				
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全意識の啓発</li> <li>●環境保全団体への支援と民間事業者との連携</li> </ul>										
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的な環境保全活動</li> </ul>										
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全活動の取組、参画</li> </ul>										
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>環境保全対策に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>環境保全対策への実践者の割合</td> </tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>目標値(R11)</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td> <td></td> </tr> </table>	主観指標	環境保全対策に関する市民満足度	施策評価指標	環境保全対策への実践者の割合	現状値(R7)	27%	目標値(R11)	50%	関連する市の計画等	
主観指標	環境保全対策に関する市民満足度										
施策評価指標	環境保全対策への実践者の割合										
現状値(R7)	27%										
目標値(R11)	50%										
関連する市の計画等											

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-9-② 環境保全対策								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公害等を未然に防止するため、定期的に大気質・水質・騒音・振動・ダイオキシン等の観測を行い、市内の環境状況を把握するよう努めています。おおむね環境基準を満たしています。</li> <li>●公害（大気汚染・水質汚濁等）について監視・観測を行うとともに、事業者に対して公害防止協定の締結を働きかけ、公害等の未然防止を図っています。</li> <li>●環境の保全のため、不法投棄監視員による不法投棄の監視を行っていますが、不法投棄が後を絶たないため、地域パトロールや警察等関係機関と連携し、監視体制の強化等を図るとともに、より多くの市民が不法投棄の監視・報告に関わる体制の構築を検討する必要があります。</li> <li>●一部の河川においては環境基準を超過しているため、観測を継続する必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気質・水質・騒音・振動・ダイオキシン等の観測を行うとともに、環境基準を超過している一部の河川においては、監視観測に努めます。また、機器については年次的な更新・整備を行います。</li> <li>●公害の発生源となるおそれのある事業所や施設への立入調査、監視・観測を行うとともに、事業者に対し指導啓発や、公害防止協定締結の働きかけを行います。</li> <li>●廃棄物の不法投棄及び不適切な埋立てなどを防止するため、不法投棄に対する市民への意識啓発や、職員によるパトロールを実施するとともに、地域住民や関係機関と連携して監視体制を強化します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境監視観測の推進</li> <li>●土砂採取・土砂埋立ての規制、監視等</li> <li>●不法投棄監視員、警察等の関係機関との連携</li> <li>●不法投棄抑止看板等を活用した、土地所有者への管理徹底の促進</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td>●公害、不法投棄等の防止対策の推進</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公害防止に関する意識の向上</li> <li>●不法投棄に関する意識の向上</li> <li>●環境基準の遵守</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>●公害防止協定の締結</td> </tr> </table>	市	●公害、不法投棄等の防止対策の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公害防止に関する意識の向上</li> <li>●不法投棄に関する意識の向上</li> <li>●環境基準の遵守</li> </ul>	事業者等	●公害防止協定の締結		
市	●公害、不法投棄等の防止対策の推進								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公害防止に関する意識の向上</li> <li>●不法投棄に関する意識の向上</li> <li>●環境基準の遵守</li> </ul>								
事業者等	●公害防止協定の締結								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>環境保全対策に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>河川環境基準測定地点における透視度 50 度以上達成率</td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>83. 3%</td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>87. 7%</td> </tr> </table>	主観指標	環境保全対策に関する市民満足度	施策評価指標	河川環境基準測定地点における透視度 50 度以上達成率	現状値 (R7)	83. 3%	目標値 (R11)	87. 7%
主観指標	環境保全対策に関する市民満足度								
施策評価指標	河川環境基準測定地点における透視度 50 度以上達成率								
現状値 (R7)	83. 3%								
目標値 (R11)	87. 7%								

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

関連する市 の計画等									
取組	V-9-③ 環境衛生対策								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●狂犬病予防のため、獣医師会等と連携し、飼い犬の登録や狂犬病予防接種を実施するとともに、飼い犬の適正飼養についての啓発活動を行っています。狂犬病は、国内では1957年以降発生が確認されていませんが、海外では依然としてほとんどの地域で発生しています。</li> <li>●家畜による伝染病を防止するため、県などと連携しながら、検査やワクチンの接種を行っています。</li> <li>●狂犬病に対する危機意識が薄らいでいることから、あらためて飼い犬の登録と予防接種について啓発する必要があります。</li> </ul>								
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●狂犬病予防のため、動物病院の協力のもと、飼い犬の登録や狂犬病予防接種を推進するとともに、獣医師会や県動物指導センターと連携して、飼い犬の適正飼養を啓発します。</li> <li>●家畜による伝染病の拡大を防止するため、県家畜保健衛生所や県畜産協会と連携し、検査やワクチンの接種を実施します。</li> </ul>								
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飼い犬登録の推進</li> <li>●狂犬病予防接種の推進</li> <li>●家畜の伝染病の予防</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●飼い犬登録の推進</li> <li>●狂犬病予防接種の推進</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●飼い犬登録及び適正飼養の実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●狂犬病予防接種の実施</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飼い犬登録の推進</li> <li>●狂犬病予防接種の推進</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飼い犬登録及び適正飼養の実施</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●狂犬病予防接種の実施</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飼い犬登録の推進</li> <li>●狂犬病予防接種の推進</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飼い犬登録及び適正飼養の実施</li> </ul>								
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●狂犬病予防接種の実施</li> </ul>								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>環境保全対策に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価 指標</td> <td>狂犬病予防接種率</td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>78.3%</td> </tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td> <td>70%以上 (WHOが示す狂犬病のまん延を防ぐ接種率)</td> </tr> </table>	主観指標	環境保全対策に関する市民満足度	施策評価 指標	狂犬病予防接種率	現状値 (R7)	78.3%	目標値 (R11)	70%以上 (WHOが示す狂犬病のまん延を防ぐ接種率)
主観指標	環境保全対策に関する市民満足度								
施策評価 指標	狂犬病予防接種率								
現状値 (R7)	78.3%								
目標値 (R11)	70%以上 (WHOが示す狂犬病のまん延を防ぐ接種率)								
関連する市 の計画等									

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-9-④ 斎場・墓地の整備・運営								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市と東海村で構成されるひたちなか・東海広域事務組合により運営している、常陸海浜広域斎場は、施設の老朽化が進み、施設・設備で耐用年数を経過するものが多くなっていることから、斎場個別施設計画に基づき、改修・更新を計画的に実施する必要があります。</li> <li>●市営墓地については、堀口墓地、高野墓地、磯崎墓地、たかのす霊園の4箇所を運営しており、必要に応じて修繕及び、適正な維持管理を行っています。多様化する墓地への市民ニーズや変化を適宜把握し、運営に係る財源の早急な確保と同時に将来的な市営墓地のあり方を総合的に検討し、適切な墓地運営を図っていく必要があります。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東海村と共同で常陸海浜広域斎場を適切に管理運営するとともに、老朽化した施設・設備の改修・更新を計画的に実施します。また、民間活力導入により、多様化する利用者ニーズに対応したサービスの提供と効率的な運営を推進します。</li> <li>●市営墓地について、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、意識調査に基づく社会状況の変化の把握と墓地の需要性を踏まえたうえで、市営墓地のあり方と財源の確保について検討し、適切な運営を図ります。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常陸海浜広域斎場の管理・運営</li> <li>●市営墓地の管理・運営</li> <li>●市営墓地のあり方についての検討</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%;">市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td><td>環境保全対策に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>市営墓地提供可能率</td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td>100%</td></tr> </table>	主観指標	環境保全対策に関する市民満足度	施策評価指標	市営墓地提供可能率	現状値 (R7)	100%	目標値 (R11)	100%
主観指標	環境保全対策に関する市民満足度								
施策評価指標	市営墓地提供可能率								
現状値 (R7)	100%								
目標値 (R11)	100%								
関連する市の計画等									

## V-10 資源循環型社会の構築

### 〈基本方針〉

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指します。そのため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本に、ごみの減量化や再資源化、食品廃棄物等のバイオマス化を推進します。

また、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入可能性について検討し、脱炭素社会の実現と新たなエネルギー利用の拡大を図ります。

廃棄物処理については、現行の処理施設や体制を良好に維持しながら、将来的には広域的な処理を含め、環境負荷の低減や持続可能性の観点から、施設や体制の整備に取り組みます。

### 〈取組〉

- V-10-① ごみ減量化・再資源化の推進
- V-10-② ごみ処理体制の充実

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-10-① ごみ減量化・再資源化の推進
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民や事業者との協働により、様々な3Rの施策を推進しています。</li> <li>●市内のごみ排出量は十年前の9割以下となるなど、年々減少しています。ごみ排出量の目標値を前倒しで達成するなど、ごみ減量化は着実に進展しています。</li> <li>●自治会等再資源化量は、重量の嵩む紙や瓶が大幅に減っている影響で十年前の半分近くまで落ち込んでおり、資源化率が下がっています。デジタル化による新聞発行部数の減少や、瓶からペットボトルへの切り替え等は今後も一層進むと考えられます。</li> <li>●廃食用油や生ごみ等のバイオマス資源のより効果的な利活用について市内事業所との連携により検討する必要があります。また、民間事業者との連携に基づいて、市域の再生可能エネルギーの導入促進について、具体化していく必要があります。</li> <li>●近年の技術革新によって新たな種類の製品が次々に発売されています。中には通常の処理が困難な上、拡大生産者責任が曖昧なため処理ルートがないものが数多くあります。市では可能な限り処理ルートの開拓に努めていますが、引き続き、国に対し適正な処理体制の確立を要望していく必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源循環型社会に向けて意識の高揚を図るため、市民・事業者などに対し3Rの重要性と実践方法について周知啓発します。</li> <li>●再生家具販売や、民間との連携による家具や家電のリユース・リサイクル事業などの利用を推進し、3Rの徹底を図ります。</li> <li>●ごみ減量化と再資源化を推進するため、可燃・不燃・粗大ごみと資源物等の分別収集を周知徹底します。また、地域と連携して自治会や子ども会の資源回収事業を推進します。</li> <li>●小型家電やリチウムイオン電池の回収を周知徹底し、レアメタル等の再資源化を推進します。</li> <li>●食品ロス・食品廃棄物の削減の推進のため、市民・飲食店等に対し3切り運動などの普及啓発に取り組みます。</li> <li>●再生可能エネルギーの普及に向けた廃食用油のバイオマス燃料化や、生ごみ処理容器による家庭の生ごみの堆肥化など、バイオマスの利活用を推進します。</li> <li>●資源リサイクルを進めるため、自治会や子ども会などを通じて地域住民と連携し、資源回収事業を推進します。</li> <li>●持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指し、バイオマス資源の利活用を推進します。また、太陽光発電、新エネルギーの市域における活用可能性についても検討していきます。</li> <li>●エコショップの普及などを通して、グリーン購入や店舗におけるごみ減量化・再資源化を推進します。</li> <li>●プラスチック使用製品について、再資源化の実施に向けた調査検討を行い</li> </ul>

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	ます。								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生家具販売や市政ふれあい講座等を通したごみ減量化・再資源化の周知啓発</li> <li>●自治会・子ども会資源回収事業補助、牛乳パック回収事業補助、生ごみ処理容器購入費補助、廃食用油回収拠点助成、小型家電回収、リチウムイオン電池回収、エコショップの普及、マイバッグ持参運動の推進、(連携事業) 家具・家電のリユース・リサイクル事業推進</li> <li>●バイオマス資源、太陽光発電の利活用の推進</li> </ul>								
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量化・再資源化の推進</li> <li>●再生資源・バイオマスの利活用の推進</li> <li>●グリーン購入の推進、調達の実施</li> <li>●レジ袋削減・マイバック持参運動の推進、マイボトル持参・利用の推進</li> <li>●バイオマス資源、太陽光発電導入による利活用事業者の拡充</li> </ul>								
役割	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資源回収事業ほかへの協力</li> <li>●バイオマスの利活用への協力</li> <li>●市リユース・リサイクル事業の活用</li> <li>●エコショップの利用</li> <li>●再生品・リユース品の購入</li> <li>●グリーン購入の選択</li> <li>●マイバック・マイボトル等の持参</li> </ul> <p>事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量化・再資源化の実施</li> <li>●再生資源・バイオマスの利活用</li> <li>●グリーン購入の選択</li> <li>●エコショップへの登録・グリーン購入の提供</li> <li>●レジ袋有料化の実施、マイバッグ・マイボトル持参の呼びかけ</li> <li>●使い捨て容器等の提供中止</li> </ul>								
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>ごみ処理対策やリサイクルの推進に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>           ①1人1日当たりのごみ排出量            ②ごみの資源化率         </td></tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td><td>           ①999 g            ②16.7%         </td></tr> <tr> <td>目標値 (R11)</td><td>           ①979 g            ②18.0%         </td></tr> </table>	主観指標	ごみ処理対策やリサイクルの推進に関する市民満足度	施策評価指標	①1人1日当たりのごみ排出量 ②ごみの資源化率	現状値 (R7)	①999 g ②16.7%	目標値 (R11)	①979 g ②18.0%
主観指標	ごみ処理対策やリサイクルの推進に関する市民満足度								
施策評価指標	①1人1日当たりのごみ排出量 ②ごみの資源化率								
現状値 (R7)	①999 g ②16.7%								
目標値 (R11)	①979 g ②18.0%								
関連する市の計画等	ごみ処理基本計画								

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-10-② ごみ処理体制の充実						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可燃ごみは、環境負荷の軽減などを目的として、東海村と共同で整備・運営するひたちなか・東海クリーンセンターで焼却しています。将来的には、環境負荷をさらに軽減するため、より大規模な広域化が求められています。</li> <li>●焼却灰は溶融して再資源化し、飛灰は市村で按分して小鍋沢最終処分場に埋め立てています。同処分場の残余容量は少なくなってきており、その後の最終処分方策について検討しています。</li> <li>●不燃ごみ及び資源物は資源リサイクルセンターに搬入した後、その処理を民間事業者へ委託しています。不燃ごみは破碎・選別して、有価物を極力再資源化しています。長期的には、リサイクル法制や技術革新などの動向を踏まえた上で、処理のあり方を検討する必要があります。</li> <li>●し尿及び浄化槽汚泥の処理については、将来、下水浄化センターとの共同化が計画されています。現在処理を行う勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターは老朽化が進んでおり、共同化までの間、計画的な修繕により長寿命化を図る必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可燃ごみは、ひたちなか・東海クリーンセンターにおいて効率的に処理を行います。また、将来的な大規模広域化を想定した現施設の長期的な運営方針について検討していきます。</li> <li>●不燃ごみ及び資源物については、現在の処理施設及び処理体制を良好に維持します。長期的には、廃棄物処理に関わる動向を踏まえ、広域処理を含めた中で処理のあり方を検討していきます。</li> <li>●小鍋沢最終処分場については、現施設の延命化を図るとともに、次の最終処分方策について検討を行っています。</li> <li>●勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターについては、人口減少社会を見据えた持続可能な汚泥処理を行うため、下水浄化センターとの共同化を進めます。それまでの間、計画的な修繕により長寿命化を図り、安定的なし尿・浄化槽汚泥処理を行います。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか・東海クリーンセンターの維持・運営、長期的運営方針の検討</li> <li>●資源リサイクルセンター及び小鍋沢最終処分場の維持・運営</li> <li>●最終処分方策の検討</li> <li>●勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持・運営</li> </ul>						
役割	<table border="1"> <tr> <td>市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等	
市							
市民							
事業者等							
目標	<table border="1"> <tr> <td>主観指標</td><td>ごみ処理対策やリサイクルの推進に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>最終処分場への埋立量</td></tr> <tr> <td>現状値</td><td>3,553 t</td></tr> </table>	主観指標	ごみ処理対策やリサイクルの推進に関する市民満足度	施策評価指標	最終処分場への埋立量	現状値	3,553 t
主観指標	ごみ処理対策やリサイクルの推進に関する市民満足度						
施策評価指標	最終処分場への埋立量						
現状値	3,553 t						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	(R7)	
	目標値 (R11)	3,453 t
関連する市 の計画等	ごみ処理基本計画 (茨城県ごみ処理広域化計画)	

## V-11 住宅

### 〈基本方針〉

市営住宅については、長寿命化のための改修工事を計画的に進めるとともに、耐用年数や構造上の理由から耐震補強が困難な場合には住宅の用途廃止を進めています。また、生活様式の変化に伴うニーズの多様化に対応して、民間賃貸住宅を活用した家賃補助により住居の支援をします。

高齢化、核家族化の進行に伴い空き家の増加が見込まれる中、空き家の発生の抑制に取り組むとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び市条例に基づき、所有者等への適正管理の指導や相談、安全対策、利活用の促進等に取り組みます。

### 〈取組〉

V-11-① 住宅

V-11-② 空き家等対策

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-11-① 住宅	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅は、既存住宅の長寿命化を図り、計画的な改修を実施しています。</li> <li>●維持管理が困難な市営住宅については、用途を廃止し、解体を進めています。</li> <li>●市営住宅は昭和30～40年代に建設されたものも多く、老朽化対策を進めるほか、高齢者世帯や若年層が安心して暮らせる住宅を整備する必要があります。</li> </ul>	
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅の長寿命化を図るため、計画的な改修工事を進めるとともに、耐用年数を経過し、かつ耐震補強が困難な市営住宅については、計画的に用途廃止を行い、解体工事を進めていきます。</li> <li>●市内居住希望者に対しては市営住宅の入居とあわせて、民間賃貸住宅の空室を活用した家賃補助制度により住居支援をしていきます。</li> </ul>	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅の計画的な改修</li> <li>●市営住宅の用途廃止及び解体工事</li> <li>●民間賃貸住宅の家賃補助</li> </ul>	
役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度
	施策評価指標	家賃補助制度の世帯数
	現状値(R7)	102件
	目標値(R11)	142件
関連する市の計画等	ひたちなか市市営住宅長寿命化計画	

取組	V-11-② 空き家等対策	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き家は今後も増え続けることが想定されており、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の発生を未然に防ぐことが重要なことから、無料相談会の実施や市政ふれあい講座を通して、家族との話し合いの必要性などについて啓発に努めています。現状、参加者が少ない状況にあることから、関係機関と協力し参加者を増やす取り組みが必要となります</li> <li>●空き家バンクについて、登録数に対し成約件数も順調に伸びている状況であります。今後は、活用する見込みが無い物件の所有を続ける所有者等への啓発を推進することで、さらなる空き家の活用を促進する必要があります。</li> </ul>	

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

		●適正な管理がされていない空き家の所有者等に対する助言や指導により、是正や解決など一定の成果が得られていますが、経済的理由や管理・活用意識の希薄さから、解決に時間を要する案件が蓄積されています。これらの所有者等に対しては、必要な情報の提供や維持管理意識の涵養を図していく必要があります。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか市第2次空家等対策計画に基づき、空き家の「発生の抑制」、「有効活用の促進」、「適正な管理がされていない状態の解消」の3つの考え方を基本とした、総合的な空き家等対策を推進します。</li> <li>●自治会等の地域や関係機関等との連携により、空き家等対策を推進します。</li> </ul>
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き家の発生を抑制するための相談会や講座の開催</li> <li>●空き家の適正管理等に関する啓発や相談</li> <li>●空き家バンク制度による空き家の有効活用を通じた、空き家の発生抑制及び移住・定住の促進</li> <li>●空き家を活用した地域における交流拠点等の整備の支援</li> <li>●適正な管理がされていない空き家の所有者等に対する行政措置</li> </ul>
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の安全・安心の確保</li> <li>●地域の活性化</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市への空き家情報の提供など</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の空き家対策への協力</li> </ul>
目標	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度
	施策評価指標	空き家有効活用数
	現状値(R7)	34件（最新値：年度末に確定）
	目標値(R11)	58件
関連する市の計画等		ひたちなか市第2次空家等対策計画（令和4年度～令和8年度）

## V-12 公共交通

### 〈基本方針〉

JR, ひたちなか海浜鉄道湊線, 路線バス, スマイルあおぞらバス等の連携に基づく持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

スマイルあおぞらバスについては、通院や買い物など日常生活の移動を支える生活交通として利便性向上を図ります。

ひたちなか海浜鉄道湊線については、安全な鉄道輸送の維持確保に努めるとともに、おらが湊鐵道応援団や地域と連携しながら、更なる利用促進を図ります。また、湊線の延伸事業については、沿線地域の利便性向上や回遊型観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大などの観点から、ひたちなか地区のまちづくりと一体的に取り組みます。

### 〈取組〉

- V-12-① コミュニティ交通の充実
- V-12-② ひたちなか海浜鉄道への支援
- V-12-③ 総合的な公共交通体系の構築

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

取組	V-12-① コミュニティ交通の充実						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の日常生活の足として運行するスマイルあおぞらバスについては、市内の各地域と公共施設や病院、商業施設等を循環しており、利便性の向上に向けてルートやダイヤなど、随時見直しを行っています。</li> <li>●住民ニーズや道路・施設の新設等の状況に的確に対応しながら、スマイルあおぞらバスのルートやダイヤを設定する必要があります。</li> <li>●スマイルあおぞらバスのルートや時刻がわかりづらいとの意見があり、わかりやすい情報提供が求められています。</li> <li>●中型バスに加えて、一部地域では狭隘な道路にも対応できるよう、ワゴン車により運行しています。</li> <li>●高齢者の増加に伴い、コミュニティ交通の利用ニーズが高まっています。今後は多くの高齢者が利用しやすい公共交通環境を整備するとともに、公共交通の利用が困難になった高齢者等の日常生活の移動支援に対応していく必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の移動ニーズや利用実態に応じたスマイルあおぞらバスのルートやダイヤ、停留所の配置の改善、時間帯に応じた運行の柔軟化を検討します。</li> <li>●スマイルあおぞらバスの利便性を高めるための方策を検討し、利用促進を図ります。</li> <li>●ルートやダイヤ、運行状況、利用方法等に関する情報提供について、多様な発信手段を活用しながら、分かりやすく、きめ細やかな周知・PRに取り組みます。</li> <li>●公共交通の利用が困難になった高齢者等の日常的な移動を支援するため、福祉分野と連携し、実態の把握や移動支援サービス等を検討します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマイルあおぞらバスの運行</li> <li>●スマイルあおぞらバスのルート・ダイヤ・停留所配置等の改善による利便性向上</li> <li>●出前講座等の情報発信の強化</li> <li>●福祉分野との連携による実態把握と関係者との情報共有</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運行ルート、ダイヤ等の設定・見直し</li> <li>●運行業務の監督</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スマイルあおぞらバスの利用</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運行業務</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運行ルート、ダイヤ等の設定・見直し</li> <li>●運行業務の監督</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマイルあおぞらバスの利用</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運行業務</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運行ルート、ダイヤ等の設定・見直し</li> <li>●運行業務の監督</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマイルあおぞらバスの利用</li> </ul>						
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運行業務</li> </ul>						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>公共交通機関（バスや鉄道等）に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>スマイルあおぞらバス年間利用者数</td> </tr> <tr> <td>現状値 (R7)</td> <td>206,703人</td> </tr> </table>	主観指標	公共交通機関（バスや鉄道等）に関する市民満足度	施策評価指標	スマイルあおぞらバス年間利用者数	現状値 (R7)	206,703人
主観指標	公共交通機関（バスや鉄道等）に関する市民満足度						
施策評価指標	スマイルあおぞらバス年間利用者数						
現状値 (R7)	206,703人						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

目標値 (R11)	215,000人
関連する市 の計画等	

取組		V-12-② ひたちなか海浜鉄道への支援
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>●おらが湊鐵道応援団をはじめとした多くの市民や地域団体などにより力強く支えられ、鉄道の利用者数は増加しています。</li> <li>●ひたちなか海浜鉄道発足以来、年間通学定期券や各種企画切符の発売、運行ダイヤの見直しなどの利便性向上に取り組んできたことにより、令和6年度には開業以来最多となる1,182,442人の利用者数を記録したものの、経営状況は黒字化には至っていないため、利用者増加に向けた取組を図っていく必要があります。</li> <li>●国や県と連携し、湊線の安全運行の確保と更なる利便性の向上に向け、設備投資や会社経営の支援を行っています。</li> <li>●地域住民の利便性向上に加え、市内観光の活性化や、交流人口の拡大などの観点から、湊線延伸に向けた取組を進めており、延伸事業を含む利便性の向上に関する取組などを盛り込んだ「湊線鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年12月に国の認定を取得しました。今後は、早期開業に向けて、市民の理解を得ながら、着実に取組を進める必要があります。</li> </ul>
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか海浜鉄道湊線については、市民の日常生活を支える基幹交通であるとともに、本市の経済や観光の活性化につながる地域資源でもあることから、国・県と連携しながら安全な運行を確保するための計画的な設備投資を支援するとともに、経営の安定化を促進します。</li> <li>●湊線鉄道事業再構築事業に基づき、沿線地域の利便性の向上、回遊型観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大などの観点から、湊線のひたちなか地区方面への延伸を推進します。</li> <li>●おらが湊鐵道応援団などと連携しながら、湊線の更なる利用促進に取り組みます。</li> </ul>
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>●湊線鉄道事業再構築事業（設備更新及び維持修繕・延伸事業等）の推進</li> <li>●湊鉄道対策協議会事業の推進</li> <li>●おらが湊鐵道応援団の活動支援</li> </ul>
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか海浜鉄道の支援</li> <li>●利用促進事業の実施</li> <li>●湊線を活用したまちづくり</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おらが湊鐵道応援団などの市民団体等による湊線利用促進事業の実施</li> </ul>
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか海浜鉄道による湊線の運行、運営</li> </ul>
目	主観指	公共交通機関（バスや鉄道等）に関する市民満足度

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

標	
施策評価指標	ひたちなか海浜鉄道湊線年間利用者数
現状値 (R7)	1, 182, 442 人
目標値 (R11)	1, 191, 900 人
関連する 市の計画 等	ひたちなか市地域公共交通網形成計画 (令和7年度末に「ひたちなか地域公共交通計画」に改訂予定) 湊線鉄道事業再構築実施計画

取組	V-12-③ 総合的な公共交通体系の構築						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●常磐線や湊線の鉄道路線が基幹的な公共交通として勝田駅、佐和駅、那珂湊駅の3つの市街地を縦横に走り、駅や団地などの主要地を路線バスが結んでいます。また、スマイルあおぞらバスが、駅や公共施設、病院、店舗、住宅地などをつなぎ、市内全域を細かく循環しています。</li> <li>●市公共交通活性化協議会の協議により、市内全体の公共交通施策の検討と推進に取り組んでいます。</li> <li>●少子高齢化や高齢化の進行、働き方や生活様式の変化、運転手不足の深刻化など、公共交通網を維持する環境は厳しさを増しています。</li> </ul>						
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりとの一体性を図りながら、JR、ひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス、スマイルあおぞらバスなどの公共交通機関が相互に連携し、持続可能な公共交通網を構築します。</li> <li>●公共交通結節点の環境を整備するとともに、公共交通相互の乗継利用等を推進し、自家用車から公共交通への利用転換を促す取組を進めます。</li> <li>●沿線自治体や交通事業者等と連携し、JR各線やひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス等の利用を促進します。</li> </ul>						
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内公共交通網の連携強化（ダイヤの接続性強化、乗り継ぎ促進の検討等）</li> <li>●多様な主体と連携した公共交通の利用促進</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td>●公共交通結節点の環境整備</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>●公共交通の利用</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>●公共交通ネットワーク化のためのルート・ダイヤ等の検討</td> </tr> </table>	市	●公共交通結節点の環境整備	市民	●公共交通の利用	事業者等	●公共交通ネットワーク化のためのルート・ダイヤ等の検討
市	●公共交通結節点の環境整備						
市民	●公共交通の利用						
事業者等	●公共交通ネットワーク化のためのルート・ダイヤ等の検討						
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>公共交通機関（バスや鉄道等）に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価 指標</td> <td>市内公共交通の利用者総計</td> </tr> <tr> <td>現状値</td> <td>8, 319, 453 人</td> </tr> </table>	主観指標	公共交通機関（バスや鉄道等）に関する市民満足度	施策評価 指標	市内公共交通の利用者総計	現状値	8, 319, 453 人
主観指標	公共交通機関（バスや鉄道等）に関する市民満足度						
施策評価 指標	市内公共交通の利用者総計						
現状値	8, 319, 453 人						

## 大綱V 快適な暮らしを支える都市基盤

	(R7)	
	目標値 (R11)	8,392,000 人
関連する市 の計画等	ひたちなか市地域公共交通網形成計画 (令和7年度末に「ひたちなか市地域公共交通計画」に改訂予定)	

## **VI-1 市民との協働**

### **〈基本方針〉**

まちづくり市民会議等から提起された課題について、市民、行政、事業者等が適切な役割分担を図りながら、解決に向けた話し合いや活動に取り組みます。また、自治会、コミュニティ組織、ボランティアやNPOなど市民の自主的な活動を引き続き支援するとともに、つながりを構築する場の創出に努め、市民活動の活性化を図ります。

### **〈取組〉**

VI-1-① 地域・NPOなどとの協働

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-1-① 地域・NPOなどとの協働
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参画によりつくりあげた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に基づき、全てのコミュニティ組織において「まちづくり市民会議」が立ち上がり、地域の方々の参加の下、自らの住む地域の課題について話し合い、自分たちの地域でできることは自分たちで取り組むものとし、地域と行政が適切な役割を分担しながら、課題解決に向けた取組が行われています。</li> <li>●市は、「コミュニティ組織連絡協議会」とまちづくりに関する情報等を共有しながら、地域の自主性を尊重し、それぞれの実情に合わせた支援を適切かつ迅速に取り組み、更なる活性化に取り組んでいく必要があります。</li> <li>●市民の交流・活動を支援するための拠点施設である「市民交流センターひたちなか・ま」は、コミュニティギャラリー、多目的室、パソコン・印刷機等の貸出しや掲示板による情報提供などを実施しており、運営をNPO法人に委託しています。</li> <li>●市民交流センターの利用促進を図るため、市民の交流機会の拡充に取り組むとともに、幅広い世代に利用される取り組みを行う必要があります。</li> <li>●「げんき-NET ひたちなか」では、市民活動に関する情報を幅広く提供するとともに、市民のニーズに応じて人材・団体のコーディネートを行っています。今後も市民活動推進のため幅広く多様な情報提供が求められています。</li> <li>●協働のまちづくりの進展には、市民活動団体の連携・協力は重要であることから、各分野で活動している団体の交流や多様なつながりが生まれる環境を整える必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり市民会議については、「まちづくりの主役は市民である」との理念に基づき、地域との適切な役割分担の下、引き続き、コミュニティ組織連絡協議会と連携しながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。</li> <li>●まちづくり市民会議において、地域の課題解決のため、地域住民の声を提案や要望としてまとめるなどの取組を支援します。</li> <li>●まちづくり市民会議の活性化を図ることで、地域の自立性を高めるとともに、地域の課題を適切かつ迅速に解決することを目指します。</li> <li>●市民交流センターの利用促進を図るため、コミュニティギャラリーの利用について広く周知するとともに、勝田駅東口の公共広場を活用した市民交流センターまつりやキャンドルナイトなど関係団体との協働によるイベントを充実し、市民の交流機会の増加に努めます。</li> <li>●市民活動の活性化のため、市民活動サポートバンク「げんき-NET ひたちなか」を通して、市民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、市民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、市民の相互交流を図ります。</li> <li>●市民活動団体の交流や多様なつながりを築く交流の場を創出します。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり市民会議運営支援事業</li> <li>●市民交流センターの運営支援及び利用促進</li> <li>●市民活動サポートバンク「げんき-NET ひたちなか」の管理運営</li> </ul>

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

		●「まちづくり café」などを通じて、市民活動団体の交流や多様なつながりを築く交流の場の創出
役割	市	●まちづくり市民会議の運営支援 ●交流の場の提供 ●ボランティア活動参加のきっかけづくり
	市民	●まちづくり市民会議への参画 ●市民活動への参加 ●ボランティア活動への参加
	事業者等	●市民活動への協力
目標		自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度
施策評価指標		まちづくり市民会議の開催回数
目標	現状値 (R7)	30回
	目標値 (R11)	30回
関連する市の計画等		

## **VI-2 市民活動支援**

### **〈基本方針〉**

市民の自主的で多様な活動をさらに活性化するため、自治会やコミュニティ組織などが取り組む活動を支援します。また、自治会活動の趣旨、重要性を周知・啓発し、自治会への加入を促進します。

### **〈取組〉**

- VI-2-① 自治会活動の支援
- VI-2-② コミュニティ活動の支援

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-2-① 自治会活動の支援										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会では、防災・防犯、子どもや高齢者の見守り等、自主的な取組が地域の実情に応じて行われています。少子高齢化や社会環境の変化を背景として、自治会への未加入や途中退会の増加により、自治会役員や活動の担い手不足が課題となっています。</li> <li>●集会施設の老朽化等により、修繕や建替えなどの需要増加が見込まれます。</li> <li>●一部地域において、自治会未結成地区があります。</li> <li>●自治会活動の効率化や新しい生活様式に対応する観点から、ICTの活用が求められています。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会連合会や各自治会の活動を引き続き支援するとともに、加入促進動画やリーフレットを活用しながら、自治会の役割や地域活動の重要性・必要性の理解促進と自治会の加入促進に努めます。また、自治会役員や担い手の確保のため、自治会の負担軽減に取り組むほか、事業者や団体との連携など、今後の自治会運営について検討していきます。</li> <li>●自治会未結成地区については、近隣自治会やコミュニティ組織を通じて自治会の必要性・重要性を周知し、自治会結成の気運の醸成を図ります。</li> <li>●集会所の老朽化等に対応するため、修繕などに伴う経費の一部を補助するとともに、集会所のない自治会については、空き家等の活用なども含め、地域の集会施設、活動拠点の確保を支援します。</li> <li>●自治会活動におけるICT活用を推進するため、ICTに関する講座の開催などにより支援します。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会連合会の運営支援</li> <li>●自治会活動の広報・啓発</li> <li>●自治会未結成地区の組織化支援</li> <li>●自治会活動の担い手育成</li> <li>●集会所の維持管理・確保の支援</li> <li>●自治会活動ICT化推進の支援</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動への支援、連絡調整等</li> <li>●自治会活動の周知啓発</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会及び自治会連合会として自治会組織の運営や自治会相互の連携</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動への協力、参加</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動への支援、連絡調整等</li> <li>●自治会活動の周知啓発</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会及び自治会連合会として自治会組織の運営や自治会相互の連携</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動への協力、参加</li> </ul>				
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動への支援、連絡調整等</li> <li>●自治会活動の周知啓発</li> </ul>										
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会及び自治会連合会として自治会組織の運営や自治会相互の連携</li> </ul>										
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会活動への協力、参加</li> </ul>										
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>自治会加入世帯数</td> </tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>33,217世帯 (R7.4.1現在)</td> </tr> <tr> <td>目標値(R11)</td> <td>33,220世帯</td> </tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td> <td></td> </tr> </table>	主観指標	自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度	施策評価指標	自治会加入世帯数	現状値(R7)	33,217世帯 (R7.4.1現在)	目標値(R11)	33,220世帯	関連する市の計画等	
主観指標	自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度										
施策評価指標	自治会加入世帯数										
現状値(R7)	33,217世帯 (R7.4.1現在)										
目標値(R11)	33,220世帯										
関連する市の計画等											

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-2-② コミュニティ活動の支援								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校区ごとに コミュニティ組織があり、運動会やお祭り、環境美化運動など、地域の特性に応じた様々な活動のほか、コミュニティセンターの管理・運営を行っています。</li> <li>●各コミュニティやコミュニティ組織連絡協議会市民憲章実践部会が取り組む事業について、市民主体のまちづくりが継続的に実施できるよう支援していく必要があります。</li> <li>●各コミュニティセンターでは、給排水設備、電源設備等を中心に経年劣化しており、計画的な修繕や改修工事等を進める必要があります。また、老朽化が進む施設については、施設のあり方を検討する必要があります。</li> <li>●各コミュニティセンターの窓口業務等において、デジタル技術を活用した利便性の向上及び効率化が求められています。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ組織が行う地域の特性に応じた活動を支援するとともに、コミュニティ組織連絡協議会による各組織の横断的な連携強化と、市民憲章実践部会が取り組む事業について、地域による自主的・継続的な取組となるよう支援します。</li> <li>●地域活動の拠点であるコミュニティセンターの運営を支援するとともに、引き続き各施設の状況に応じた修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進む施設については、地域活動拠点のあり方を含め、複合化・多機能化などについても検討します。</li> <li>●デジタル技術を活用しながら、コミュニティセンターの利便性の向上に向けた環境整備について検討します。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ組織及び同連絡協議会への運営支援</li> <li>●地域のコミュニティセンター運営への支援</li> <li>●コミュニティセンター施設・設備の計画的な修繕</li> <li>●デジタル技術を活用したコミュニティセンターの利便性の向上について、コミュニティ組織連絡協議会と協議・検討</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティの運営や主催事業等への支援、連絡調整</li> <li>●コミュニティセンター運営への支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ組織の運営</li> <li>●コミュニティセンターの運営</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ活動への協力、参加</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティの運営や主催事業等への支援、連絡調整</li> <li>●コミュニティセンター運営への支援</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ組織の運営</li> <li>●コミュニティセンターの運営</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ活動への協力、参加</li> </ul>		
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティの運営や主催事業等への支援、連絡調整</li> <li>●コミュニティセンター運営への支援</li> </ul>								
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ組織の運営</li> <li>●コミュニティセンターの運営</li> </ul>								
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ活動への協力、参加</li> </ul>								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>地域活動参加者の割合</td> </tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>42.2%</td> </tr> <tr> <td>目標値(R11)</td> <td>45.2%</td> </tr> </table>	主観指標	自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度	施策評価指標	地域活動参加者の割合	現状値(R7)	42.2%	目標値(R11)	45.2%
主観指標	自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度								
施策評価指標	地域活動参加者の割合								
現状値(R7)	42.2%								
目標値(R11)	45.2%								
関連する市の計画等									

## **VI-3 つながりと交流の促進**

### **〈基本方針〉**

市民一人ひとりが地域社会の一員として互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進します。地域のつながりを深めるため、小地域ネットワークの形成やサロン活動を支援し、日常生活の中で交流や助け合いの機会を広げるとともに活動を担う人材の育成を通じて、地域の課題解決や見守り・支え合いの体制づくりを強化します。

さらに、地域の特性や文化を活かした各種イベントの開催支援や、全国規模のスポーツ大会、姉妹都市等の交流事業を通じて市内外の交流を促進し、市民と参加者・関係者との関係性構築や交流人口の拡大、シビックプライドの醸成を図ります。

### **〈取組〉**

- VI-3-① 紣の構築
- VI-3-② 交流の促進

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-3-① 絆の構築								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サロン活動をはじめとした多くの地域福祉活動が行われるよう、活動の担い手を育成する必要があります。</li> <li>●70歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、近隣住民による見守りや声かけなどを行う小地域ネットワーク事業については、見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれます。一方で、自治会員等からなる協力員不足が加速しており、地域の実情に応じながら無理のない範囲での声かけや見守りを行っている状況です。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会と連携し、サロン活動支援事業を実施するほか、サロン活動をはじめとした地域福祉活動の担い手を育成します。</li> <li>●小地域ネットワーク事業については、事業の周知や協力員の確保に努めるとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して取組を進めます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉担い手育成事業の実施</li> <li>●小地域ネットワーク事業の推進</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>●小地域ネットワーク事業における高齢者の見守り活動への協力</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民	●小地域ネットワーク事業における高齢者の見守り活動への協力	事業者等			
市									
市民	●小地域ネットワーク事業における高齢者の見守り活動への協力								
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>小地域ネットワーク組織数</td> </tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>650組織</td> </tr> <tr> <td>目標値(R11)</td> <td>650組織</td> </tr> </table>	主観指標	自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度	施策評価指標	小地域ネットワーク組織数	現状値(R7)	650組織	目標値(R11)	650組織
主観指標	自治会等の地域コミュニティの推進に関する市民満足度								
施策評価指標	小地域ネットワーク組織数								
現状値(R7)	650組織								
目標値(R11)	650組織								
関連する市の計画等	しあわせプラン21（第9期）								

取組	VI-3-② 交流の促進
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市では、音楽フェス等の大規模イベントのほか、ひたちなか祭りやみなど八朔祭りなど、様々なイベントが開催され多くの観光客が訪れています。しかしながら、局所的な集客のため街中への経済波及効果を実感し難い状況です。</li> <li>●音楽フェス等の大規模イベントについては、市域が一体となった受入態勢を整え、地域経済への波及を誘発する必要があります。</li> <li>●イベントの開催により、参加する市民や事業者のシビックプライドを高めていく必要があります。</li> <li>●新たなイベントの開催を支援し、地域の観光プレイヤーの発掘や、人材育成を進める必要があります。</li> <li>●姉妹都市である石巻市及び那須塩原市と市民交流事業を実施しており、産業交流フェアなどによる定期的な相互交流につながっています。今後も持続可能な姉妹都市交流事業を展開していきます。また、市民団体の自主的な交流をきっかけに友好関係が構築された石垣市についても、様々な機会を捉え交流を継続していきます。</li> </ul>

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模イベントについては、県外から多くの来訪者が見込まれるところから、観光協会や商工会議所と連携し、宿泊や飲食等の受入態勢を整えます。</li> <li>●ひたちなか祭りやみなと八朔祭りについては、地域の連携強化やシビックプライドの醸成が期待できることから、継続開催に向け支援します。</li> <li>●イバフォルニアマーケットやコーヒーフェスティバル等の新たなイベントの開催を支援し、地域の観光プレイヤーの活躍と育成を図ります。</li> <li>●スポーツの力で市民と参加者が一体となり、地域の活性化を図るため、熱意あふれる市民ボランティアの協力のもと、伝統ある勝田全国マラソンを開催します。また、大洗町と共に、美しい景観のシーサイドコースを舞台とした三浜駅伝競走大会を実施します。</li> <li>●市内を拠点とする実業団スポーツチームと連携し、選手と市民との交流イベントを積極的に開催し、アスリートとの触れ合いを通じて、スポーツの素晴らしさを伝え、スポーツが盛んなまちづくりを推進します。</li> <li>●全国レベルの大会やプロ野球公式戦をはじめとしたプロスポーツチームの誘致を図り、多様なスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。</li> <li>●石巻市及び那須塩原市と良好な姉妹都市の関係を継続するよう、様々なテーマのもと交流事業を通じて、両市との相互理解が深まるように努めます。また、友好都市である石垣市との交流についても様々な機会を捉え継続をしていきます。</li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ロック・イン・ジャパン・フェスティバルおよび関連事業の開催支援</li> <li>●ラッキーフェスの開催支援</li> <li>●ひたちなか祭りの開催支援</li> <li>●みなと八朔祭りの開催支援</li> <li>●ティーンズロックの開催支援</li> <li>●産業交流フェア開催</li> <li>●地域の特性を活かしたイベント開催支援</li> <li>●イベント等を通じたシビックプライドの醸成</li> <li>●勝田全国マラソン大会開催</li> <li>●三浜駅伝競走大会開催</li> <li>●市民と市内実業団選手との交流支援</li> <li>●姉妹都市、友好都市との交流</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td><td>●イベントの開催支援</td></tr> <tr> <td>市民</td><td>●イベント運営への参加</td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td>●イベントの開催</td></tr> </table>	市	●イベントの開催支援	市民	●イベント運営への参加	事業者等	●イベントの開催		
市	●イベントの開催支援								
市民	●イベント運営への参加								
事業者等	●イベントの開催								
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td><td>市の魅力発信による交流の促進に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>来訪者の満足度</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>81.2%</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>81.6%</td></tr> </table>	主観指標	市の魅力発信による交流の促進に関する市民満足度	施策評価指標	来訪者の満足度	現状値(R7)	81.2%	目標値(R11)	81.6%
主観指標	市の魅力発信による交流の促進に関する市民満足度								
施策評価指標	来訪者の満足度								
現状値(R7)	81.2%								
目標値(R11)	81.6%								
関連する市の計画等									

## **VI-4 多文化共生**

### **〈基本方針〉**

本市における外国人住民登録者数は年々増加しており、国籍・言語・慣習が異なる中で、互いの文化を尊重し、共に生きる多文化共生の促進が求められています。

そのため、外国人住民への相談・支援体制の充実に取り組むとともに、多文化共生の意識の醸成を図ります。

さらに、国際交流ボランティアの育成を図るとともに、外国人が地域社会の一員となり、まちづくりの担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

### **〈取組〉**

VI-4-① 多文化共生の促進

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-4-① 多文化共生の促進						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人は言葉や文化、習慣の違いから、地域社会で孤立することが懸念されています。</li> <li>●文化の違いについて相互に理解し合い、共生するまちづくりを推進していく必要があります。</li> <li>●年々増加する外国人住民が、生活等に必要な日本語能力を身につけられるよう、国際交流協会や関係機関等と連携しながら、日本語教育環境を整え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。</li> <li>●外国人住民が増加する一方で、国際交流協会の運営やイベント等に関わる人材不足や固定化の傾向があるため、ボランティアを含む新たな人材の確保や活用を図る必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人住民が日常生活を円滑に送ることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。</li> <li>●外国人住民の生活利便性の向上を図るため、必要とする生活情報を随時提供できるよう努めます。</li> <li>●国籍や文化など様々なルーツを持つ住民が、お互いの文化や習慣の違いを認め合う多文化共生についての意識啓発を行います。</li> <li>●外国人住民が地域社会の構成員として自立し、まちづくりの担い手となるよう、地域社会への参加を促進します。</li> <li>●文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するため、国際交流協会と連携して国際交流イベントや外国人サポート事業を実施し、市民の国際理解や自主的な交流活動を促進します。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人の生活相談窓口の設置</li> <li>●外国人への生活情報等の提供</li> <li>●外国人の日本での生活力向上支援</li> <li>●多文化共生に向けた講座の実施による意識醸成</li> <li>●国際交流イベント等の実施による異文化理解の推進及び国際交流ボランティアの育成</li> <li>●外国人の地域イベントへの参加支援</li> <li>●外国人による地域の担い手の養成</li> <li>●国際交流協会の運営支援</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%;">市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多文化共生の推進</li> <li>●外国人住民の相談・支援</li> <li>●外国人住民の生活利便性の向上</li> <li>●国際交流の推進</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種イベント、講座等への参加</li> <li>●国際交流ボランティアとしての活動（日本語指導、ホームステイ等）</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際交流協会による市委託事業の実施（各種イベント、日本語ボランティア養成講座、日本語教室等）</li> <li>●国際交流事業への協力</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多文化共生の推進</li> <li>●外国人住民の相談・支援</li> <li>●外国人住民の生活利便性の向上</li> <li>●国際交流の推進</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種イベント、講座等への参加</li> <li>●国際交流ボランティアとしての活動（日本語指導、ホームステイ等）</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際交流協会による市委託事業の実施（各種イベント、日本語ボランティア養成講座、日本語教室等）</li> <li>●国際交流事業への協力</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多文化共生の推進</li> <li>●外国人住民の相談・支援</li> <li>●外国人住民の生活利便性の向上</li> <li>●国際交流の推進</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種イベント、講座等への参加</li> <li>●国際交流ボランティアとしての活動（日本語指導、ホームステイ等）</li> </ul>						
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際交流協会による市委託事業の実施（各種イベント、日本語ボランティア養成講座、日本語教室等）</li> <li>●国際交流事業への協力</li> </ul>						

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

目 標	主観指標	市の魅力発信による交流の促進に関する市民満足度
	施策評価 指標	国際交流事業の年間参加者数
	現状値 (R7)	3,997人
	目標値 (R11)	4,100人
関連する市 の計画等		

## **VI-5 男女共同参画**

### **〈基本方針〉**

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって働き方や生き方を柔軟に選択し、仕事も生活も充実できるよう、各種講座を開催するなど啓発活動を推進し、男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図ります。

### **〈取組〉**

VI-5-① 男女共同参画の推進

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-5-① 男女共同参画の推進										
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画社会の実現に向けて、啓発や市民団体の支援に取り組んでいます。</li> <li>●男女共同参画の課題がDVなど女性に対する暴力の根絶から女性の社会参画の促進まで幅広い範囲にわたる点について、社会の理解を得る必要があります。</li> <li>●男女がともに家庭生活や仕事において充実できるよう、育児・介護休業を取得しやすい労働環境など、多様で柔軟な働き方を推進する必要があります。</li> <li>●LGBTなど性的マイノリティの人たちに対する偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることのできる社会を構築する必要があります。</li> <li>●女性の相談窓口を設置し、DV被害者をはじめ、困難な問題を抱える女性の安全確保や被害の防止を図っています。また、相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して支援を行う必要があります。</li> </ul>										
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女が仕事や家庭生活、地域活動などの社会生活においてバランスのとれた暮らしを実現するため、市民、事業者、市が一体となり、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを進めます。</li> <li>●「ハーモニーひたちなか」等市民団体の活動を支援し、協働して啓発事業に取り組みます。</li> <li>●誰もが働きやすい環境を整えるため、市内の事業者に対して女性の活躍推進を積極的に取り組むよう周知啓発を行います。</li> <li>●各種イベントにおいて、性的マイノリティの人たちに関する正しい知識の普及と理解促進を図るため、情報提供を行います。</li> <li>●配偶者などから暴力を受けている被害者等の相談支援を実施するとともに、関係機関と連携し安全確保や自立に向けた支援に努めます。また、研修会等の参加により相談員の対応力の向上を図ります。</li> </ul>										
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する啓発の推進</li> <li>●男女共同参画社会形成のための団体の支援</li> <li>●女性の活躍推進に関する啓発</li> <li>●多様性を認めあう社会の理解促進</li> <li>●配偶者間等の暴力の防止及び被害者の保護・自立支援</li> </ul>										
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の啓発</li> <li>●女性に対する暴力防止、被害者保護等</li> <li>●市民団体の支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ハーモニーひたちなかフォーラムの開催などによる啓発活動</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内での男女共同参画の推進</li> </ul> </td></tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の啓発</li> <li>●女性に対する暴力防止、被害者保護等</li> <li>●市民団体の支援</li> </ul>	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハーモニーひたちなかフォーラムの開催などによる啓発活動</li> </ul>	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内での男女共同参画の推進</li> </ul>				
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の啓発</li> <li>●女性に対する暴力防止、被害者保護等</li> <li>●市民団体の支援</li> </ul>										
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハーモニーひたちなかフォーラムの開催などによる啓発活動</li> </ul>										
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内での男女共同参画の推進</li> </ul>										
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">主観指標</td> <td>男女共同参画の推進に関する市民満足度</td> </tr> <tr> <td>施策評価指標</td> <td>男女共同参画推進事業所年間表彰事業所数</td> </tr> <tr> <td>現状値(R7)</td> <td>2事業所</td> </tr> <tr> <td>目標値(R11)</td> <td>2事業所</td> </tr> <tr> <td>関連する市の計画等</td> <td>ひたちなか市第5次男女共同参画計画</td> </tr> </table>	主観指標	男女共同参画の推進に関する市民満足度	施策評価指標	男女共同参画推進事業所年間表彰事業所数	現状値(R7)	2事業所	目標値(R11)	2事業所	関連する市の計画等	ひたちなか市第5次男女共同参画計画
主観指標	男女共同参画の推進に関する市民満足度										
施策評価指標	男女共同参画推進事業所年間表彰事業所数										
現状値(R7)	2事業所										
目標値(R11)	2事業所										
関連する市の計画等	ひたちなか市第5次男女共同参画計画										

## **VI-6 行政情報発信・広聴**

### **〈基本方針〉**

市報、ホームページなどを通じ、市民にわかりやすい行政情報等の提供に努めるとともに、インターネットや動画、ソーシャルネットワーキングサービスなどの多様なメディアを活用し、まちの様々な魅力や特性を広く市内外に情報発信し、本市の魅力度向上に努めます。

また、個人情報の保護に配慮しながら、行政情報の公開・公表に努めます。

さらに、パブリック・コメントや市政懇談会をはじめとする意見交換の場を幅広く活用しながら、市民の声を市政への反映します。

### **〈取組〉**

VI-6-① 広報

VI-6-② 広聴

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組名	VI-6-① 広報		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「市報ひたちなか」については、毎月2回発行し、市民生活に深く関わる情報発信の一つの手段であることから、市民に分かりやすい紙面づくりに努めています。</li> <li>●市報の配布については、自治会の協力を得て戸別配布していますが、自治会加入者の減少や電子データでの閲覧の増加など、市報の閲覧状況は変化しています。環境の変化に応じた市報の閲覧方法を採用していく必要があります。</li> <li>●自発的にまちに関わる人を増やし、まちの価値向上を図るため、シビックプライドの醸成につながる情報発信が必要です。</li> <li>●XなどのSNSや、茨城放送ラジオ局で市提供番組「ひたちなか市からのお知らせ」を放送するなど様々なメディアを活用して市のPRに努めています。</li> <li>●市公式ホームページにおいては、即時性・アクセシビリティを重視した情報発信に努めています。今後は市の魅力を発信していくコンテンツの一層の充実が求められています。</li> <li>●ニーズの多様化や情報技術の発展に伴い、様々なメディアが普及しており、それらの活用方法を隨時検討し、本市への定住促進等を図るシティプロモーションをマーケティング活動の一環として取り組んでいく必要があります。</li> </ul>		
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市報については、地域情報の収集に努めるとともに、制度や政策について市民の理解を深める記事構成に努め、「伝わる」紙面づくりを行います。</li> <li>●市報やSNS等を活用して、シビックプライドの醸成につながる、双方向的なコミュニケーションを含めた、情報発信の方法を検討します。</li> <li>●近年の情報通信技術の発展に伴い、市民の市報閲覧方法にも変化がみられることから、データでの閲覧を含め、効率的で効果的な市報閲覧方法について継続的に研究します。</li> <li>●既存のデジタルメディアやラジオ放送を活用し、市内外へ本市のPRや情報提供を積極的に行うほか、情報発信技術の進化に合わせ、多様なメディアを活用していきます。</li> <li>●市の魅力を発信し、交流人口や関係人口の拡大、定住人口の維持につなげる、戦略的なシティプロモーションを市公式ホームページ等をはじめとした複数の情報チャネルにより行います。</li> </ul>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市報の発行</li> <li>●市公式ホームページの運営</li> <li>●SNS等での情報発信</li> <li>●Web等での双方向によるコミュニケーションを活用した情報発信の検討</li> <li>●プロモーションの実施</li> <li>●「くらしの便利帳」の発行</li> <li>●市政ふれあい講座の開催</li> <li>●「市勢要覧」の作成</li> </ul>		
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の魅力を伝える戦略的なアウタープロモーションの実施</li> <li>●シビックプライドの醸成につながるインナープロモーションの実施</li> </ul> </td> </tr> </table>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の魅力を伝える戦略的なアウタープロモーションの実施</li> <li>●シビックプライドの醸成につながるインナープロモーションの実施</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の魅力を伝える戦略的なアウタープロモーションの実施</li> <li>●シビックプライドの醸成につながるインナープロモーションの実施</li> </ul>		

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

	市民	●SNS 等による自発的な情報発信
	事業者等	
目標	主観指標名	市政情報の発信に関する市民満足度
	施策評価指標名	市公式 SNS の登録者数
	現状値(R7)	35,000 人
	目標値(R11)	47,000 人
	関連する市の計画等	

取組名	VI-6-② 広聴
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の提案・意見を市政に反映するため、毎年中学校区ごとに市政懇談会を開催しています。</li> <li>●市の施策を立案する過程において、パブリック・コメントを実施し、市民からの意見等を考慮して意思決定を行い、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方等を公表しています。</li> <li>●市公式ウェブサイトの投稿フォームや提案はがき等により市民のニーズの把握に努めています。引き続き意見聴取の機会の拡充を図る必要があります。</li> <li>●市民相談や弁護士相談、行政書士相談などにより、市民の困りごとや不安等の解消に努めています。市民相談内容が複雑かつ専門的になっているため、関係機関や専門機関との連携をより一層図る必要があります。</li> </ul>
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の提案・意見を市政に反映するため、社会状況等の変化に対応した開催方法を工夫するなどして、より効果的に市政懇談会を実施します。</li> <li>●パブリック・コメント、政策課題懇談会など、政策決定過程において市民からの意見を取り入れ、市政に反映します。</li> <li>●市政全般にわたる市民の提案・意見を反映するため、市公式ウェブサイトの投稿フォームや提案はがき等の様々な方法により、幅広く市民ニーズの把握に努めます。また、意見を聞く機会の拡充について検討します。</li> <li>●市民相談や弁護士相談、行政書士相談を実施し、専門機関と連携して、市民の困りごとや不安の解消に努めます。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市政懇談会の開催</li> <li>●パブリック・コメントの実施</li> <li>●意見を聞く機会の拡充</li> <li>●市民相談や弁護士相談、行政書士相談の実施</li> </ul>
役 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民等からの建設的な提案、意見、要望などを広く聞く機会を設け、市政</li> </ul>

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

割 目 標		に反映させる。 ●市民等の民事的な困りごとの解決や不安解消を図る手助けをする。
	市民	●市政懇談会への参加 ●パブリック・コメントへの意見等提出 ●市公式ウェブサイト等を活用した政策提案
	事業者等	
主観指標 名 施 策 評 価 指 標 名 現 状 値 (R7) 目 標 値 (R11)	主觀指標 名	市民意見の市政への反映に関する市民満足度
	施 策 評 価 指 標 名	市へ意見を言える機会の満足度
	現 状 値 (R7)	2. 90
	目 標 値 (R11)	3. 00
関連する市の 計画等		

## **VI-7 持続可能な行財政運営**

### **〈基本方針〉**

限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用することにより、持続可能な行財政運営を目指します。

また、企業誘致や高い市税収納率を維持することにより自主財源を確保しながら、自立した財政基盤の確立に努めます。

あわせて、AIなどのデジタル技術を積極的に活用して行財政運営の効率化を図ります。

### **〈取組〉**

VI-7-① 行財政改革

VI-7-② 財政基盤の確立

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-7-① 行財政改革						
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成8年の「ひたちなか市行政改革大綱」を策定して以来、これまで10次にわたり大綱を策定し、効率的・効果的な事業の推進や民間活力の活用、公共施設の管理運営の見直しなど、様々な行財政改革に取り組んできました。</li> <li>●今後、少子高齢化や人口減少の進行、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の進展とともに、市民のニーズも多様化していくことが見込まれます。これらに対応するためには、変化を的確に捉え、市に求められる役割を把握し、その時々における最適な手法や仕組みを選択しながら、よりよい行財政運営を目指す必要があります。</li> <li>●更に、IoTやAIといった先端技術の進展や、ビックデータの活用が進む中で、Society5.0に対応した行政サービスの提供が求められています。</li> <li>●窓口業務や相談業務など、市民との接点(フロントヤード)は、現在も対面や紙による対応が中心となっています。少子高齢化や人口減少が進み、行政資源が制約されていく一方で、住民の生活スタイルやニーズが多様化している現状に対応するため、窓口体制も含めたフロントヤードの改革を進めていく必要があります。</li> </ul>						
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会構造の変化や住民ニーズの多様化に対応するため、限られた行政資源を最大限に活用できるよう、業務の見直しや多様な主体との協働・連携を通じて事業の最適化を図ります。</li> <li>●健全な財政基盤の確立を図るため、自主財源の確保や事業の再構築による歳出の適正化を推進します。</li> <li>●質の高い行政サービスを継続的に提供するため、業務改革や効率化により組織運営の最適化を図るとともに、行政組織を支える人材の確保・育成や、働きやすい職場環境づくりに取り組むことで、体制の強化・活性化を目指します。</li> <li>●行政のDXを推進することで、業務の効率化・最適化、人的資源の適正配分を図り、市民サービスの向上を目指します。</li> <li>●「書かない・待たない・迷わない・行かない」窓口の実現など、フロントヤードを多様化・充実化するための環境整備を行い、市民の利便性向上と職員の負担軽減を図ります。</li> </ul>						
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行財政改革大綱の策定・進行管理</li> <li>●組織機構・定員の適正管理</li> <li>●人材育成の推進</li> <li>●AIをはじめとする新たなデジタル技術の活用推進</li> </ul>						
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%;">市</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者等</td> <td></td> </tr> </table>	市		市民		事業者等	
市							
市民							
事業者等							
目	主観指標 効率的な市役所の運営に関する市民満足度						

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

標	施策評価 指標	ひたちなか市行財政改革大綱における実施計画の達成割合 (概ね計画どおり実施できた取組の割合)
	現状値 (R7)	—
	目標値 (R11)	100%
関連する市 の計画等		ひたちなか市行財政改革大綱 ひたちなか市デジタル化推進指針 ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン

取組	VI-7-② 財政基盤の確立
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市債残高の増加は財政硬直化の要因となることから、原則として当該年度の償還元金を上回らない範囲で新規市債を発行することで残高の減少に努めていますが、大型事業の実施等により、今後、市債残高が増加に転じることが見込まれています。</li> <li>●今後も本市の発展に必要不可欠な事業を推進することで市債残高の増加が見込まれることから、適正な予算執行に取り組むとともに、市債管理基金、財政調整基金による財源過不足の年度間調整や特定目的基金の有効活用を通じて、健全な財政運営に努めています。</li> <li>●本市においても人口が減少に転じ、少子高齢化が更に進展することが予測されています。社会保障費関連経費の増大に対応しながら、末永く発展できる持続可能な都市経営を実現するため、安定した財政基盤を確立する必要があります。</li> </ul>
取組と 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主財源の確保に努めるとともに、既存事業の見直しや業務の効率化に取り組み、経常的経費の縮減を図り、安定した財政基盤を確立します。</li> <li>●企業誘致や産業の活性化を通じて税収の向上に努めるとともに、課税客体を確実に把握し、適正課税に努めます。また、未納者に対しては滞納整理を実施し、早期収納に努めます。</li> <li>●国・県の補助制度の見直しの動向に注視しながら中長期的な財政見通しを策定し、積極的に補助金や交付金を活用することで効率的な財政運営に努めます。</li> <li>●健全な財政運営の目安となる経常収支比率、健全化判断比率などの財政指標の適正化に努めます。</li> <li>●積極的に未利用市有財産の売却等を推進します。</li> <li>●社会状況の変化等による新たな課題や多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、民間ならではの柔軟な発想や専門性の活用がこれまで以上に求められることから、公共施設等を対象とした公民連携を推進します。</li> </ul>
主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市税収納対策の推進</li> <li>●積極的な未利用市有財産の売却等の推進</li> <li>●公共施設等を対象とした公民連携の推進</li> </ul>

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	効率的な市役所の運営に関する市民満足度
	施策評価指標	健全化判断比率
	現状値 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 11.9%</li> <li>・将来負担比率 79.7%</li> </ul>
	目標値 (R11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費比率 25%未満</li> <li>・将来負担比率 350%未満</li> </ul>
関連する市の計画等		

## **VI-8 広域連携**

### **〈基本方針〉**

人口減少・少子高齢化にあっても、行政サービスの質を確保・向上させるため、県央地区など周辺自治体などとの連携を深め、災害対応、環境・廃棄物処理、医療・福祉、地域経済の振興など、共同で取り組むことが適した分野において、効果的かつ持続可能な広域行政を推進します。

### **〈取組〉**

VI-8-① 広域的なまちづくり

## 大綱VI つながりが広がる地域社会

取組	VI-8-① 広域的なまちづくり								
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●斎場の次期指定管理者の選定、下水道のストックマネジメントの推進、クリーンセンターの現施設の運転継続に関する調整及び消防庁舎・設備の計画的な更新に取り組んでいく必要があります。</li> <li>●ひたちなか・東海行政連絡協議会において、ひたちなか地区開発など東海村と共有する課題に対して連携を深めながら取り組んでいます。</li> <li>●県央の9市町村で構成する県央地域首長懇話会に参画し、県央地域全体の発展と住民サービスの向上などにつながる取組を推進しています。</li> </ul>								
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか・東海広域事務組合において東海村と共同処理を行っている斎場、常陸那珂公共下水道、クリーンセンターの管理運営及び消防に関する業務について、村及び組合と協調し、円滑な推進に向けた効率的な体制づくりを進めます。</li> <li>●ひたちなか地区開発の整備促進など、本市及び東海村において共有する広域的な対応が必要な課題について協議・検討を進めるとともに、東海村との合併の機運醸成に努めます。また、生活圏等を共有する那珂市や大洗町をはじめとする近隣市町村との広域的な連携を図ります。</li> <li>●県央地域の市町村と連携し、県央地域に共通する諸課題の解決や、圏域全体の住民サービスの確保・向上、人口定住の促進などに取り組みます。</li> <li>●県央地域の市町村と連携し、県央地域に共通する諸課題の解決や、圏域全体の住民サービスの確保・向上、人口定住の促進などに取り組みます。</li> </ul>								
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひたちなか・東海行政連絡協議会における東海村との連携の推進</li> <li>●県央地域首長懇話会の構成市町村との連携の推進</li> <li>●北関東・新潟地域連携軸推進協議会など広域的に自治体間で連携する協議会への参画</li> </ul>								
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">市</td><td></td></tr> <tr> <td>市民</td><td></td></tr> <tr> <td>事業者等</td><td></td></tr> </table>	市		市民		事業者等			
市									
市民									
事業者等									
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主観指標</td><td>効率的な市役所の運営に関する市民満足度</td></tr> <tr> <td>施策評価指標</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現状値(R7)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>目標値(R11)</td><td>—</td></tr> </table>	主観指標	効率的な市役所の運営に関する市民満足度	施策評価指標	—	現状値(R7)	—	目標値(R11)	—
主観指標	効率的な市役所の運営に関する市民満足度								
施策評価指標	—								
現状値(R7)	—								
目標値(R11)	—								
関連する市の計画等									